



有権者 情報 パンフレット



市書記 PATRICE Y. LATTIMORE 編纂

★ 市会総選挙 ★

2026 年 11 月 3 日火曜日

JAPANESE

**選挙に関する情報は 1-888-873-1000
までお問い合わせください。**

**Los Angeles 市では有権者情報を英語の他
に以下の言語で提供しています。**

**Այս բրոշյուրի հայերեն օրինակն ստանալու համար
զանգահարեք 1-888-873-1000 հեռախոսահամարով:**

**要索取本手冊的中文版・
請致電 1-888-873-1000**

**برای تهیه‌ی نسخه‌ای از این جزوه به زبان فارسی، با شماره تلفن
1-888-873-1000 تماس بگیرید**

**हिन्दी में इस पैम्फलेट की प्रति प्राप्त करने के लिए,
1-888-873-1000 पर फोन करें**

**このパンフレットの日本語版をご希望の方は、
1-888-873-1000までお電話ください。**

**ដើម្បីទទួលបានឯកសារថតចម្លងមួយច្បាប់ពីកូនសៀវភៅនេះជាភាសាខ្មែរ
សូមហៅទូរស័ព្ទលេខ 1-888-873-1000**

**이 팸플릿을 한국어로 원하시면 다음 전화번호로
연락하십시오. 1-888-873-1000**

**Для получения копии данной брошюры на русском
языке позвоните по номеру 1-888-873-1000.**

**Para obtener una copia de este folleto en español,
llame al 1-888-873-1000**

**Para makakuha ng kopya ng pamphlet na ito sa Tagalog,
tumawag sa 1-888-873-1000**

**เพื่อขอสำเนาจุลสารนี้ในภาษาไทย โปรดโทรศัพท์ติดต่อที่หมายเลข
1-888-873-1000**

**Muốn có một tập sách này bằng tiếng Việt, hãy gọi số
1-888-873-1000**

目次

	ページ
投票用紙要約.....	3-10
投票法案、意見、本文	
提案 TE	11
憲章修正案 LA.....	17
憲章修正案 PL.....	36
憲章修正案 EE.....	45
憲章修正案 PRK.....	58
憲章修正案 PRT	65
憲章修正案 SC	71
発案条例 FD.....	88

有権者情報

Los Angeles郡公認記録係/郡書記は、Los Angeles市議会選挙の管理者です。

このパンフレットは、2026年11月3日の市会総選挙の市／Los Angeles統一学区（LAUSD）の投票法案に関する情報のみが記載されています。

投票センター等、選挙に関する詳細情報については、LA郡まで、(800) 815-2666にご連絡いただくか、www.lavote.govをご覧ください。

次の 8 ページには、市／ Los Angeles 統一学区 (LAUSD) の投票法案の簡略版が記載されています。各法案の全文及びその他の情報は投票要約の後に記載されています（目次を参照）。

表題：

2025 年 1 月の火災による被災者に対する不動産譲渡税の免除。

案件：

Palisades 火災で被害を受けた、または破壊された住宅不動産で、火災発生日から五年以内に売却されたものに対し、市のホームレス対策・住宅ソリューション税（提案 ULA）を一度限り免除する条例を制定すべきでしょうか？

状況：

2022 年、有権者は提案 ULA を承認した。これは、500 万ドル（インフレ調整後）を超える不動産の売却に課される特別不動産譲渡税で、手頃な価格の住宅やテナント支援プログラムの資金となる。2025 年 1 月 7 日に発生した Palisades 火災は、住宅や居住用ユニットを含む多くの住宅不動産に被害を与え、あるいは全壊させた。火災で損傷を受けた物件のうち、500 万ドル（インフレ調整後）以上で売却済みまたは売却予定の物件は、提案 ULA 税の対象となる。

提案：

この法案は、Palisades 火災により損傷又は破壊された 500 万ドル（インフレ調整後）を超える住宅不動産の売却を、提案 ULA 税から免除します。火災が発生した日に所有者であった者が、損傷又は破壊された住宅不動産を 2025 年 1 月 7 日から 2030 年 1 月 6 日までの間に売却又は譲渡した場合、その売却又は譲渡は、提案 ULA 税の一回限りの払い戻し又は免除の対象となる。

「はい」に投票する意味：

あなたは、Palisades 火災によって損傷又は破壊された 500 万ドル（インフレ調整後）を超える住宅不動産が、火災発生日から 5 年以内に売却された場合、提案 ULA 税の一回限りの払い戻しまたは免除の対象となることを望んでいます。

「いいえ」に投票する意味：

あなたは、Palisades 火災によって損傷又は破壊された 500 万ドル（インフレ調整後）を超える住宅不動産が、火災発生日から五年以内に売却された場合、提案 ULA 税の一回限りの払い戻しまたは免除の対象となることを望んでいません。

この法案の全文は 15 ページから始まる。

表題：

都市インフラ、予算、財務、および契約。

案件：

市憲章を改正し、市のインフラ整備計画および二年間の予算サイクルを策定すること；公共事業局長（局長）の権限を拡大し、公共事業役員会（役員会）の廃止または変更を可能にすること；市が事業活動に従事することおよび市所有財産を抵当に入れることを禁止する制限を撤廃すること；ならびに特定の契約に関する規則および手続きを変更するべきか？

状況：

現行の憲章では、一年間の予算サイクルを定め、市が所有する不動産を抵当に入れることを禁止し、商業活動を制限し、公共事業局長は常勤の公共事業役員会によって運営され、局長が補佐することを規定し、インフラ整備計画を義務付けず、契約の授与を規制している。

提案：

この法案は、以下を行います：

- 条例によって調整可能な二年間の予算サイクルを確立する；
- 市が商業活動に従事したり、市所有財産を抵当に入れたりする能力に対する制限を撤廃する；
- 条例により、局長の運営権限を拡大し、委員会の変更または廃止を可能にする；
- 市に対し、インフラ整備計画の策定を義務付ける；
- 特定の重要なインフラストラクチャー・プロジェクトを市の競争入札契約規則から除外する；および
- 市は条例により、契約入札の評価前に、倫理規定に関する書類における技術的または事務的な誤りを免除し、入札者がその他の誤りや漏れを修正することを認める。

「はい」に投票する意味：

あなたは、市の都市インフラ、予算、財務、契約に関して、上記のような変更を加えるために、市憲章を改正することを望んでいます。

「いいえ」に投票する意味：

あなたは、市の都市インフラ、予算、財務、契約に関して上記のような変更を加えるために、市憲章が改正されることを望んでいません。

この法案の全文は 23 ページから始まる。

表題：

都市計画局。

案件：

市憲章を改正して、地域計画委員会に代わる近隣審査委員会を設置すること、特定の計画決定の審査および承認方法を変更すること、準司法的申請に関する市計画部門の権限を明確にすること、条例によって床面積規制の変更を認めること、および関連する変更を行うことは適切でしょうか？

状況：

この憲章は、都市計画局、市計画委員会および地域計画委員会、計画局長、ゾーニング管理事務所、市議会、市長など、計画および土地利用における主要な意思決定者の権限と義務を定めている。

提案：

法案は：

- 七つの地域計画委員会を、少なくとも七人の委員で構成される近隣審査委員会（NAC）に置き換える；
- 新設された NAC に対し、行政上訴を審理し、以前の意思決定者に敬意を払うことなく当該上訴を改めて検討し、条例で定められたその他の事項を決定する権限を付与する；
- 市議会が計画および土地利用に関する事項について管轄権を行使するための、追加の手続き要件および期限要件を設ける；
- 市憲章において、都市計画局は、条例によって権限を与えられ、計画局長によって任命された指定の都市計画局職員が実施する準司法審査について責任を負うことを明記する；
- 特定の土地利用承認および法的権限の委任に関連する条項を削除する；
- 市議会が以前の承認から 75 日以内に行動を起こさない場合、総合計画の修正案が承認されるものとする；および
- 市議会が条例により現在の床面積制限を変更することを認める。

「はい」に投票する意味：

あなたは、都市計画局に関する上記の変更を加えるために、憲章を改正することを望んでいます。

「いいえ」に投票する意味：

あなたは、都市計画局に関する上記の変更を加えるために憲章を改正することを望んでいません。

この法案の全文は 40 ページから始まる。

表題：

市倫理、選挙、市の統治。

案件：

市憲章を改正し、警察局長官および消防局独立評価官の独立性を強化すること；倫理委員会委員が一定の選出公職に退任後五年間立候補することを禁止すること；選挙運動資金違反に対する金銭的罰則を引き上げること；市議会が現在義務付けられている週三日ではなく少なくとも週一回会合を開くことを義務付けること；住民投票請願に必要な署名数を引き上げること；ならびに倫理、選挙および統治に関するその他の変更を行うべきか？

状況：

市憲章は、市政府の組織構造、権限、および責任を定めている。

提案：

この法案により、以下の変更が行われます：

- 倫理委員会のエグゼクティブディレクターおよび委員は、退任後五年間、市または Los Angeles 教育役員会の公職に立候補することを禁止する；
- 選挙運動資金違反に対する金銭的罰則の上限を、15,000 ドル（インフレ率に応じて毎年調整される）、または違反ごとに不適切に報告または提出された金額の三倍のいずれか大きい方に引き上げる；
- 住民投票請願に必要な署名数を、前回の市長選挙における投票総数の 10 パーセントから 15 パーセントに引き上げる；
- 警察局長官および消防局独立評価官の独立性を強化し、調査や監査を開始・実施できるようにする；
- 市議会に対し、週三日ではなく少なくとも週一回の会合を義務付け、役員会行動に対する拒否権行使のタイミングに関する要件についても関連する変更を行う；
- 警察局と消防局の権限移譲に関する文言を明確にする；および
- 近隣評議会の利害関係者の定義を条例で定めることを認める。

「はい」に投票する意味：

あなたは、倫理、選挙、統治に関して上記で述べた変更を加えるために、憲章を改正することを望んでいます。

「いいえ」に投票する意味：

あなたは、倫理、選挙、統治に関する上記のような変更を加えるために憲章が改正されることを望んでいません。

この法案の全文は 50 ページから始まる。

表題：

市レクリエーション・公園局予算。

案件：

市憲章を改正し、財政上の緊急事態を除き、レクリエーション・公園局に割り当てられる最低予算を、現在の最低予算額の二倍に達するまで十年間かけて段階的に増額すべきか？

状況：

憲章は、市一般財源からレクリエーション・公園のための最低予算を定めている。この最低予算額は、市税の課税対象として査定されたすべての資産の査定評価額の0.0325%に相当する額です。現在の市憲章に定める配分率及びそれによる予算配分は、人口の増加、公園制度の拡大、並びに維持管理及び運営費の増加に追いついていません。これにより、これまでレクリエーション・公園のサービスが削減されてきました。

提案：

この法案は、レクリエーション・公園に提供される市一般財源の最低額を引き上げるものです。この割合は、市税の課税対象として査定されたすべての資産の査定評価額に対する現在の0.0325%から0.065%まで、十年間かけて段階的に引き上げられます。この法案は、新たな税を創設せず、市の追加歳入を生み出すものでもありません。レクリエーション・公園により多くの市一般財源を提供することを義務付けます。

この増額された資金は、レクリエーション・公園のサービス水準、公園における公平性の格差に対処し、レクリエーション・公園が運営費やプログラム費用を賄うことを可能にするものです。

財政非常事態宣言が出された場合、市議会はこの増額された資金を一定額削減することができる。ただし、レクリエーション・公園の最低予算配分は、市税の課税対象として査定されたすべての資産の査定評価額の現在の0.0325%を下回って削減することはできません。

「はい」に投票する意味：

あなたは、財政上の緊急事態の場合を除き、十年間かけて段階的に、レクリエーション・公園局の最低予算を増額したいと考えている。

「いいえ」に投票する意味：

あなたは、レクリエーション・公園局の最低予算を増額したくないのですね。

この法案の全文は 63 ページから始まる。

LOS ANGELES 市憲章修正案 PRT

表題：

市の空港、港湾、および水道・電力局。

案件：

市憲章を改正し、港湾局に水辺の公共アクセス事業のための資金を配分することを義務付けること；Los Angeles 港における特定のリースおよび協定について労働力への影響の開示を義務付けること；特定のリース契約の最長期間を延長すること；空港コミッショナー役員会の構成要件を変更することを義務付けるべきか？

状況：

市憲章では、市議会が空港局（LAWA）と水道電力局（DWP）に対して最長 50 年、港湾局に対して最長 66 年のリース契約を承認することを認めている。

この憲章は、Los Angeles 国際空港（LAX）周辺地域から一名、Van Nuys 空港（VNY）周辺地域から一名を含む、七名の委員からなる空港コミッショナー役員会を設置する。

憲章は、港湾コミッショナー役員会に港湾地区を管理する権限を与えている。州法では、多くの港湾開発プロジェクトに沿岸開発許可の取得を義務付けている。

提案：

この法案は、以下を行います：

- 市議会が LAWA および DWP に対し、最長 66 年間のリースを承認することを許可する；
- 空港コミッショナー役員会の委員のうち三名を LAX 周辺地域から、二名を VNY 周辺地域から選出することを義務付ける；
- 港湾局に対し、運営収入の一部を水辺の公共アクセス事業に充てるよう義務付ける；および
- Los Angeles 港における特定の提案されたリースの申請者、および沿岸開発許可を必要とする開発事業の申請者に対し、提案されたプロジェクトに関連する雇用レベルへの影響を開示するよう義務付ける。

「はい」に投票する意味：

あなたは、市の空港、港湾、水道・電力局に関して、上記のような変更を加えるために市憲章を改正することを望んでいます。

「いいえ」に投票する意味：

あなたは、市の空港局、港湾局、および水道電力局に関して上記のような変更を加えるために、市憲章が改正されることを望んでいません。

この法案の全文は 69 ページから始まる。

LOS ANGELES 市憲章修正案 SC

表題：

教育委員会選挙に関連する選挙運動資金規則。

案件：

Los Angeles 市憲章を改正し、教育委員会選挙における選挙運動資金規則を明確化し、条例による変更を可能にするべきか？

状況：

憲章には、教育委員会の候補者に対する選挙運動資金規則が定められている。同憲章には、市長の候補者に対する選挙運動資金規則も含まれている。この二つの規則は非常によく似ているが、憲章の異なる部分に記載されている。

提案：

この法案は、重複する文言を削除し、特定の例外を除き、市長の候補者に適用される同じ選挙運動資金規則を教育委員会の候補者にも適用するものである。この法案は、市議会が条例によって追加の変更を採択することも可能にする。

「はい」に投票する意味：

あなたは、憲章から重複する文言を削除し、教育委員会の候補者に対する選挙運動資金規則を明確化し、市議会が条例によって追加の変更を採択できるようにしたいと考えている。

「いいえ」に投票する意味：

あなたは、憲章から重複する文言を削除したり、教育委員会の候補者に対する選挙運動資金規則を明確化したり、市議会が条例によって追加の変更を採択することを認めたりすることを望んでいない。

この法案の全文は 74 ページから始まる。

表題：

二分の一パーセントの売上税により LOS ANGELES 消防局への資金提供。

案件：

Los Angeles 市において、Los Angeles 消防局の職員配置、車両および機器、消防署、低木除去、その他の消防局の必要事項などのための追加資金を確保するため、二分の一パーセント（0.5%）の売上税を導入する条例を制定すべきでしょうか？この税制は年間約 3 億 4500 万ドルの税収をもたらし、年次監査と市民監視委員会の設置を義務付ける。

状況：

Los Angeles 消防局（LAFD）は、市の予算処理を通じて毎年資金を受け取っている。その資金のほぼすべては市一般財源から拠出されているが、市一般財源は限られた財源しか持たず、多岐にわたる相反する優先事項のバランスを取りながら、市のほとんどの部署を支援しなければならない。

提案：

この法案は、市民による発案請願を通じて投票用紙に掲載される資格を得た。この法案は、0.5% の売上税を導入し、LAFD を支援するための追加の年間歳入を生み出すものとなる。税収は、以下の用途に使用されるが、これらに限定されない：

- 消防士、救急、および民間職員の配置；
- 消防車、救急車、ヘリコプター、機器、および緊急通信システム；
- 低木除去および山火事への備え；ならびに
- 消防署および緊急医療サービス施設の維持、改修、および建設。

この法案は、税収が条例に従って支出されることを確実にするための市民監視委員会を設置するものである。この税金は、市が過去の資金水準に基づき、LAFD への市一般財源からの支出の最低水準を維持する場合にのみ課される。

「はい」に投票する意味：

あなたは Los Angeles 消防局への追加資金を確保するために、0.5% の売上税を導入することを望んでいます。

「いいえ」に投票する意味：

Los Angeles 消防局への追加資金を確保するために、0.5% の売上税を導入することは望ましくない。

この法案の全文は 99 ページから始まる。

パリセーズ火災で被害を受けた、または焼失した住宅を、火災発生日から五年以内に売却する場合、市の特別不動産譲渡税（提案 ULA）を一度限り免除する条例を制定すべきか？

公正な要約

SHARON M. TSO、主任立法アナリストによる

Los Angeles 市は、不動産の売却又は譲渡に対して 0.45% の不動産譲渡税を課しています。2022 年、有権者はホームレス問題及び住宅解決税（提案 ULA）を承認しました。これは、不動産の売却又は譲渡に対する追加の特別不動産譲渡税です。提案 ULA は、500 万ドルを超える不動産の売却又は譲渡に対して 4% の税を、1,000 万ドル以上の売却又は譲渡に対して 5.5% の税を定めました。この税の対象となる不動産売却額の基準額は、連鎖型消費者物価指数に基づき毎年調整され、現在は 540 万ドル及び 1,090 万ドルとなっています。政府機関、適格な低価格住宅団体及び一定の非営利団体は、この税を免除されます。

提案 ULA 税による歳入は、低価格住宅及び借家人支援プログラムに使用されます。低価格住宅プログラムは、低価格住宅の建設及び改修に資金を提供します。ホームレス防止プログラムは、立ち退き事例における財政支援又は法的支援など、さまざまな借家人支援活動に資金を提供します。歳入の 8% を超える額を、プログラムの管理、報告、コンプライアンス及び実施に使用することはできません。

2025 年 1 月 7 日、Palisades 火災が発生しました。Los Angeles 建築安全局のデータによると、Palisades 火災により約 5,620 棟の建物が損傷又は破壊され、そのうち推定 5,495 棟が住宅でした。これらの不動産のいずれかが、500 万ドルを超える金額（インフレ率に応じて調整された額）で売却又は譲渡された場合、その取引は提案 ULA 税の対象となります。

この法案は、Palisades 火災により損傷又は破壊された 500 万ドルを超える住宅不動産（インフレ率に応じて調整された額）の売却又は譲渡を、提案 ULA 税から免除します。損傷又は破壊については、建築安全局が確認します。Palisades 火災が発生した日に所有者として記録されていた者が、損傷又は破壊された住宅不動産を 2025 年 1 月 7 日から 2030 年 1 月 6 日までの間に売却又は譲渡した場合、その売却又は譲渡は、提案 ULA 税の 1 回限りの還付又は免除の対象となります。

財務局長は、この法案の発効日前に支払われた提案 ULA 税について、適格な請求に対して還付を行う権限を与えられます。

この法案は、Palisades 火災の影響を受けた不動産所有者に財政的救済を提供します。この法案により、提案 ULA 税による歳入が減少する可能性があり、その結果、低価格住宅及び借家人支援プログラムへの資金が減少することになります。

本法案は、有権者の過半数から承認された場合に有効になる。

財政影響声明

MATTHEW W. SZABO、市行政官による

この法案は、2025 年の Palisades 火災で損傷又は破壊され、2025 年 1 月 7 日から 2030 年 1 月 6 日までの間に売却された住宅不動産について、住宅統合提案 LA (ULA) の不動産譲渡税一回限り免除します。この免除は市の一般財源には影響を与えませんが、低価格住宅の建設及びホームレス防止プログラムの財源となる住宅 LA 基金の歳入を減少させます。ULA による歳入の減少額は、2030 年 1 月までに 3,500 万ドルから 6,600 万ドルになると推定されています。この推定は、Palisades において適格な取引一件当たりを支払われた ULA 税の平均額、2026 年 7 月時点で売りに出されている再建された住宅の数、及び火災後に売却された空き地に基づいています。上限の推定額は、取引件数の平均が二倍になることを前提としています。実際の歳入損失は、免除が終了する前に売却される適格な住宅不動産の総数によって決まります。

提案 TE への賛成意見

Los Angeles の有権者は、ホームレス問題と住宅危機に対処するため、法案 ULA を承認しました。これは、宣言された災害によってすべてを失った被災者を罰することを意図したものでは決してありません。

火災、地震、その他の災害によって住宅や地域全体が破壊された場合、被災者は、費用の支払い、転居、持ち物の復旧、または経済的な立て直しのために、不動産を売却せざるを得ないことがよくあります。自分たちに何の落ち度もないにもかかわらず、すでにすべてを失っている被災者に ULA の不動産税の支払いを求めることは、壊滅的な状況をさらに悪化させるだけです。

保険会社との想像を絶する困難なやり取り、急騰する再建費用、先行きの不確かなスケジュールに対処する中で、多くの火災被災者は、負担できない費用を負担して再建するか、失った不動産を売却するかという、到底受け入れがたい選択を迫られています。自らの力ではどうにもならない事情によって、さらに ULA 税を課されるべきではありません。

災害被災者に税制上の救済を提供することは、公平さ、思いやり、そして常識の問題です。これは ULA の本来の目的を維持しながら、壊滅的な損失を被った被災者が支援と柔軟な対応を受けるに値することを認めるものです。

この法案は ULA を廃止するものでも、投資家や投機家のための抜け道を設けるものでもありません。むしろ、この限定的に設計された法案は、2025 年 1 月 7 日の火災によって損傷または破壊された住宅用不動産（集合住宅を含む）の所有者に対して、限定的な一度限りの免除を提供するものです。

Los Angeles が身をもって経験しているように、災害はどの地域でも起こり得ます。災害が宣言されたとき、私たちは人々の回復を支援すべきであり、最も困難な状況にあるときにさらなる経済的負担を課すべきではありません。

災害被災者を支援することは、党派的な問題ではありません。それは、Los Angeles が住民にとって最も支援を必要とする時に寄り添うという意味を示すものです。

賛成 票は、災害からの復旧に対する経済的障壁を取り除きながら、ULA の意図を維持するものです。

提案 TE への賛成意見に署名した人

TRACI PARK
市議会議員、第 11 区
City of Los Angeles

KAREN BASS
市長
City of Los Angeles

MARQUEECE HARRIS-DAWSON
市議会議員、第 8 区
City of Los Angeles

MONICA RODRIGUEZ
市議会議員、第 7 区
City of Los Angeles

BEN ALLEN
州上院議員
State of California

JACQUI ERWIN
州下院議員
State of California

NICK MELVOIN
教育委員
Los Angeles Unified School District

LA/OC BUILDING & CONSTRUCTION
TRADES COUNCIL
Ernesto Medrano
専務理事

WESTERN STATES REGIONAL COUNCIL
OF CARPENTERS
Favian Guillen
専務理事兼会計

PACIFIC PALISADES COMMUNITY COUNCIL
Allison Holdorff Polhill
会長

この法案への反対意見は提出されませんでした。

印刷された意見は執筆者の意見であり、いかなる市の機関によっても正確性が確認されたものではありません。さらに、署名者の氏名の下に記載された肩書きは、身元を示すことのみを目的としたものであり、その個人が組織を代表して署名していることを示すものではありません。

地方法規または既存の地方法規の条項に追加された新たな規定または文言は 下線で表示され、地方法規または既存の地方法規の条項から削除された文言は 取り消し線で表示される。

提案 TE

提案された投票法案の本文

第 1 項。Los Angeles 市の地方法規に、ホームレス対策および住宅問題解決税の免除に関する新たな条項 21.9.17 を、次のとおり追加する。

第 21.9.17 項。免除 – PALISADES 火災

(a) 本法規 21.9.2 項の副項 (b) により課されるホームレス対策および住宅問題解決税は、Los Angeles 市内で売却された土地、建物その他の不動産が、買主もしくはその他の者に対して、付与、譲渡、またはその他の方法により移転され、またはその所有権が帰属することを定める証書、文書または書面には適用されないものとする。ただし、以下を条件とする：

(1) Los Angeles 市内で売却された土地、建物、その他の不動産は、2025 年 1 月の Palisades 火災によって損傷または破壊された住宅物件であること。

(2) (a)(1) 副項に記載されている住宅物件の損害または破壊は、建造物および安全部門によって確認されること。

(3) 譲与者、移転人、または譲渡者は、(a)(1) 項に記載されている居住用不動産の所有者であること。

(4) (a)(3) 副項に記載されている譲与者、移転人、または譲渡者は、2025 年 1 月 7 日時点で (a)(1) 項に記載されている居住用不動産の所有者であったこと。

(5) (a)(1) 副項に記載された物件は、以前に本条項に基づく免除を受けていなかったこと。

(6) (a)(1) 副項に記載されている物件は、本法規第 21.9.2 (a) 副項に基づく免除の対象ではないこと。

(b) 「損傷」とは、本法規第 16.03 項に規定されているものと同じ意味で用いられるものとする。

(c) (a) 副項は、2025 年 1 月 7 日から 2030 年 1 月 6 日まで効力を有するものとする。

(d) 財務部長は、本項の発効日前に支払われた、第 21.9.2(b) 副項に従って課されたホームレス対策および住宅問題解決税について、発生したとみなされる適格な請求に対する払い戻しを、本法規第 21.9.10 項に規定する方法で発行する権限を有する。本法規第 21.9.10 項で規定されている払い戻しに関するいかなる期限は、本条項の発効日まで開始しないものとする。

第2項。可分性。本条例のいずれかの項、副項、条項、文章、句または、その適用、もしくはそのいずれかの部分が、管轄権を有する裁判所、または審判機関により違憲または無効と判断された場合でも、本条例のその他の項、副項、条項、文章、句、部分、またはその適用は、引き続き効力を有するものとする。この趣旨において本条例の各規定は可分である。さらに、有権者は、違憲または無効とされた項、副項、条項、文章、句、部分または適用がなくても、本条例のすべての項、副項、条項、文章、句、部分および適用を可決したであろうことを宣言する。

市憲章を改正し、市のインフラ整備計画および二年間の予算サイクルを策定すること；公共事業局長の権限を拡大し、公共事業委員会の廃止または変更を可能にすること；市が事業活動に従事することおよび市所有財産を抵当に入れることを禁止する制限を撤廃すること；ならびに特定の契約に関する規則および手続きを変更するべきか？

公正な要約

SHARON M. TSO、立任アナリストによる

Los Angeles 市憲章（憲章）には、市が予算、契約、市所有の財産、および公共事業局をどのように管理するかに関する規則が定められている。この法案は、憲章を以下のとおり改正し、これらの規則を変更するものです：

- 二年間の予算：現在、市は毎年予算を策定することが義務付けられている。この法案により、別の予算サイクルが条例で採択されない限り、市の予算サイクルは二年サイクルに変更され、市長が提案された予算案を提出する期限も変更される。この法案により、市長は 4 月 1 日までに二年間の提案された予算案を市議会（市議会）に提出することが義務付けられる。市議会は、提案された二年間の予算案を承認または修正する期限を 6 月 1 日までとする。市議会の変更は、憲章に規定されているとおり、市長による拒否権発動および議会による無効化の対象となる。二年周期の各財政年度について、市議会は、市長による拒否権発動および議会による無効化の規定に従い、6 月 1 日までに決議によって、次年度の予算に計上される金額を承認する。
- インフラ整備計画（CIP）：現在、市は市のインフラ整備事業に関する資本計画を策定する義務を負っていない。この法案により、市は条例によって CIP を策定することが義務付けられる。この条例には、CIP の範囲、期間、資金、および報告要件が含まれる。プロジェクトには、市内の道路、公園、橋、建物の建設または改良が含まれる場合があります。
- 競争入札：現在、市憲章では、市は競争入札規則を遵守することが義務付けられており、例えば、資格のある企業に最低価格で契約を授与することなどが定められている。この法案は、ソフトウェアメーカーから取得したソフトウェアサービスまたは保守契約については、これらの規則の例外規定を追加するものである。また、この法案により、市は条例によって、市の安全保障、公衆衛生、または安全にとって不可欠な特定の重要なインフラストラクチャー契約について、規則の例外を設けることができる。
- 公共事業局（局）の統治：現在、憲章では、複数の局長および公共事業局の局長（局長）の補佐を受けて局を監督する常勤の公共事業役員会（役員会）が設置されている。この法案により、局長の権限と義務が拡大され、以下を行うことが可能になる：公共事業プロジェクトの建設を直接管理すること、不動産の賃借または購入を含む；市議会の承認を条件として土地

収用の権限を行使すること；契約管理を監督すること；道路使用許可を与えること；および局の運営予算を勧告すること。逆に、公共事業役員会の権限の一部は局長に移管されるが、公共事業役員会は、以下の一部の職務を保持する：契約の承認；条例で認められた公聴会の実施；局長と協議の上で公共事業プロジェクトの仕様を承認すること；および局長、市長、市議会に公共事業計画に関する勧告を行うこと。この法案はまた、市議会が条例によって公共事業役員会を変更または廃止することを認めている。さらに、この法案は、局長に提案されている権限と職務に合わせて、各局長に対する最高行政責任者の肩書きを廃止する。

- 事業運営：現在、市憲章は、市が市所有の財産を抵当に入れることを禁じ、市が商業または工業事業のみを運営することを防止している。この法案により、これらの制限が撤廃され、市は市所有の資産を活用し、商業または工業事業に従事することが可能になる。
- 契約書式：現在、市との契約に外部企業が入札する場合、所定の様式を提出することが義務付けられている。この法案により、市は条例によって、契約提案を評価する前に、軽微な技術的または事務的な誤りを免除または修正することを認めることができる。しかし、倫理規定に関する書類における重大な誤りは免除することができず、完全に修正されなければならない。

本法案は、投票の過半数によって承認された場合に有効になる。

財務的影響声明

MATTHEW W. SZABO、市行政官による

この法案により、インフラ整備計画が策定され、市の予算サイクルが二年制に移行し、公共事業局の局長の権限が拡大され、市が事業活動に従事したり、市の資産を抵当に入れたり、契約手続きを変更したりすることが可能になる。二年間の予算サイクルへの移行とインフラ整備計画の策定には、予算および資産管理システムのアップグレード、職員の研修、専門分野の専門家との協議のために、400万ドルから600万ドルの一時的な費用が必要となる。資金は一般財源から拠出され、市長および市議会による予算編成プロセスを通じて承認される必要がある。プロジェクト管理など、この法案の二つの要素にかかる継続的な費用は、既存のリソースを再編成することで吸収される。契約手続きの変更、不動産抵当、事業活動など、残りの憲章修正による財務および歳入への影響は、現時点では一定量化できません。

憲章修正案 LA への賛成意見

市庁により、より良い基本的な行政サービスを提供し、老朽化する基幹施設をより迅速に修復し、納税者の税金をより賢く活用することを義務付けるため、法案 LA に「賛成」票を投じてください。

Los Angeles は、何を行う必要があるのか、いくらかかるのか、そしてその実施に誰が責任を負うのかについて計画を立てなければ、必要とされる数十億ドル規模の基幹施設の修繕に取り組むことも、市の財政をより健全な基盤に立て直すこともできません。

Angeles 市民は、市が先を見越した計画を立てなかった場合に何が起こるかを目の当たりにしています。市が道路を再舗装し、歩道や街灯を修繕し、継続的なメンテナンスに対応するには何年もかかり、問題の修復がより困難で費用もかかるようになるまで待つこともしばしばあります。

法案 LA はこの状況を改善します。Los Angeles に先を見越した計画を立てることを義務付けます。長期的な基幹施設計画を策定し、市が修繕を優先し、問題の修復費用がより高額になる前に維持に対応し、作業の実施責任を明確にした上でプロジェクトを進められるようにします。

また、二年間の予算編成を義務付け、現在の意思決定を行う際に、市の指導者が将来の費用を考慮するようにします。さらに、Los Angeles が効率的に運営し、納税者の税金をより有効に活用することを困難にしている時代遅れの憲章上の制限を撤廃します。

法案 LA は、すべての道路のくぼみを一夜にして修復するものではありません。しかし、より良い道路、歩道、基幹施設、そして市の行政サービスは、より良い計画、より明確な説明義務、より賢明な予算編成から始まります。

私たちは何年にもわたり、市の予算を詳しく調査し、プログラムを監査し、各部局を監督し、より良い基幹施設の実現に取り組んできました。私たちは、何が障害となっているのかを自ら目の当たりにしてきました。私たちは、これらの改革によって、Los Angeles がここに住む人々のためにより良い成果を実現できると信じています。

法案 LA に「賛成」票を投じてください。

憲章修正案 LA への賛成意見に署名した人

KENNETH MEJIA
会計監査官
City of Los Angeles

BOB BLUMENFIELD
LA 市議会議員
City of Los Angeles

RON GALPERIN
元市会計監査官
City of Los Angeles

MICHAEL SCHNEIDER
最高経営責任者
Streets For All

KATY YAROSLAVSKY
LA 市議会議員
City of Los Angeles

JESSICA MEANEY
エグゼクティブ・ディレクター
Investing in Place

DAVID LEVITUS
最高経営責任者
LA Forward

印刷された意見は執筆者の意見であり、いかなる市の機関によっても正確性が確認されたものではありません。さらに、署名者の氏名の下に記載された肩書きは、身元を示すことのみを目的としたものであり、その個人が組織を代表して署名していることを示すものではありません。

憲章修正案 LA への反対意見

Los Angeles では汚職スキャンダルが相次ぎ、市役所に対する市民の信頼が損なわれている今こそ、独立した監視体制を廃止するのではなく、透明性と説明責任を強化すべきです。

承認されると、市憲章修正案 LA は公共事業委員会を廃止する権限を市議会に与え、その権限を単一の人物に統合することになります。この委員会は、市の契約に関する独立した審査を行うために設立されたものであり、その決定は California 州の公開会議法に従って公開会議で行われます。この重要な抑制と均衡の仕組みを取り除けば、一般市民による監視の機会が減り、数十億ドルに及ぶ税金が投入される公共事業に対する説明責任が損なわれることになります。

この憲章修正案の支持者は、資本改善計画のような改革を例に挙げていますが、そのような変更は憲章を改正しなくても実施できます。

Los Angeles に必要なのは、透明性の向上、監視の強化、そして権力の乱用に対するより強力な保護であり、安全対策の縮小ではありません。

憲章修正案 LA に反対票を投じてください。

憲章修正案 LA への反対意見に署名した人

MONICA RODRIGUEZ

Los Angeles 市女性市議会議員、第 7 区

City of Los Angeles

印刷された意見は執筆者の意見であり、いかなる市の機関によっても正確性が確認されたものではありません。さらに、署名者の氏名の下に記載された肩書きは、身元を示すことのみを目的としたものであり、その個人が組織を代表して署名していることを示すものではありません。

憲章修正案 LA の反対意見に対する反論

反対派の主張で正しい点が一つあります。Los Angeles は何世代にもわたり、インフラを監督するために同じ断片的なシステムに依存してきました。責任は複数の役人、委員会、機関、局に分散しています。Los Angeles 市民は、崩れかけた道路、歪んだ歩道、点灯しない街灯といった結果に直面しています。

法案 LA は、この状況を変えます。この法案は、市全体を網羅する単一の長期インフラ計画と 2 年ごとの予算編成を義務付けることで、Los Angeles 市が明確な優先順位を設定し、実施すべきプロジェクトを特定し、長期にわたる資金調達計画を策定できるようにします。

また、公共事業局の調整と計画の遂行を統括する局長を 1 名設置します。この局長は市長および市議会に報告を行い、独立して選出された市監査官による監督を受け続けます。ロサンゼルス市民は、道路の舗装、歩道の補修、街灯の修理、そしてプロジェクトの遂行について、誰が責任を負っているのかを知ることができるようになります。

説明責任とは、明確な計画、明確な責任、そして明確な監督を意味します。

憲章修正案 LA の反対意見に対する反論に署名した者

KENNETH MEJIA
会計監査官
City of Los Angeles

KATY YAROSLAVSKY
LA 市議会議員
City of Los Angeles

BOB BLUMENFIELD
LA 市議会議員、臨時議長
City of Los Angeles

JESSICA MEANEY
エグゼクティブ・ディレクター
Investing in Place

RON GALPERIN
元市会計監査官

DAVID LEVITUS
最高経営責任者
LA Forward

MICHAEL SCHNEIDER
最高経営責任者
Streets For All

印刷された意見は執筆者の意見であり、いかなる市の機関によっても正確性が確認されたものではありません。さらに、署名者の氏名の下に記載された肩書きは、身元を示すことのみを目的としたものであり、その個人が組織を代表して署名していることを示すものではありません。

憲章に追加された新条項、あるいは既存の憲章条項に追加の言葉は下線で、憲章あるいは既存の憲章条項から削除された言葉は 取り消し線 で表示する。

憲章修正案 LA (都市インフラ、予算、財政、および契約)

提案された投票法案の本文

第 1 項。Los Angeles 市憲章第 104 項の副項 (a) は、次のとおり撤廃される：

(a) **【撤廃】 不動産の抵当権設定。**市は、~~いかなる目的であれ、その財産を抵当に入れる権限を持たないが、~~抵当権が設定されている財産を購入することはできる。

第 2 項。Los Angeles 市憲章第 104 項の副項 (g) は、次のとおり撤廃される：

(g) **【撤廃】 ビジネス企業。**市は、~~憲章発効時に市が事業に従事しているか、または憲章の他の箇所ですべてに従事することが特に許可されていない限り、当該問題について投票した市の有権者の過半数票が集まる場合を除き、純粋に商業的または工業的な事業に従事してはならない。本副項のいかなる規定も、それらの小売営業が市の運営および目的と整合し、それらを支援する場合に、市が食品および商品の小売営業を直接行うことを禁止するものではない。~~

第 3 項。Los Angeles 市憲章第 231 項の副項 (g) は、市の予算ならびに市長の権限および職務に関するものであり、次のとおり修正される：

(g) 市長が提案した 年間-予算案を準備し、憲章第 III 条に従って審議のため市議会に提出する；

第 4 項。Los Angeles 市憲章第 291 項の副項 (b) は、市の予算ならびに最高行政責任者の権限および職務に関するものであり、次のとおり修正される：

(b) 市長が定めた方針に従って年間予算の編成を支援する；

第 5 項。市の予算に関する Los Angeles 市憲章第 310 項は、次のとおり修正される：

第 310 項。 予算サイクル；財政年度。

(a) 市は、条例によって別の予算サイクルが定められない限り、二つの連続する財政年度からなる二年ごとの予算サイクルで運営するものとする。

(b) 市の各 財政年度、その財政年度が予算サイクルのどの時期にあるかにかかわらず、各年の 7 月 1 日に開始し、各年の翌年の 6 月 30 日に終了する。

(c) 複数年度予算サイクルの各財政年度について、市議会は決議により、その財政年度の予算に計上される金額を、前財政年度の 6 月 1 日までに定めるものとする。この決議は市長の拒否権の対象となり、市長の拒否権は市議会の三分の二以上の賛成票によって覆されるものとする。

第 6 項。市の予算に関する Los Angeles 市憲章第 311 項は、次のとおり修正される：

第 311 項。市長への予算見積もり；最優先予算明細書。

(a) 市長が定める時期、ただし遅くとも各年の 1 月 1 日各予算サイクルに先立つ日までに、各部門または事務局、その他の市政府活動の責任者である各役員または役員は、自らの資金を管理する部門を除き、市長が定める様式および方法で、各部門および事務局を適切に運営するために次の予算サイクルの財政年度に必要な金額の詳細な見積もりを、市長に提出し、その写しを市議会および市行政責任者に提出しなければならない。上記の見積りには、統一された予算分類が含まれ、実行される機能と、その実行に必要な品目およびサービスが明確に示されるものとする。見積書には概要、スケジュール、裏付けとなるデータを添付する。前予算サイクルの年度の充当額を上回る増額を要求する部門長または役員は、どの分類に増額が必要かを示し、各分類について緊急に必要な順に順位を付けるものとする。市長は、部門の局員または局長と協議した後、部門、事務所、または活動の最大額に基づいて改訂見積書を作成するよう指示して見積書を差し戻すことができ、その最大額は市長が定めるか、または市長が決定する追加の条件を付け加えるものとする。部門の役員または部長は、市長が指定した期日に、修正された見積もりを市長に提出し、その写しを市議会および市行政責任者に提出しなければならない。

(b) 各予算サイクルに先立つ 2 月 1 日までに、市長は、次の予算サイクルの財政年度の最優先予算を公表し、公衆からの意見を促すものとする。

(c) 各年の 3 月 1 日各予算サイクルに先立つ、までに市会計監査官は、市長に、市のまたは特別区の未払いの公債負債およびその他の法的義務ならびに利子および減債基金に必要になると市会計監査官が見積もる金額の詳細な明細書と、罰金、ライセンスおよびその他の収入源から得られる収入の見積もりを提出し、その写しを市議会および市行政責任者に提出するものとする。

第 7 項。市の予算に関する Los Angeles 市憲章第 312 項は、次のとおり修正される：

第 312 項。市長が提示した予算案。

4 月 1 日までに 4 月 20 日各予算サイクルに先立つ各年の、市長は、次の予算サイクル財政年度の予算を、市議会に提出し、要約および詳細を記載するものとする：

(a) 市政府の必要な業務プログラムを支援するために必要な支出および充当の見積もり次の予算サイクルの財政年度には、市および特別区の公債負債に対する利子および減債基金、または元本の支払いを含む；

(b) 予算が送付される時点で施行されている法律、および予算に含まれる歳入案に基づく、次の予算サイクルの財政年度における市の歳入の詳細な見積もり；

(c) 直前に完了した予算サイクルの財政年度における市政府の支出および歳入；

(d) 現在進行中の予算サイクルの財政年度における市政府の支出および歳入の見積もり；

(e) 年間、恒久的またはその他の充当額、ならびに過去の予算サイクル財政年度の充当残高を含む、現在進行中の予算サイクル財政年度において当該年の6月30日現在で支出に利用可能な金額；

(f) バランスの取れた財務諸表：

(1) 直前に完了した予算サイクル財政年度末の国庫の状況；

(2) 現在進行中の予算サイクル財政年度末の国庫の推定状況；および

(3) 予算に含まれる財政提案が採択された場合の、次の予算サイクル財政年度末の国庫の推定状況。

(g) 市の債券、手形、その他の合法的な債務に関するすべての重要な事実；

(h) 市政府の財政状況を実務上可能な限り詳細に明らかにするために必要または望ましいその他の財務諸表およびデータ；

(i) 未充当残高。これは、不測の事態が発生した際に対応するため、次の予算サイクル財政年度の後半に充当するために利用できるものとする；および

(j) 次の予算サイクル財政年度に繰り越される準備基金の資源に関する明細書であり、市の次の予算サイクル財政年度のうち、税金を受領する前の期間における市の現金需要を満たすため、または憲章に規定される未充当残高への充当のためのものである。

第8項。市の予算に関する Los Angeles 市憲章第313項は、次のとおり修正される：

第 313 項。市議会による予算審議。

市長から提出された予算を受領した後、予算に関する措置を講じる前に、市議会は告知された公聴会を開催しなければならない。その6月1日 各予算サイクルに先立つ、市議会は以下を行う：

(a) 市長が提出した予算を承認する；または

(b) 項目の全部または一部を否認したり、いずれかの項目を増額または減額したり、新しい項目を追加したりすることによって予算を修正し、市議会によって修正された予算を市長に返却する。本条に基づき市議会が行ういかなる措置も、その構成員の過半数票によって行われるものとする。

市議会が本条に規定するとおりに予算を市長に返却しなかった場合、市長が市議会に提出した予算は市書記官によって署名され、その後、次の予算サイクル財政年度の市の一般予算となる。

第9項。市の予算に関する Los Angeles 市憲章第315項は、次のとおり修正される：

第 315 項。市長による拒否権発動メッセージに対する市議会の審議；最終採択予算。

市長から予算拒否のメッセージを受領した場合、市議会は、土曜日、日曜日および公休日を除く五日間、市長の措置に関して予算のいずれかの項目または複数の項目を覆すための措置を講じることができる。市長によって拒否され、またはその他の方法で変更された予算のいずれかの項目または複数の項目で、市議会の全議員の三分の二の票によって、市長の異議にもかかわらず再採択されることも、市議会が当初採択した金額と市長が変更した金額との間の金額に変更されることもないものは、市長によって修正された状態で存続するものとする。

市長が項目に適用される記述または制限を変更した場合、市議会は、本条に基づく措置において、当該記述または制限を市議会が最初に採択した状態に戻すことを除き、当該記述または制限を変更する権限を有しない。

市議会の五 - 日間の期間が満了した時点、または市議会が多数決によりそのように指示した場合はそれより早い時点で、市長が返却した予算は、その後市議会によって修正された範囲において、次の予算サイクル財政年度の市の一般予算となり、再審議のために保留されることなく、速やかに市書記に送付され、市書記によって署名され、市会計監査官の事務所に提出されるものとする。

第 10 項。市の予算に関する Los Angeles 市憲章第 320 項は、次のとおり修正される：

第 320 項。出費プログラム。

市の一般予算に規定される各事務局および部門、ならびに一般財源からの充当により支援される範囲の図書館部門およびレクリエーション・公園部門は、憲章の他の規定、条例およびその他の適用法に定める方法で、その支援のために充当された資金を、次の予算サイクル財政年度の期間中に支出する権限を有するものとするが、法律に定めるとおり、随時作成、提出および修正される計画された支出プログラムに従う場合に限り支出するものとする。市政府のいかなる部門または事務局も、割り当てられた金額を超えて支出を行ったり、負債を負ったりしてはならない。

第 11 項。Los Angeles 市憲章に第 323 項を新たに追加し、次のとおり定める：

第 323 項。インフラ整備計画の策定。

インフラ整備計画は、憲章の要件に準拠して条例によって策定されるものとする。この条例は、計画の統治体制、範囲、期間、資本計画プロセス、計画へのプロジェクトの組み込み基準、報告要件、および予算編成プロセスを定めるものとする。

第 12 項。市の予算および振替に関する Los Angeles 市憲章第 341 項は、次のとおり修正される：

第 341 項。準備金からの振替；未充当残高からの充当。

準備金からの振替は、年間-予算の採択後、年間-予算の充当された項目の全部または一部を満たすために行うことができ、また、一般財源または未充当残高への振替

を行うことができる。これらの振替および未充当残高からの充当は、予算の採択後、次のとおり行うことができる：

(a) 市長の勧告に基づき、市議会の過半数票により承認される；

(b) 市議会の過半数票により、市長の承認を条件として、または市議会が三分の二の賛成票により市長の拒否権を覆して可決することによって。

振替または充当に関する命令が、市長に提示された後十日以内に、市長によって市議会への提示のため書面による異議とともに市書記に返却されない場合、当該命令は、市長が承認して署名した場合と同様に効力を生じ、有効となる。

第 13 項。市の予算および振替に関する Los Angeles 市憲章第 343 項の副項 (a) および (b) は、次のとおり修正される：

(a) **独自の資金を管理していない部署。**独自の資金を管理していない部門の長は、市長に書面で申請し、当該部門の予算配分内のある充当された項目から別の項目へ、または年間-予算の採択後に新たに作成された項目へ金額を振り替えることができる。市長の承認を得て、会計監査官は振替を行うものとするが、三万五千ドル（\$35,000）または条例で定められたその他の金額のいずれかを超える金額の振替は、市議会の過半数票による承認がない限り行われ不得とする。上記にかかわらず、市議会の予算内での振替については、議会議長が振替を承認する権限を有するものとする。

(b) **独自の資金を管理する部署。**独自の資金を管理する部門の総支配人は、その部門を管理・運営する理事会に対し、年間-予算のある予算項目から別の予算項目へ、または年間-予算の採択後に新たに作成された項目へ金額を振り替えることを書面で申請することができる。理事会の承認があれば、会計監査官は振替を行うものとするが、三万五千ドル（\$35,000）または条例で定められたその他の金額を超える金額の振替は、市長の書面による承認がない限り行われ不得とする。

第 14 項。契約の競争入札に関する Los Angeles 市憲章第 371 項の副項 (e) は、次のとおり修正される：

(e) **例外。**本条の制限は、以下のものには適用されない：

(1) 条例で定める金額未満の価値があると合理的に評価される対価を伴う契約。

(2) 契約当局が、一時的かつ臨時的な専門的、科学的、専門家、技術的またはその他の特別なサービスの履行について、競争入札が実行可能または有利ではないと判断した場合の当該サービスに関する契約。

(3) 米国政府から付与された特許証によって保護される物品の供給に関する契約。

(4) 市議会の過半数票により承認された、借主として不動産を賃借する契約または不動産を購入する契約。

(5) 契約担当官または役員会、もしくはその指定者が、生命、健康または財産の保全のために緊急に必要であると書面で宣言した修理、改造、工事または改良に関する契約。当該宣言には、緊急の必要性の理由を記載し、市議会またはその指定者の承認を得なければならない。承認は、本条の要件の一つ以上を満たすことを条件とすることができる。

(6) 連邦法、州法または地方自治体法に従って宣言された戦争または国、州もしくは地方の緊急事態中に締結された契約であって、市議会が三分の二の賛成票で採択し、市長が承認した決議により、本条の制限の全部または一部、または特定の役員会、役員もしくは従業員への当該制限の適用を停止するもの。

(7) 機器の修理または部品、またはソフトウェアのサービスまたはメンテナンスに関する契約で、機器またはソフトウェアの製造元またはその独占代理店から入手するもの。

(8) 他の政府機関と、その政府機関の購買契約ならびに専門的、科学的、専門家または技術的サービス契約、およびそれらの実施協定を利用するための協力協定を締結する契約であって、当該契約および実施協定が競争入札プロセスを通じて締結されたものでない場合も含む。

(9) El Pueblo de Los Angeles 歴史記念碑の管理を担当する市の部門が、憲章の採択日時時点で Olvera 通りの既存の商人と交渉した、新たな長期の譲許契約。

(10) 第 1022 条の要件に従う契約 (契約当局が定める、専門的、科学的、専門家、技術的またはその他の特別なサービスの履行に関する契約を含むが、これらに限定されない) であって、契約当局が競争入札の利用が望ましくない、実行不可能または不可能であると判断する場合、またはコモンローがその他の理由により競争入札要件の遵守を免除する場合。

(11) 条例で資格基準が定められる適格業者との契約であって、重要インフラの設計、開発、調達またはサービス提供を目的とするもの。重要インフラには、物理的または仮想的であるかを問わず、資産、システムおよびネットワークが含まれ、市にとって極めて重要であるため、それらの機能停止または破壊が、セキュリティ、経済的安全保障、公衆衛生もしくは安全、またはこれらのいずれかの組み合わせに重大な悪影響を及ぼすものとする。

第 15 項。選挙運動献金制限および選挙運動開示に関する Los Angeles 市憲章第 470 項の副項 (c) の第 12 区分の小項 (H) は、次のとおり修正される：

(H) この規定の対象となる契約に関するすべての契約募集には、この項の禁止事項の通知を含めなければならない。この条項の対象となる契約について入札または提案を提出する際、入札者または提案者は、その主要関係者、\$100,000 以上の下請業者、およびそれらの下請業者の主要関係者の氏名を特定するフォームに記入し、入札者または提案者がこの項の禁止事項を遵守し、その主要関係者および下請業者に通知することを証明しなければならない；その他必要と判断される情報を提供しなければならない

ない。契約当局の裁量により、本規定の対象となるフォームの記入における技術的または事務的な欠陥は、軽微または重要でないものとして免除される場合があり、または条例にさらに規定されたとおり、是正の対象となる場合がある。倫理委員会が要求する実質的な情報の誤りまたは欠落は免除することができないが、条例にさらに規定されたとおり、入札または提案の評価または採点の前に是正の対象となる場合がある。

第 16 項。Los Angeles 市憲章第 507 項は、次のとおり修正される：

第 507 項。最高行政責任者。

選挙で選ばれる役職を除き、憲章によって設立された、または条例によって設置された各部門および事務所、ならびに公共事業局の契約管理、工学、衛生、街路照明および街路サービスの各部門は、それぞれ最高行政責任者を置くものとする。委員会による管理下にある部門においては、最高行政責任者が部門の業務を管理する。委員会による管理下でない部門や事務所においては、最高行政責任者が当該部門または事務所のすべての業務を完全に統括する。憲章および Los Angeles 行政法典の他の箇所では、最高行政責任者は、総支配人や部長を含む異なる役職名を持つ場合がある。

第 17 項。Los Angeles 市憲章第 509 項の副項 (e) は、市の予算および各部門の最高行政責任者の権限に関するものであり、次のとおり修正される：

(e) 各 予算サイクル 財政年度における年次一つの 部門予算の開始前に、部門の理事会に対して、部門または局の予想される収入および支出を網羅し、市の一般予算に関して第 III 条に規定されている様式および日付に、実行可能な限り準拠するものを勧告する；

第 18 項。Los Angeles 市憲章第 510 項の副項 (g) は、市の予算ならびに各部門の最高行政責任者の権限に関するものであり、次のとおり修正される：

(g) 各予算サイクル 財政年度の開始前に、年次一つの 予算を提出し、部門の予想される収入および支出を網羅するものとし、これには、委員会の指示がある場合には、委員会の業務を適切に遂行するために必要な資金を含むものとする；

第 19 項。市の予算および各部門の役員会の責任に関する Los Angeles 市憲章第 511 項の副項 (b) は、次のとおり修正される：

(b) 各予算サイクル財政年度の開始前に、年次一つの 部門予算を採択し、年次一つの 部門予算の充当を行うものとし、部門の予想される収入および支出を網羅する。各部門の予算は、可能な限り、市の一般予算について第 III 条に規定されている様式および時期に準拠しなければならない。各部門の予算には、未充当残高と呼ばれる金額が含まれるものとし、この金額は、次の予算サイクル財政年度に、不測の事態が発生した場合に対応するため、後日理事会が充当することができるものとする。予算が採択された際には、その写し、および未充当残高からの充当を行うためにその後採択されたすべての決議の写しは、速やかに市長および会計監査官に提出されなければならない。部門は、年間 部門予算の充当、または年間 予算の採択後に行われた充当、もしくは憲章に別途規定されている場合による承認がない限り、出費を行ったり、財政上の義務を負ったりしてはならない。

第 20 項。市の予算ならびに警察委員役員会エグゼクティブディレクターの権限と義務に関する Los Angeles 市憲章第 572 項の副項 (d) は、次のとおり修正される：

(d) 各予算サイクル 財政年度 の開始前に、警察コミッショナー役員会に対し、理事会およびその職員の予想される収入および支出を網羅し、市の一般予算に関して憲章に規定されている様式および日付に、実行可能な限り準拠する予算を勧告する；

第 21 項。市の予算ならびに警察本部長の権限および職務に関する Los Angeles 市憲章第 574 項の副項 (e) は、次のとおり修正される：

(e) 各予算サイクル 財政年度の年次一つの 部門予算の開始前に、警察コミッショナー役員会に対し、エグゼクティブディレクターの管理下にある予想される収入および支出を除き、部門の予想される収入および支出を網羅し、市の一般予算について憲章に規定されている様式および日付に、実行可能な限り準拠する部門予算を勧告する；

第 22 項。公共事業委員会に関する Los Angeles 市憲章第 581 項は、次のとおり修正される：

第 581 項。公共事業委員会。

公共事業委員会の委員は、その職務に専念しなければならない。条例で別途定められている場合を除く。第 514 項の規定にかかわらず、市議会は、市議会の三分の二の賛成票で採択され、市長の拒否権の対象となる条例により、または市長の拒否権を覆して市議会の四分の三の賛成票で採択することにより、公共事業委員会の構成または存在に変更を加え、その権限と義務を追加または削除することができる。憲章ならびに適用される条例および法律に従い、公共事業役員会は以下の権限と義務を有する：

(a) 公共土木工部門の方針を策定し、同部門を管理する；

(b) 第 370 項から第 378 項および関連条例に規定されているとおり、あらゆる工事または改良工事について、提案または入札の要求の審査、検討および準備、ならびに必要な保証金の額の公告および設定の手続きを確立する；

(c) 契約の締結を承認する；

(d) 適用法に従って工事の開始および完了の時期を定める；

(e) 市議会の承認を得て土地収用の権限を行使し、公共事業プロジェクトの建設および維持のために、市を代表して不動産を賃借または購入する；

(e)(f) 第 580 項に規定する工事の契約の締結、市が所有する公共の場所、通行権または財産の提案された変更または改良に伴う利益、損害および費用の決定、ならびに損害および費用を賄うための財産に対する賦課金の作成および徴収に関して、法律によって課せられた、または市議会によって委任された権限と義務を行使する；

(f)(g) 条例で認められているとおり、部門の業務に関する公聴会を実施し、不服申立ての審理を行う。これには、特別賦課金に関する公聴会も含まれる；

(g)(h) 自らの発意により、または苦情を受けて、部門の業務および従業員の行為を調査し、その調査結果を公共事業局長、市長および市議会に報告する；

(h)(i) 公共事業建設プロジェクトの仕様書を承認する、公共事業局長と協議の上；

(i) 完成した公共事業プロジェクトを受け入れること。ただし、公共事業役員会は、十萬ドル（\$100,000）未満または公共事業役員会が定めるその他の金額のプロジェクトを受け入れる権限を公共事業局長に委任することができる；

(j)(k) 短期および長期の公共事業計画およびプログラムについて、公共事業局長、市長、および市議会に勧告を行う；そして

(l)(l) 毎年7月の第二週に開催される市議会の会議において、前財政年度の債券売却による収益額、その収益が充てられた目的、支出額、各債券基金の残高、その他適切と判断する情報および提案を記載した報告書を提出する。

公共事業委員会は、かかるすべての建設および維持管理を進め、その管理下にあり、かつその目的に利用可能な資金から、本条に記載された目的のいずれかを遂行する権限を有する。ただし、本条のいかなる規定も、市議会が工事または改良を命じ、その支払い方法を定める権限を制限するものと解釈されてはならない。ただし、かかる工事または改良は、公共事業委員会の監督および管理の下で行われるものとする。

第 23 項。公共事業局長に関する Los Angeles 市憲章第 582 項は、次のとおり修正される：

第 582 項。公共事業局長

公共事業局には、公共事業局長として知られる最高行政責任者が置かれ、その任命および解任は第 508 項に規定されるとおりとする。の代わりにに加えて 第 509 項に規定される権限および義務を、局長は以下の権限および義務を有する：

(a) 公共事業役員会が採択したすべての命令、規則および規制を執行する；

(b) 契約を管理する；

(c) 公共事業役員会が承認した建設および維持管理工事を監督および管理する；

(d) 公共事業役員会または条例により局長に委任された権限の範囲内で、公共事業契約を承認する；

(e) 市の通行権を一時的に使用するために必要な道路占用許可およびその他の許可を与える；

(f) 市議会の承認を得て、土地収用の権限を行使し、公共事業プロジェクトの建設および維持のために市を代表して不動産を賃借または購入する短期および長期の公共事業計画およびプログラムについて公共事業役員会に勧告を行う；

(g) 関連する場合には公共事業役員会からのフィードバックを取り入れた短期および長期の公共事業計画およびプログラムについて、公共事業役員会、市長および市議会に勧告を行う；

(h)(g) 部門会計および管理・従業員サービスの機能を監督し、これらの機能を実行する責任を負う部門内の各局を含み、指示を出し、これらの機能を遂行する職員を任命、解雇、停職および異動させるものとし、これらすべては憲章の公務条項に従う；

(i) 公共の通行用地、地上交通、市所有の建物および公共空間を含むがこれらに限定されない、都市全体のインフラ整備計画の機能を支援する；

(j) 条例に別途定められている場合を除き、部門および各局の技術システムの調達および導入を監督する；

(k) 完了した公共事業プロジェクトを受け入れ、適切な修繕状態を確保するために、プロジェクト完了時に運営および維持管理のための資金を勧告する；

(l)(h) 各 予算サイクル 財政年度の年次一つの 部門予算の開始前に、市長および市議会 理事会 に対し、部門の予想される収入および支出を網羅し、市の一般予算に関して第 III 条に規定されている様式および日付に、実行可能な限り準拠する部門予算を勧告する；そして

(m)(f) 市長または公共事業役員会の要請に応じて、定期的に部門の業務に関する書面による報告書を公共事業役員会および市長に提出する。；そして

(n) 建設および維持管理を監督し、局長の管理下にあり、かつその目的に利用可能な資金から、本条に記載された目的のいずれかを遂行する。ただし、本条のいかなる規定も、市議会が工事または改良を命じ、その支払い方法を定める権限を制限するものと解釈されてはならない。ただし、かかる工事または改良は、公共事業局長の監督および管理の下、公共事業役員会の指示に従って行われるものとする。

第 24 項。Los Angeles 市憲章第 610 項は、市の予算および専売特許部門に関するものであり、次のとおり修正される：

第 610 項。債務責任および資本改善計画。

三年ごとに、その予算の提出と併せて年次予算の提出、各専売特許部門は、債務説明責任および主要資本改善計画を市長、市議会、および会計監査官に提出しなければならない。

第 25 項。Los Angeles 市憲章第 683 項の副項 (c) は、市の予算および公に対する説明責任局のエグゼクティブディレクターに関するものであり、次のとおり修正される：

(c) エグゼクティブ・ディレクターは、(1) 理事会に直接報告するが、理事会から指示を受けないものとする；(2) OPA (公に対する説明責任局) のすべての業務を完全に管理および統制する；(3) その業務の適切な運営に責任を負う；(4) 憲章の公務員規定に従い、そのすべての従業員を任命、解雇、停職または異動させる；(5) 憲章の公務員規定に従い、職務の範囲内で OPA の従業員に指示を出す；(6) 各予算サイクル 財

政年度の開始前に、条例で定められたスケジュールに従い、OPA の予想される支出を網羅する年間予算案を市行政官に提出する；(7) 予算の充当または予算採択後に行われた充当に関する規定に従い、OPA の資金を支出する（契約の締結を含むが、これに限定されない）；(8) 条例で定められるその他の職務を遂行する。

第 26 項。市の予算および水道電気コミッショナー役員会に関する Los Angeles 市憲章第 684 項は、次のとおり修正される：

第 684 項。情報提供を目的とした市議会への予算提出。

水道電力委員会は、次の予算サイクル財政年度の暫定予算を、情報提供を目的として、遅くともその3月31日各予算サイクルに先立つ毎年までに市議会に提出し、当該年の5月31日までに、3月31日以降に受領した追加情報、収入および支出の予測に関する追加情報を含むが、これに限定されない、に基づいて暫定予算を更新するものとする。本条項は2011年7月1日に有効となる。

第 27 項。Los Angeles 市憲章第 1001 項の副項 (a) は、次のとおり修正される：

第 1001 項。免除事項。

以下の各職位は、本条の適用を免除されるものとする：

(a) 免除対象となる職位。

(1) 有権者によって選出されたすべての役員。

(2) すべてのコミッショナー役員会の委員。

(3) 市の各部門および事務所のすべての最高行政責任者、およびいづれかのその公共土木工事事部門¹ 局契約管理、工学、衛生、街路照明および街路サービスの局長。

(4) 各市の事務所または部門における副総支配人または副部長の職級の職位二つ、およびいづれかのその公共土木工事事部門 局契約管理、工学、衛生、街路照明および街路サービスにおける副部長の職級の職位二つ、ならびに会計監査官事務所における副会計監査官の職級の職位二つ。

(5) すべての副警察署長。

(6) すべての副消防署長。

(7) 市長室の役職。

(8) 事務職員を除き、市議会の議員がその職務を遂行するのを支援する目的で市議会が設置した役職。

(9) 市弁護士事務所のすべての役職。

(10) 水道電力部門の最高財務責任者。

- (11) 警察委員会のエグゼクティブディレクター。
- (12) 警察局長の監察総監。
- (13) 市倫理委員会のエグゼクティブディレクターおよびすべての職員。
- (14) 市行政官事務所のすべてのアシスタントディレクター。
- (15) 港湾局の交通管理官および港湾監督官。
- (16) 横断警備員。
- (17) 第 1040 項の対象となるすべての医師および心理学者。
- (18) すべての選挙役員。
- (19) 憲章第 405 項の規定により、市書記が選挙の実施を支援するために特別に雇用する者。
- (20) 憲章の他の箇所では明確に免除されている職位。

第 28 項。市の予算および Los Angeles 市職員退職制度に関する Los Angeles 市憲章第 1160 項の副項 (a) は、次のとおり修正される：

(a) **予算の送付。** 理事会は、毎年退職基金の維持に要する推定費用を記載した予算次の予算サイクルについて作成し、市長および会計監査官に送付するものとする。予算には、以下の個別項目を含めるものとする：

- (1) **市の拠出金。** 退職制度のすべての加入者の給与の一定割合に相当する金額。この割合は、ここに前述したとおり、過去の勤務期間がない部門の加入者に必要とされる割合として示された直近の保険数理報告書と同じものとする。
- (2) **未積立債務の清算。** システムが引き受けた未積立債務を、最長 30 年の期間にわたって清算するのに十分な金額。
- (3) **管理費。** 市議会の裁量により、システムの管理費。

第 29 項。市の予算および消防および警察年金プランに関する Los Angeles 市憲章第 1210 項の副項 (a) は、次のとおり修正される：

(a) **採択年間予算。** 消防警察年金委員会は、各予算サイクル年に予算を採択し、消防・警察年金制度の各階層における管理費用を明記する。予算は、一般に公開された会議において採択されるものとする。市議会の裁量により、投資管理費用を含む管理費用は、本制度の資産から支払われる場合がある。

第 30 項。Los Angeles 市憲章第 1210 項の副項 (b) の最初の段落は、市の予算および Los Angeles 消防警察年金制度に関するものであり、次のとおり修正される：

(b) **予算の個別項目。** 理事会は、毎年消防・警察年金制度の維持に要する推定費用を記載した予算次の予算サイクルについてを作成し、市長、市議会および会計監

査官に送付するものとする。予算には、当該項目が正の数であるか負の数であるかを問わず、以下の各個別項目を含めるものとする：

第 31 項。可分性。この憲章修正案のいずれかの項、副項、条項、文章、句、またはその適用、もしくはそのいずれかの部分が、管轄区域を有する裁判所または審判機関により違憲または無効と判断された場合でも、この憲章修正のその他の項、副項、条項、文章、句、部分、またはその適用は、引き続き完全な効力を有するものとし、この趣旨において、この憲章修正案は可分である。さらに、有権者は、違憲または無効と判断された項、副項、条項、文、句、部分、またはその適用がなかったとしても、憲章修正案のすべての項、副項、条項、文、句、部分およびその適用を可決していたであろうことを宣言する。

市憲章を改正し、地域計画委員会に代わる近隣審査委員会を設置し、近隣審査委員会および都市計画委員会の決定に対する市議会の審査手続を確立すること；特定の計画決定に関する市議会の措置の時期および手続を変更すること；計画局に準司法審査の申請書を調査、審理および決定する権限を付与すること；ならびに条例による床面積規制の変更を認めるべきか？

公正な要約

SHARON M. TSO、主任立法アナリストによる

この法案は、市の計画及び土地利用管理に変更を提案するものです。この法案は、市憲章（憲章）に都市計画局及び計画局長の権限と職務を明記すると同時に、計画及び土地利用に関する事項を審査する市議会の権限を変更し、七つの地域計画委員会を単一の新たな近隣審査委員会に置き換えるものです。

市は、憲章（市の憲法）及び条例（市の法律）を通じて、計画及び土地利用を管理しています。憲章は、主要な意思決定者の権限及び職務を定める基本文書であり、これには都市計画局、都市計画委員会、地域計画委員会、計画局長、ゾーニング管理局、市議会及び市長が含まれます。憲章はまた、一般計画修正、ゾーン変更、用途地域変更、条件付き使用許可及びこれらに類する準司法的承認を含む、特定の土地利用権限に関する手続及び不服申立ての権利を定めています。

この法案は、以下を行います：

- 七つの地域計画委員会（APC）及びその 35 人の委員を、少なくとも七人の委員からなる単一の新たな近隣審査委員会（NAC）に置き換えます。委員は、条例で定められる地理的又はその他の代表に関する資格要件の対象となり、NAC には、行政上の不服申立てを審理し、以前の意思決定者に配慮することなく、それらの不服申立てを新たに審査する権限を付与します。これにより、現在の憲章が 2000 年 7 月に発効して以来実施されてきた APC 制度が廃止され、2000 年以前に存在した単一の五人制準司法機関であるゾーニング不服審査委員会をモデルとする監督及び意思決定の構造に市を戻すことになります。
- 憲章のゾーニング管理局に関する条項を改正し、準司法的申請について都市計画局に権限を付与するとともに、条例で認められる準司法的審査の職務を遂行するため、計画局長にゾーニング管理局以外の職員を任命する権限を付与することにより、都市計画局及び計画局長の責任を憲章に明記します。
- 一般計画修正、ゾーン変更、用途地域変更、条件付き使用許可及びこれらに類する準司法的承認を含む、特定の土地利用権限に関する手続及び不服申立ての権利、並びに立法権限の委任を定める憲章の条項を削除し、これらの事項を条例で規定することを認めます。

- 計画及び土地利用に関する事項について、市議会が管轄権を主張する既存の процедуруを変更します。この法案は：(1) 市議会が管轄権を主張した後、市議会から差し戻された場合に、都市計画委員会又は近隣審査委員会が市議会の決定に同意又は異議を唱えるための 30 日間の期限を設ける；(2) 差し戻し後の委員会の措置を最終採決のため市議会に付託することを義務付ける；及び(3) 市議会が 21 日以内に措置を講じることを義務付け、そうしない場合には委員会の措置が最終決定となるようにします。計画及び土地利用の分野において市議会が管轄権を主張する権限は、市議会が管轄権を主張することにより、基礎となる委員会に代わって措置を講じることができるという点で独特です。
- 市議会が市長及び都市計画委員会による承認から 75 日以内に措置を講じない場合、一般計画修正を自動的に承認されたものとみなします。この法案は：(1) 市議会が当該事項について措置を講じない場合に一般計画修正を自動的に不承認とする現行の市法を置き換える；及び(2) 市議会が措置を講じるための 75 日間の期限を、市法に既に存在する規定に従って、憲章に成文化します。
- 市議会が条例により床面積制限を変更できるようにします。現在、憲章は、敷地の建築可能面積の 13 倍を床面積の上限としています。

本法案は、有権者の過半数から承認された場合に有効になる。

財政影響声明

MATTHEW W. SZABO、市行政官による

この法案は、七つの地域計画委員会に代わる一つの近隣審査委員会を設置し、市議会が近隣審査委員会及び都市計画委員会の決定を審査するための手続を確立し、特定の計画上の決定に対する市議会の措置の時期及び手続を変更し、準司法的審査の申請を調査、審理及び決定する権限を都市計画局に付与し、並びに市議会が条例により床面積規制を変更できるようにします。この法案による歳入への影響は見込まれていません。委員会の職員配置及び資源にかかる年間の行政費用は、110 万ドルから 740,000 ドルへと 360,000 ドル削減されると見積もられています。この費用削減は、一般基金から補助を受けている計画案件処理特別基金にプラスの影響を与えることになります。

憲章修正案 PL への賛成意見

Los Angeles は、個々の土地利用に関する決定が政治と絡み合う可能性のある計画制度によって生じた結果を経験してきました。規則が不明確であったり、決定が政治的裁量に過度に左右されたりすると、特定の利害関係者が優遇措置を求める機会が生じ、市庁に対する市民の信頼が損なわれます。

法案 PL は、この状況を変えるための重要な一歩です。

法案 PL は、より明確な規則、より一貫した手続き、そして計画に関する決定がどのように行われるかについてのより高い説明義務を確立することで、Los Angeles の計画制度を近代化します。

この法案は、既存の地区計画委員会を近隣審査委員会に置き換え、計画に関する不服申立てを審理するための、より一貫した市全体の手続きを確立します。また、市議会が近隣審査委員会および都市計画委員会の決定を審査できる場合について、より明確な手続きを定め、特定の計画事項に関する市議会の措置について、その手続きと期間を改善します。

法案 PL はまた、都市計画局の専門職員が適切な準司法的申請を調査、審理、決定する権限を与え、一般的な計画決定の手続きを簡素化するとともに、市民による審査と監視の機会を維持します。また、条例によって建築密度を更新できるようにし、住宅、開発、近隣地域のニーズの変化に Los Angeles が対応するための柔軟性を高めます。

これらの改革により、どの住民にとっても、私たちの計画制度が理解しやすくなり、より効率的に利用できるようになります。同様に重要なのは、より明確な権限の範囲と一貫した手続きによって、誰かが優遇措置を受けるために制度を操作することが難しくなることです。

法案 PL は、より透明性が高く、予測可能で、説明義務を果たす計画制度を構築しながら、市民参加と監視を維持します。

Los Angeles の住民には、誰が計画に関する決定を行うのか、それらの決定がどのように行われるのか、そして誰もが同じ規則に従っていることを知る権利があります。

計画を簡素化します。透明性を高めます。説明義務を強化します。汚職と闘います。

法案 PL に「賛成」票を投じてください。

法案 PL への賛成意見に署名した人

RAYMOND MEZA

議長

Charter Reform Commission

ROY SAMAN

会長

Engineers & Architects Association

この法案への反対意見は提出されませんでした。

印刷された意見は執筆者の意見であり、いかなる市の機関によっても正確性が確認されたものではありません。さらに、署名者の氏名の下に記載された肩書きは、身元を示すことのみを目的としたものであり、その個人が組織を代表して署名していることを示すものではありません。

憲章に追加された新条項、あるいは既存の憲章条項に追加の言葉は 下線 で、憲章あるいは既存の憲章条項から削除された言葉は 取り消し線 で表示する。

憲章修正案 PL (都市計画局)

提案された投票法案の本文

第 1 項。Los Angeles 市憲章第 104 項の副項 (e) は、次のとおり修正される：

(e) 床面積制限。いずれの建築敷地内にあるすべての建物の総床面積も、当該敷地の建築可能面積の 13 倍を超えてはならない、理事会が別途定める場合を除きます。その建築可能面積は条例によって定義されたとおり。評議会は、条例により、この項の規定を定義し実施することができ、さらに制限し、総床面積、建築可能面積、および建物や構造物の高さまたは容積を規制することができる。

第 2 項。委員会の措置に対する市議会の拒否権に関する Los Angeles 市憲章第 245 項の副項 (e) は、次のとおり修正される：

(e) 都市計画委員会および近隣審査委員会の措置に対する例外地域計画委員会。評議会は、都市計画委員会または近隣不服申立て委員会地域計画委員会の措置に対する拒否権に限定されないが、本条の期限およびその他の制限に従い、当該事項を審議に付すための投票を行った後は、当初、都市計画委員会または近隣審査委員会地域計画委員会が有していたものと同じ権限をもって当該事項について措置を講じるものとする。市議会が拒否権を行使して当該案件を差し戻した場合、都市計画委員会または近隣審査委員会は 30 日以内に当該案件を再度審議し、賛成または反対の意思表示を行うものとする。都市計画委員会または近隣審査委員会による差し戻し後の措置は、市議会による当該事項の最終的な第二回投票の審議のため、市議会に提出されるものとする。最終的な第二回投票が提出された場合、市議会は、当初、都市計画委員会または近隣審査委員会が有していたものと同じ権限を当該事項について有し、当該提出から 21 暦日以内に措置を講じなければならず、そうしなければ、差し戻し後の都市計画委員会または近隣審査委員会の措置が確定する。議会が採択した休会スケジュールに基づく議会の休会日については、議会が措置を講じなければならない 21 暦日から除外されるものとする。

第 3 項。Los Angeles 市憲章第 552 項は、次のとおり修正される：

第 552 項。近隣審査委員会。地域計画委員会。

市議会は、都市計画局が行った準司法的な決定に対する不服申し立てを審議する、少なくとも七名の委員で構成される委員会を設置する条例を採択するものとする。委員の任命および解任は、都市計画委員会の委員と同様の方法で行われるものとする。ただし、委員の任命は、条例で定められた地理的代表性その他の代表性に関する資格要件に従うものとする。近隣審査委員会は準司法機関であり、以下の権限を有し、行使するものとする：

(a) 条例で定められた手続きに従い、準司法的な決定に対する控訴を改めて審理し、決定する；および

(b) 条例により委任されたその他の事項を審理し、決定する。

評議会は、地域計画委員会と呼ばれる少なくとも五つの独立した組織を設置する条例を採択するものとする。この条例は、各地域計画委員会が管轄する区域の境界を定めるものであり、その境界は、市のすべての地域が地域計画委員会の管轄下に置かれるように設定されるものとする。各地域計画委員会は、五名の委員で構成される。委員の任命および解任は、都市計画委員会の委員と同様の方法で行われるものとする。ただし、地域計画委員会が管轄する区域内に居住していることが、任命の資格要件となる。副項 (d) に規定する場合を除き、地域計画委員会は準司法機関である。

各地域計画委員会は、当該地域計画委員会が管轄する地域内に所在する不動産に関する事項について、以下の権限を有し、これを行行使するものとする：

(a) ゾーニング管理者が行った命令、要件、決定、解釈、その他の決定に誤りまたは裁量権の濫用があったと主張される場合の控訴を審理し、決定する；

(b) ゾーニング管理者の管轄区域内に通常属する事項について、ゾーニング管理者が条例で定められた期限内に行動しなかったため、当該事項が地域計画委員会の管轄区域に移管された場合、当該事項を審理し、決定を下す；

(c) 条例で定められた手続きに従って、条件付き使用許可およびその他の同様の準司法的な承認に関する申請または控訴を審理し、決定する；

(d) 第 562 項に基づき都市計画委員会から付託された区域変更または類似事項に関する勧告を行うこと；および

(e) 条例により委任されたその他の事項を審理し、決定する。

第 4 項。市の総合計画の採択手続きに関する Los Angeles 市憲章第 555 項の副項 (e) は、次のとおり修正される：

(e) **採択に必要な投票数。**都市計画委員会と市長の両方が提案された修正案の承認を勧告した場合、市議会は過半数票によってその修正案を採択することができる。都市計画委員会または市長のいずれかが提案された修正案の否決を勧告した場合、市議会は三分の二以上の賛成票によってのみその修正案を採択することができる。都市計画委員会と市長の両方が提案された修正案に反対を勧告した場合、市議会は四分の三以上の賛成票を得て初めてその修正案を採択することができる。市議会が修正の修正を提案した場合、委員会および市長による当該修正に関する勧告は、当該修正のみに影響を及ぼすものとする。市議会が市長の勧告から 75 日以内に措置を講じず、かつ提案された総合計画修正案が都市計画委員会および市長の両方から承認の勧告を受けた場合、当該修正案は承認されたものとみなされる。

第 5 項。Los Angeles 市憲章第 560 項は、次のとおり修正される：

第 560 項。公聴会および調査。

都市計画委員会と近隣審査委員会地域計画委員会は、企画部長またはその代理人に、委員会を代表して公聴会を実施する権限を与えることができる。計画局長は、都市計画委員会が指示する第 555 項および第 558 項に規定するすべての事項に関して調査を行い、都市計画委員会に報告書を提出しなければならない。

第 6 項。Los Angeles 市憲章第 561 項は、次のとおり修正される：

第 561 項。準司法審査ゾーニング管理事務所。

都市計画局は、準司法的な申請の独立した審査および承認、条件付き承認、または却下について責任を負うものとする。準司法審査の職務は、指定された都市計画職員によって遂行されるものとし、これには、条例によって認められた、ゾーニング管理事務所、副諮問機関、および聴聞官が含まれるが、これらに限定されない。これらの職員はすべて、憲章の公務規定に従い、都市計画局長によって任命される。条例で定められる規則および規制に従い、都市計画局は準司法審査のすべての申請を調査、審理、決定するものとし、条例で定められるゾーニングおよび土地利用の決定に関してその他の権限および義務を有するものとする。

準司法機関として、ゾーニング管理事務所が設置されるものとする。この事務所の職務は、市議会が承認した一名以上のゾーニング管理者によって遂行されるものとし、ゾーニング管理者は、憲章の公務規定に従い、計画局長によって任命されるものとする。複数のゾーニング管理者が承認された場合は、最高ゾーニング管理者の職が設置され、その任命は計画局長が行い、その他の者は副ゾーニング管理者となる。条例で定められる規則および規制に従い、ゾーニング管理事務所は、ゾーニング条例の規則および要件からの例外措置の申請をすべて調査し、決定するものとし、条例で定められるゾーニングおよび土地利用に関するその他の権限および義務を有するものとする。

評議会は条例により、都市計画局ゾーニング管理者がその彼または彼女の管轄区域内の各種の案件について行動しなければならない期限を定めるものとする。所定の期間内にゾーニング管理者による決定がなされない場合、申請者は、当該事項を近隣審査委員会の地域計画委員会の管轄区域、または条例で定められたその他の役員会の管轄区域に移管するよう要求することができる。

最高区画管理者は、条例で規定された要件を実行するために必要で、当該条例と抵触または矛盾しない規則を採択することができる。すべての規則および規制は、California 州公文書法の要件に従い、閲覧可能となる。

第 7 項。Los Angeles 市憲章第 562 項は、次のとおり廃止される：

第 562 項。差異。

~~評議会は、以下の事項に従い、条例により例外措置の付与手続きを定めるものとする：~~

~~(a) 初回審理および決定。例外措置の申請はすべて、第 564 項に別段の定めがある場合を除き、ゾーニング管理者が審理および決定するものとする。~~

~~(b) 不服申立ての手続き。不服のある者は、ゾーニング管理者による例外措置の決定に対して、地域計画委員会に不服申立てをすることができる。地域計画委員会による例外措置の付与は、条例で定められたとおり、市計画委員会または市議会に上訴することができる。地域計画委員会による例外措置を却下する決定に対しては、それ以上の不服申立ては認められない。しかしながら、地域計画委員会のその措置は、第 245 項に基づき、市議会の審査の対象となる。~~

(c) 例外措置の付与に関する認定事項。例外措置が付与される前に、以下の認定事項が示されるものとする：

(1) ゾーニング条例の規定を厳格に適用すると、ゾーニング規制の一般的な目的や趣旨に反する実際的な困難や不必要な苦難が生じること；

(2) 対象となる不動産に適用される、大きさ、形状、地形、位置または周辺環境などの特別な事情があり、それが同じ区域および近隣の他の不動産には一般的に適用されないこと；

(3) 当該例外が、同一区域および近隣の他の不動産が一般的に有する実質的な財産権または使用権の維持および享受のために必要であるが、特別な事情ならびに実際的な困難または不必要な苦難のために、当該不動産には認められていないこと；

(4) 当該例外措置の付与が公共の福祉に重大な損害を与えず、また、当該不動産が所在する同一区域または近隣の不動産もしくは改良物に損害を与えないこと；および

(5) 当該例外措置の付与が総合計画のいかなる要素にも悪影響を及ぼさないこと。

例外措置の付与には、特権の不均衡を是正し、公衆の健康、安全または福祉を保護し、総合計画の目的およびゾーニング条例の目的と趣旨への準拠を確保するために必要な条件が含まれる場合がある。例外措置は、特別な特権を付与するため、または同一区域および近隣の他の不動産に対する制限と著しく矛盾する使用を許可するために使用されてはならない。ゾーニング管理者は、例外措置が必要となる状況が自ら課したものである場合、例外措置を却下することができる。

第 8 項。Los Angeles 市憲章第 563 項は、次のとおり廃止される：

第 563 項。条件付き使用許可およびその他の承認。

(a) 細分化。区画図、区画整理図、および州区画整理図法に基づいて付与されるその他の承認の承認手続きは、条例によって規定されるものとする。

(b) 条件付き使用許可およびその他の類似の準司法承認。評議会は、以下の事項に従い、条件付き使用許可および同様の準司法的な承認の付与手続きを条例により定めるものとする：

(1) 初回決定。条件付き使用許可および同様の準司法的な土地利用承認の申請は、条例の規定に従い、ゾーニング管理者または地域計画委員会によって審理および決定されるものとする。ただし、都市計画委員会は、条例による承認を条件として、市全体に影響を及ぼす準司法的な承認の種類やカテゴリーを特定し、それらの承認を地域計画委員会ではなく都市計画委員会が審理および決定することを規定する規則および規制を採択することができる。

(2) 不服申立ての手続き。不服のある者は、条件付き使用許可または同様の準司法的な承認に関するゾーニング管理者の決定に対して、地域計画委員会に不服申立てをすることができる。地域計画委員会の決定は、ゾーニング管理者の決

定に対する不服申立てについて地域計画委員会が行った決定を除き、条例の規定に従って、都市計画委員会または市議会に不服申立てをすることができる。ただし、条件付き使用許可や同様の準司法的な承認の手続きにおいては、意思決定を行う役人または機関の決定に対する不服申立ては、一段階のみ認められるものとする。この制限の目的上：

(A) 聴聞官の利用、または決定権を有する役人または機関への勧告を行うその他の方法の使用は、決定権を有する役人または機関の決定に対する不服申立てを妨げるものではない。

(B) 評議会が上訴機関として措置を講じる場合、条例で定められているときは、評議会の措置は市長の承認を受けることを条件とすることができ、市長の不承認は評議会の三分の二の賛成票によって覆すことができる。

(C) 憲章第 245 条に基づく措置に対する市議会の審査は、本条の目的上、不服申立てとはみなされない。

(D) 不服申立てに関する制限は、いかなる立法措置にも適用されない。

第 9 項。Los Angeles 市憲章第 564 項は、次のとおり廃止される：

第 564 項。複数の承認を必要とするプロジェクト。

プロジェクトがゾーニング管理者と地域計画委員会または都市計画委員会の両方の承認を必要とする場合、本来ゾーニング管理者が審理および決定するはずの承認は、当該プロジェクトに必要なその他の承認について管轄区域を有する地域計画委員会または都市計画委員会のいずれかによって審理および決定されるものとする。準司法的措置と立法措置の両方を必要とするプロジェクトの承認は、第 565 項に規定されている場合を除き、都市計画委員会によって審理および決定されるものとする。

第 10 項。Los Angeles 市憲章第 565 項は、次のとおり廃止される：

第 565 項。地域計画委員会への立法権限の委譲。

都市計画委員会は、条例による承認を条件として、市全体に影響を与えないと判断されたプロジェクトに対する立法措置の分類または区分を定める規則および規制を採択することができ、また、都市計画委員会に代わって地域計画委員会がこれらのプロジェクトに関する措置を講じることを規定することができる。

第 11 項。可分性。この憲章修正案のいずれかの項、副項、条項、文章、句、またはその適用、もしくはそのいずれかの部分が、管轄区域を有する裁判所または審判機関により違憲または無効と判断された場合でも、この憲章修正のその他の項、副項、条項、文章、句、部分、またはその適用は、引き続き完全な効力を有するものとし、この趣旨において、この憲章修正案は可分である。さらに、有権者は、違憲または無効と判断された項、副項、条項、文章、句、部分、またはその適用がなかったとしても、憲章修正案のすべての項、副項、条項、文章、句、部分およびその適用を可決していたであろうことを宣言する。

EE

市倫理、選挙、市の統治。 憲章修正案 EE。

市憲章を改正し、警察局長および消防局長の権限を拡大すること；倫理委員が一定の公選職に五年間立候補することを禁止すること；選挙運動資金違反に対する罰則を強化すること；市議会が現在義務付けられている週三日ではなく少なくとも週一回開催されるよう義務付けること；住民投票請願の署名要件を引き上げること；ならびに倫理、選挙および統治に関するその他の変更を行うべきか？

公正な要約

SHARON M. TSO、主任立法アナリストによる

市憲章は、市政府の構造、権限、機能、手続及び責任を定めています。市は、市の倫理、選挙及び統治に関して、市憲章のさまざまな変更及び明確化を提案しています。

この法案により、市憲章を以下のとおり改正します：

- 倫理委員会の事務局長及び委員が、その職を離れた後少なくとも五年間、いかなる市の選挙公職又は Los Angeles 統一学区教育委員会の公職にも立候補することを禁止し、これにより、市又は Los Angeles 統一学区の選挙公職への立候補について、退任後五年間の禁止期間を設ける；
- 選挙運動資金違反に対する金銭的罰則の上限を、インフレ率に応じて毎年調整される 15,000 ドル、又は違反一件につき、適切に報告されなかった、若しくは違法に提出、支出、供与若しくは受領された金額の三倍のいずれか大きい方に引き上げる；
- 市議会に提出するための住民投票請願を適格とするために必要な署名数を、直近の市長選挙で投げられた票の総数の 10 パーセントから 15 パーセントに引き上げる。これは、発案請願に必要な署名と同じ割合です；
- 警察局長の独立性を強化するため、警察委員会が監察官に対し、調査又は監査を開始又は継続しないよう指示する権限を削除する；
- 消防局長の独立性を強化するため、消防委員会が独立評価官に対し、評価又は監査を開始又は継続しないよう指示する権限を削除する；
- 警察局長及び消防局長について、各局長の主要な目的を大幅に変更又は影響する場合には、各局長の権限の移管又は統合の適用除外が引き続き認められることを明確にする；
- 現在、市議会は週三日以上会合を開くことが求められているのに対し、市議会が少なくとも週一回、定例会を開催することを義務付ける；
- 委員会の措置が最終決定となるための時期を、現在憲章で定められている市議会の五回の会議日ではなく、市議会が定例会を開催した 15 暦日後に変更する；
- 警察委員会による警察局長の解任措置が最終決定となる前に市議会が措置を講じることができる期間を、現在憲章で定められている市議会の十回の会議日ではなく、市議会が定例会を開催した 21 暦日に変更する；

- 市が、さまざまな言語で市のサービスを利用できるようにするための条例及び方針を採択し、維持することを明確にする；及び
- 近隣評議会に関する規定について、複数の技術的及び用語上の変更を組み込み、近隣評議会の利害関係者の定義を条例で定めることを示す。

本法案は、有権者の過半数から承認された場合に有効になる。

財政影響声明

MATTHEW W. SZABO、市行政官による

この市憲章修正案は、言語によるアクセスの促進、市議会が定例会を開催するための最低要件の削減、住民投票請願に必要な署名数の引き上げ、選挙運動資金の罰則を第 706 項と整合させるための憲章第 470 項の更新、倫理委員会委員が五年間特定の公職に立候補することの禁止、並びに独立評価官又は監察官がそれぞれ消防局又は警察局の評価及び監査を、それぞれの委員会による監督なしに実施できるようにすることを含む、さまざまな統治分野に関するものです。市議会の会議回数の削減により、翻訳及び字幕サービスの削減による一般基金の費用削減が生じる可能性があります。消防委員会及び警察委員会に関する変更により、案件数に応じて、新たな調査員の雇用、外部監査人の起用、又は調査担当職員の拡充が必要となる可能性があり、その結果生じる費用は現時点では算定できません。その他の統治上の変更による財政影響は見込まれていません。

憲章修正案 EE への賛成意見

法案 EE に賛成票を投じてください Los Angeles 市庁舎における倫理、説明責任、独立した監督、そして効果的な統治を強化するための法案です。

法案 EE は、市政府の説明責任を追及する責任を負う機関を強化するものです。この法案は、警察監察官理人総監と消防局独立評価官の権限を拡大し、市内で最も重要な公共安全部門である警察と消防局の 2 つに対して、より強力な独立した監督体制を提供するものです。また、選挙資金規制違反に対する罰則を強化するとともに、倫理委員が特定の市議会議員選挙に立候補する前に 5 年間の待機期間を設けることも規定しています。

法案 EE は、市議会の業務遂行方法を近代化するものでもあります。Los Angeles 市憲章では現在、市議会は週に最低 3 日間開催することが義務付けられています。これは異例の規定であり、Los Angeles をアメリカの主要都市の中でも特異な存在にしています。そのため、市議会議員が選挙区で活動したり、有権者と直接面会したり、政策やプログラムを実施したり、地域住民のニーズに対応したりする時間が制限されています。法案 EE は、毎週の定例市議会開催を義務付けるとともに、必要に応じて追加の会議を開催することを認めており、市内全域の住民のニーズに対応できる時間と場所で会議を開催するための柔軟性を高め、市議会が公共の業務を効率的かつ効果的に遂行できるようにするものです。Los Angeles は人口約 400 万人の都市であり、効果的な代表活動を行うには、市議会議員は地域社会で活動し、住民の懸念事項に迅速に対応し、市全体の複雑な政策課題に取り組む必要があります。

法案 EE は、住民投票および選挙の手続きを更新するとともに、市の憲章見直しプロセスを通じて策定された追加的な改革を推進するものです。

これらの改革は、透明性と公共の説明責任を維持しながら、監督体制を強化し、倫理基準を引き上げ、市政を近代化するものです。

より倫理的で、説明責任を果たし、効果的な市政を実現するために、法案 EE に賛成票を投じてください。

憲章修正案 EE への賛成意見に署名した人

TIM MCOSKER
市議会議員、第 15 区
City of LA

KATY YAROSLAVSKY
女性市議会議員、第 5 区
City of LA

DIEGO ANDRADES
憲章改正委員

MARQUEECE HARRIS-DAWSON
市議会議員、第 8 区
City of LA

EUNISSES HERNANDEZ
市議会議員、第 1 区
City of LA

印刷された意見は執筆者の意見であり、いかなる市の機関によっても正確性が確認されたものではありません。さらに、署名者の氏名の下に記載された肩書きは、身元を示すことのみを目的としたものであり、その個人が組織を代表して署名していることを示すものではありません。

憲章修正案 EE への反対意見

憲章修正案 EE は倫理改革案として提示されていますが、その中には、Los Angeles 市議会の会議を週三回から週一回に減らす提案が盛り込まれています。その主な効果は、住民が議事を傍聴し、パブリックコメントを述べ、選出された公職者に説明義務を果たさせることのできる公開会議の数を減らすことです。

市庁で長年にわたり汚職スキャンダルや倫理上の問題が発生してきた中、Los Angeles には透明性を低下させるのではなく、より高い透明性が必要です。公開会議が減れば、一般市民による監視の機会が減り、重要な決定が人々の目の届かないところで形作られる可能性が高まります。

現在、San Fernando Valley で市議会の会議が開催されるのは、多くても月一回です。法案 EE が可決されれば、これらの会議はさらに開催頻度が低くなる可能性が高く、Valley の住民が選出された公職者にアクセスする機会がさらに制限されます。

憲章改革は、透明性、一般市民のアクセス、説明義務を低下させるのではなく、拡大すべきです。

憲章修正案 EE に反対票を投じてください。

憲章修正案 EE への反対意見に署名する人

MONICA RODRIGUEZ

Los Angeles 市女性市議会議員、第 7 区

City of Los Angeles

印刷された意見は執筆者の意見であり、いかなる市の機関によっても正確性が確認されたものではありません。さらに、署名者の氏名の下に記載された肩書きは、身元を示すことのみを目的としたものであり、その個人が組織を代表して署名していることを示すものではありません。

憲章修正案 EE の反対意見に対する反論

法案 EE に「賛成」票を投じてください。その他の改革に加え、EE は市議会の効率性と透明性を高め、選出された議員へのアクセスを拡大します。EE により、市議会の審議は週 1 回の会議で完結するため、市民が審議プロセスに参加する機会がより予測可能かつ確実なものとなります。さらに、審議が週 1 回の会議で行われることで、市議会議員は地域社会でより多くの時間を費やし、選出された目的であるサービスの提供や業務に専念できるようになります。

恣意的な会議回数を主張する反対派の論点は、非効率的で非生産的かつ無駄の多い制度を永続させるものです。また、反対派は、法案 EE に含まれるその他の改革（警察および消防署に対する独立した監督、選挙資金違反に対する罰則の強化、特定の公職に立候補する倫理委員に対する 5 年間の待機期間）を無視しています。

EE は、市民による実質的な参画と強力な独立監督を実現するとともに、市議会における時代遅れで恣意的かつ無駄の多い慣行を排除します。**法案 EE に「賛成」票を投じてください。**

憲章修正案 EE の反対意見に対する反論に署名した者

TIM MCOSKER
市議会議員、第 15 区
City of LA

KATY YAROSLAVSKY
女性市議会議員、第 5 区
City of LA

MARQUEECE HARRIS-DAWSON
市議会議員、第 8 区
City of LA

DIEGO ANDRADES
憲章改正委員

印刷された意見は執筆者の意見であり、いかなる市の機関によっても正確性が確認されたものではありません。さらに、署名者の氏名の下に記載された肩書きは、身元を示すことのみを目的としたものであり、その個人が組織を代表して署名していることを示すものではありません。

憲章に追加された新条項、あるいは既存の憲章条項に追加の言葉は下線で、憲章あるいは既存の憲章条項から削除された言葉は取り消し線で表示する。

憲章修正案 EE (市倫理、選挙、市の統治)

提案された投票法案の本文

第 1 項。Los Angeles 市憲章第 103 項は、次のとおり改正される：

Los Angeles 市のすべての事務所および部門、ならびにすべての市職員および従業員は、市の人々のために、勤勉かつ献身的に職務を遂行することが期待される。市政府は、市のサービスの提供およびその業務の遂行において、効率性、アクセシビリティ、説明義務、品質、技術的に先進的な方法の利用、ならびに予算上の制約の範囲内での市民の懸念への対応を含め、最高水準の達成に努めなければならない。市政府およびその役員の業績に関するすべての分析および評価は、これらの高い基準が満たされているかどうかを確認するよう努め、満たされていない場合は、改善方法を勧告しなければならない。市は、住民が使用する言語全体にわたって、そのコミュニケーション、プログラムおよび市民参加が利用しやすく、対外活動が市の文化的および言語的コミュニティを反映することを合理的に確保するため、条例および方針を採択し、維持する。

第 2 項。Los Angeles 市憲章第 242 項の市議会の業務遂行に関する規定は、次のとおり改正される：

第 242 項。業務遂行。

議会は、その議員の選挙および資格について最終的に判断する権限を有する。議会および議会の委員会の会議ならびに議事録は、法律で認められる場合を除き、公開されなければならない。ただし、法律で認められる場合には、非公開会議を開催することができる。議会は、次の事項を条件として、その業務を組織し、その議事手続きの規則を定め、会議における秩序を維持する独占的な権限を有する：

(a) 議会は、少なくとも週一回週三日以上定例会議を開催しなければならない。市役所または市内のその他の場所で会議を開催することができる。議会は、決議により、議会またはその委員会が休会する期間を定めることができる。議会およびその委員会は、適切な通知を行った上で、それぞれ特別会議を開催することもできる。

(b) 議会は、条例によるまたは決議により、その職務を遂行できるよう十分な数の委員会を設置しなければならない。議会およびその委員会の職務は、市政府のすべての機能を監督するため、市の業務について十分な情報を得ること、および議会が適切に立法できるよう必要な情報または勧告を議会に報告することである。委員会は、調査権限を有するが、市政府の各種機能に対する行政上の管理権限を有しない。市政府の行政は、憲章においてこれらの職務を遂行するよう指定された役員に委ねら

れる。議会議長は、委員会の委員および委員長を指名し、各議会議員は少なくとも一つの委員会に指名されなければならない。

第 3 項。Los Angeles 市憲章第 245 項の市議会による役員会の措置に対する拒否権行使の時期に関する第一段落は、次のとおり改正される：

第 245 項。市議会による役員会の措置に対する拒否権。

役員会の措置は、議会が定例会を開催した次の 15 暦日五会議日の経過をもって最終的なものとなる。ただし、議会がその期間内に三分の二票により、当該措置を議会に付議するか、または当該措置の審査を放棄するための措置を講じた場合を除く。ただし、警察コミッショナー役員会による警察署長の解任に関する措置については、役員会の措置が最終的なものとなる前に議会が措置を講じることができる期間は、議会が定例会を開催した 21 暦日十会議日とする。

第 4 項。Los Angeles 市憲章第 461 項の副項 (a) の住民投票請願に関する規定は、次のとおり改正される：

(a) 署名を集めるために回覧される住民投票請願には、対象となる条例の全文を記載しなければならない。請願に署名されたすべての氏名は、条例の公表後 30 日以内に集められなければならない。この期間外に提出された署名は、請願書の妥当性を判断する際に考慮されない。請願を議会に提出する資格を得るため、住民投票請願には、市の登録済み有権者が署名しなければならず、その署名数は、請願の提出前に市長が選出された直近の市営総選挙または予備指名選挙において、市長の公職のすべての候補者に投じられた総投票数の 15% ~~10%~~ に相当する数でなければならない。

第 5 項。Los Angeles 市憲章第 470 項の副項 (o) の第 2 号の (A) 号の、市の選挙資金法の執行に関する規定は、次のとおり改正される：

(A) 本項のいずれかの規定に故意または過失により違反した者は、市法務官または市内に居住する者が提起する民事訴訟において、責任を負う。特定の民事制裁が規定されていない場合、者は、違反ごとに、一万五千ドル (\$15,000) 違反ごとに三千ドル (\$2,000) のいずれか大きい額を上限として、消費者物価指数の変動を反映するため毎年調整された額、またはその者が不適切に報告し、もしくは違法に寄付、支出、提供、または受領した金額の三倍の額について責任を負うことがある。

第 6 項。Los Angeles 市憲章第 514 項の副項 (b) の局、事務所および役員会の権限の移譲に関する規定は、次のとおり改正される：

(b) **例外。**市長および議会が本項に定めるとおり行動する権限は、以下には及ばない：

(1) 選出公職；

(2) 固有部門；

(3) Los Angeles 市職員退職制度；

(4) 消防・警察年金局；

(5) 市倫理委員会；

(6) 消防局および警察局の懲戒機能で、第 1060 項および第 1070 項に規定されているもの；または

(7) 移譲または統合によって、部門の主要な目的または性質が大幅に変更または影響を受ける場合の警察局および消防局。

(8) 地区の再編成委員会。

第 7 項。Los Angeles 市憲章第 523 項の消防局独立評価官に関する規定は、次のとおり改正される：

第 523 項。独立評価官。

独立評価官は、消防コミッショナー役員会に報告し、消防コミッショナー役員会と同じく消防局の情報にアクセスする権限を有する。独立評価官は、以下の権限および職務を有する：

(a) 消防コミッショナー役員会が定めた規則に基づき、消防局の宣誓職員または民間職員による不正行為に関する苦情の消防局による処理を監査、評価および審査する；

(b) 役員会の過半数票により要請された監査または評価を実施する；

(c) 消防局のいずれかまたは消防局の一部について、消防コミッショナー役員会に事前に通知した上で、評価または監査を開始し、消防コミッショナー役員会の過半数票により、独立評価官に評価または監査を開始または継続しないよう指示する権限に従う；

(d) 係属中のすべての評価および監査の状況について役員会に情報を提供し続ける；また

(e) その指揮下にある従業員を任命、解雇、懲戒、異動させ、指示を出す。

第 8 項。Los Angeles 市憲章第 573 項の警察局監察官に関する規定は、次のとおり改正される：

第 573 項。監察官。

監察官は、警察コミッショナー役員会に報告し、警察コミッショナー役員会と同じく警察局の情報にアクセスする権限を有する。監察官は、以下の権限および職務を有する：

(a) 警察コミッショナー役員会が定めた規則に基づき、警察局および民間職員による不正行為に関する苦情の警察署による処理を監査、調査および監督し、また、役員会から割り当てられるその他の職務を遂行する；

(b) 役員会の過半数票により要請された監査または調査を実施する；

(c) 警察コミッショナー役員会の事前の承認なしに警察局の調査または監査を開始し、警察コミッショナー役員会の過半数票により、監察官または監査を開始または継続しないよう指示する権限に従う；

(d) 係属中のすべての調査および監査の状況について役員会に情報を提供し続ける；また

(e) その指揮下にある従業員を任命、解雇、懲戒、異動させ、指示を出す。

第 9 項。Los Angeles 市憲章第 700 項の副項 (d) の市倫理委員会に関する規定は、次のとおり改正される：

(d) 資格要件。委員会の各メンバーは、市の登録済み有権者であるものとする。委員会の委員または元委員は、市のいずれかの公職または Los Angeles 統一学区教育役員会委員の公職の候補者となってはならない。ただし、その公職の選挙が、委員の最後の在任日から少なくとも五年後に行われる場合を除く。委員会の事務局長または元事務局長は、市のいずれかの公職または Los Angeles 統一学区教育役員会委員の公職の候補者となってはならない。ただし、その公職の選挙が、事務局長の最後の在任日から少なくとも五年後に行われる場合を除く。委員会の委員もその事務局長も、委員または事務局長の任期中に委員会が決定を下した市のいずれかの公職または Los Angeles 統一学区教育役員会委員の公職について、選挙に立候補しようとしてはならない。ただし、その公職の選挙が、委員または事務局長の任期満了から少なくとも三年後に行われる場合を除く。委員会の委員もその事務局長も、在任中、以下の行為をしてはならない：

(1) その他の公職に就く；

(2) 市の選挙運動に参加し、または市の選挙運動に献金する；

(3) Los Angeles 統一学区教育役員会委員の選挙運動に参加し、または選挙運動に寄付する；

(4) 市職員または Los Angeles 統一学区教育役員会委員が選挙による公職に立候補する選挙運動に参加し、または選挙運動に寄付する；

(5) Los Angeles 市にロビイストとして登録することが義務付けられている者を雇用し、またはその者として雇用されること；

(6) 市と契約を締結している、または市から裁量による承認を求めている事業に所有持分（上場企業の株式を除く）を有すること；または、契約に基づき報酬を受けて個人的に市にサービスを提供すること；

(7) 政治運動または市の公職保持者が管理する委員会に、報酬を受けて助言またはサービスを提供すること；または

(8) 政治改革法令に定める大口寄付者に該当するような献金を委員会に行うこと。

第 10 項。Los Angeles 市憲章第 700 項の副項 (d) に加えられた修正は、この憲章修正の発効日以降に市での最後の勤務日を迎える市倫理委員会の委員または事務局長にのみ適用される。

第 11 項。Los Angeles 市憲章第 900 項から第 914 項までの近隣評議会に関する規定は、次のとおり改正される：

第 900 項。目的。

政府への市民参加をさらに促進し、政府が地域のニーズにより迅速に対応できるようにするため、市全域にわたる近隣評議会の制度および近隣改善部門を設置する。近隣評議会には、地域社会における多様な利益を代表者を含めるものとし、近隣に関する問題について助言する役割を有するものとする。

第 901 項。近隣改善部門。

近隣改善部門は、第 905 項に従って制定された近隣評議会の制度を創設する条例および規則を実施し、監督するため、本条および憲章のその他の規定に定める職務および責任を負う。職務および責任には、以下を含む：

(a) 近隣評議会の制度を創設するための計画を策定し、市のすべての地域が近隣評議会の境界内に含まれ、近隣評議会を結成する機会を有することを確保する（計画）；

(b) 近隣地域が、認証または証明を求める請願を作成し、地域社会を分断しない境界を特定し、計画に従って組織化することを支援する；

(c) 認証を受けた近隣評議会から要請された場合、近隣地域会議を開催する；

(d) 近隣評議会の役員会 役員の選挙または選出を支援する；

(e) 近隣評議会の役員および職員の研修を手配する；

(f) 近隣評議会が、住民、他の近隣評議会および政府職員とコミュニケーションを図るために、事務所、設備およびその他の支援を含む資源を共有できるように支援する；また

(g) 条例によって定められるその他の職務を遂行する。

第 902 項。近隣地区コミッショナー役員会。

(a) 近隣地区コミッショナー役員会（役員会）として知られる七人のコミッショナーからなる役員会を設置する。コミッショナーは市長が任命し、条例でさらに

定めるとおり、多様な地理的地域から選出されなければならない。コミッショナーの任命および解任については、それ以外の場合、第 502 項に従うものとする。

(b) 役員会は、契約およびリースの承認ならびに規則および規制の公布を含む、政策の設定および政策の監督に責任を負うが、日常の管理には責任を負わない。

(c) 役員会は、憲章第 503 項から第 508 項までおよび第 510 項に従って運営するものとする。

第 903 項。総支配人。

(a) 近隣改善部門には総支配人を置き、総支配人は市議会の承認を条件として市長が任命し、第 508 項に定めるところにより解任することができる。

(b) 総支配人は、第 510 項に定める権限および職務を有する。

(c) 総支配人は、憲章の公務員制度に関する規定に従い、職員を任命、解雇し、その職務を定める。

第 904 項。近隣評議会計画の策定および維持。

近隣改善部門は、次の事項に従い、市全域にわたる近隣評議会の制度に関する計画を策定しなければならない：

(a) 近隣改善部門は、計画の策定において市民の意見を求めなければならない。

(b) 計画には、近隣評議会制度の目標、方針および目的に関する記述を含め、条例案の形式による具体的な規則（規則）を含めなければならない、これらは条例として採択された場合、計画を実施するのに十分なものでなければならない。

(c) 規則は、境界を定める方法を定めるものとする。近隣評議会が決定される。境界を決定する制度は、実行可能な最大限の範囲で近隣地域の境界を維持し、適切な場合にはコミュニティ計画地区の境界を考慮することができる。

(d) 規則は、市のすべての地域に近隣評議会を結成する平等な機会が与えられることを確保しなければならない。

(e) 規則は、近隣評議会の認証または証明の手続きおよび基準を定める。

(f) 規則は、本条の要件をその他の点で満たす場合、近隣評議会の委員の選出方法を制限してはならない。

(g) 規則は、近隣評議会がその業務の遂行について公正かつ公開された手続きを採用することを義務付けなければならない。

(h) 市長および市議会は、本条の発効日から 120 日以内に、近隣改善部門の設置および総支配人の任命を行うための措置を講じなければならない。

第 905 項。計画の初期実施。

近隣改善部門は、計画の策定を完了し、部門および委員会の設立から一年以内に、近隣評議会の制度に必要な計画およびすべての規則を市議会および市長に提示しなければならない。市議会は、規則を検討し、計画が市議会に提示された後六か月以内に、第 904 項に定める計画の要件に沿って、提案された規則、または市議会が修正した規則を実施するための条例を採択することができる。この期間内に実施条例が採択されない場合、規則は発効し、法律と矛盾しない範囲で、すべての市の部門および事務所を拘束するものとする。

第 906 項。近隣評議会の認証。

(a) 規約。各近隣評議会は、市から正式な認証または承認を求める場合、少なくとも以下を示す組織計画および規約を近隣改善部門に提出しなければならない：

(1) その役員役員の選出方法；

(2) 近隣評議会の会員は、条例で定義されるすべての利害関係者地域に住む、働く、または不動産を所有するすべての人（利害関係者）に開放される；

(3) 近隣評議会の委員が、その地域内の多様な利害を反映することを保証する；

(4) 近隣評議会が、定期的に利害関係者とコミュニケーションを図るための制度；

(5) その資金について財務上の説明責任を確保する制度；また

(6) すべての会議が公開され、かつ、実行可能な範囲で、すべての利害関係者が業務の遂行、審議および意思決定に参加することを認めることを保証する。

(b) 認証および承認を求める請願。近隣評議会は、計画に定められた規則および手続きに従って、認証または承認を求める請願を提出することができる。

第 907 項。事前通知および意見提出の機会早期警戒制度。

規則は、市議会、市議会委員会および役員会・委員会による決定に先立ち、近隣評議会から意見を受け付けるための手続きを定めなければならない。手続きには、実行可能な限り速やかに近隣評議会に通知し、決定が下される前に意見を提供するための合理的な機会を与えることを含めるものとするが、これらに限定されない。通知には、市議会、市議会委員会および市の役員会または委員会が検討する事項を含めるものとする。

第 908 項。近隣評議会の権限。

適用法に従い、市議会は、地域に関する事項について市議会が決定を下す前に、公聴会を開催する権限を近隣評議会に委任することができる。

第 909 項。年次市予算優先事項。

各近隣評議会は、年次市予算優先事項の一覧を市長および市議会に提示することができる。市長は、認証を受けた近隣評議会に提出期限を通知し、意見が適時に考慮されるようにしなければならない。

第 910 項。市のサービスの監視。

近隣評議会は、それぞれの地域における市のサービスの提供を監視し、合理的に可能な範囲で、担当する市の部門の職員と定期的に会議を行うものとする。

第 911 項。充当。

市長および市議会は、本条の発効日から最初の二年間、近隣改善部門ならびに近隣評議会の設立および運営開始のための資金を充当しなければならない。資金は、条例によって設立される特別基金に充当されなければならない。市長および市議会は、その後、各後続財政年度の少なくとも一年前に、当該部門および近隣評議会のための資金を充当しなければならない。

第 912 項。レビュー。

市長および市議会は、憲章の採択から七年以内に、本条の規定、本条に従って採択された規則、および近隣評議会の制度の有効性を評価するため、条例で定める委員会を任命しなければならない。委員会は、適切と判断する場合、憲章または規則の変更について市議会に勧告を行う。

第 913 項。権力移譲。

憲章のその他のいかなる規定にもかかわらず、市長および市議会は、計画の第 905 項に従った実施後五年間は、第 514 項に基づき、近隣改善部門の権限、職務または機能を他の部門、事務所または機関に移譲してはならない。

第 914 項。条例の影響。

市議会は、いつでも、第 904 条に定める計画の要件に沿った近隣評議会に関する条例を採択することができ、当該条例は、第 905 条に従って施行された、これらと矛盾する規則に優先する。

第 12 項。可分性。この憲章修正案のいずれかの項、副項、条項、文章、句、またはその適用、もしくはそのいずれかの部分が、管轄区域を有する裁判所または審判機関により違憲または無効と判断された場合でも、この憲章修正のその他の項、副項、条項、文章、句、部分、またはその適用は、引き続き完全な効力を有するものとし、この趣旨において、この憲章修正案は可分である。さらに、有権者は、違憲または無効と判断された項、副項、条項、文、句、部分、またはその適用がなかったとしても、憲章修正案のすべての項、副項、条項、文、句、部分およびその適用を可決していたであろうことを宣言する。

PRK 市レクリエーション・公園局予算。 憲章修正案 PRK。

市憲章を改正し、レクリエーション・公園局に割り当てられる最低予算を、財政上の緊急事態を除き、現在の最低予算額の二倍に達するまで十年間かけて段階的に増額するべきか？

公正な要約

SHARON M. TSO、主任立法アナリストによる

一般財源は、市の主要な運営財源です。一般財源歳入は、警察、消防、公共事業、交通、図書館及び公園などの市のサービスの財源として使用されます。一般財源歳入は、税金、ライセンス、許可、手数料、罰金及びその他の財源から得られます。

市憲章は、一般財源から娯楽および公園局に配分する最低予算額を定めています。この最低予算額は、市税の課税対象として査定されたすべての資産の査定評価額の0.0325%に相当する額です。現在の市憲章に定める配分率及びそれによる予算配分は、人口の増加、公園制度の拡大、並びに維持管理及び運営費の増加に迫っていません。これにより、時間の経過とともに娯楽および公園局のサービスが削減されてきました。

1996 年、有権者は提案 K の成立を承認しました：LA フォーキッズ・プログラム (提案 K) は、市全域の課税評価を創設し、公園及び娯楽施設の取得、開発、改善及び修復のために年間 2,500 万ドルを生み出してきました。提案 K プログラムは 2026-27 財政年度に終了する予定であり、公園及び娯楽施設を支援するための財源が失われることになります。

この法案は、娯楽および公園局に配分される一般財源の最低額を引き上げるものです。これらの追加財源は、娯楽および公園局のサービス水準を回復し、公園の公平性の格差に対処し、同局が運営及びプログラムの費用を賄うことを可能にします。この割合は、市税の課税対象として査定されたすべての資産の査定評価額に対する現在の 0.0325% から 0.065% まで、十年間かけて段階的に引き上げられます。その内訳は以下のとおりです：

- 2026-2027 財政年度以前：0.0325%;
- 2027-2028 財政年度：0.03575%;
- 2028-2029 財政年度：0.039%;
- 2029-2030 財政年度：0.04225%;
- 2030-2031 財政年度：0.0455%;
- 2031-2032 財政年度：0.04875%;
- 2032-2033 財政年度：0.052%;
- 2033-2034 財政年度：0.05525%;
- 2034-2035 財政年度：0.0585%;
- 2035-2036 財政年度：0.06175%;
- 2036-2037 財政年度及びそれ以降：0.065%

この法案は、新たな税を創設せず、市の追加歳入を生み出すものでもありません。この法案は、娯楽および公園局により多くの一般財源を提供することを義務付けます。その結果、その他の市のサービスに利用できる一般財源歳入の額は減少します。

財政上の緊急事態が宣言されている間、市議会は、その財政上の緊急事態の期間中、この法案で義務付けられる増額分を最大 30% まで削減することができます。ただし、娯楽および公園局の最低予算配分を、市税の課税対象として査定されたすべての資産の査定評価額の現在の 0.0325% を下回って削減することはできません。

本法案は、有権者の過半数から承認された場合に有効になる。

財政影響声明

MATTHEW W. SZABO、市行政官による

この法案は、娯楽および公園局の (RAP) 資産価値に基づく充当を、十年間で 0.0325% から 0.065% へ倍増させます。平均的な資産価値の増加を前提とすると、RAP への資金は 2036-37 年までに 3 億 300 万ドルから 9 億 9,500 万ドルへ増加し、この法案による年間の推定増加額は以下のとおりです：2027-28 年度 (3,200 万ドル)、2028-29 年度 (6,600 万ドル)、2029-30 年度 (1 億 500 万ドル)、2030-31 年度 (1 億 4,700 万ドル)、2031-32 年度 (1 億 9,300 万ドル)、2032-33 年度 (2 億 4,400 万ドル)、2033-34 年度 (2 億 9,900 万ドル)、2034-35 年度 (3 億 5,900 万ドル)、2035-36 年度 (4 億 2,600 万ドル)、2036-37 年度 (4 億 9,700 万ドル)。この期間中のすべての増加は、実際の査定対象資産価値の増加に左右されます。

この法案は新たな歳入を増加させないため、市は、増額された資金提供義務を満たすために、公共安全、公共土木工事及びホームレス向けサービスを含むその他のサービスから財源を再配分しなければなりません。市は、財政上の緊急事態が宣言されている間、義務付けられた増額を停止することができます。RAP は、従業員給付及びその他の関連費用について、引き続き一般財源に払い戻す責任を負います。

憲章修正案 PRK への賛成意見

憲章修正案 PRK は、公園、水辺、ビーチを清潔に保ち、公園施設を修繕・維持し、レクリエーションセンターや高齢者センターを、税金を1セントたりとも引き上げることなく運営し続けることを可能にします。

LA の公園局は、500 以上の公園、123 のレクリエーションセンターと高齢者センター、そして 52 のプールを運営しています。これらは、子供たちが放課後や夏休みにスポーツをしたり安全に過ごしたり、高齢者がサービスを受けたり、家族が集まったりできる手ごろな場所でもあります。公園やレクリエーションセンターでは、暴力介入プログラムを実施したり、山火事や緊急事態発生時にサービスや避難場所を提供したりしています。

Trust for Public Land が発表した 2026 年版パークスコアランキングで、LA の公園はアメリカの主要 100 都市中 93 位に順位を落としました。市が行った公園に関する評価によると、LA は同規模の都市に比べて公園への予算が3分の2も少ないことが判明しました。大規模な人員削減は、公園の安全性と清潔さの低下を意味します。施設の修繕には約 30 億ドルが必要で、プール、レクリエーションセンター、高齢者センターは営業時間を短縮しています。対策を講じなければ、さらに多くの施設が閉鎖される可能性があります。Los Angeles 市民の3分の1は、自宅から徒歩 10 分圏内に公園がありません。

公園は Los Angeles 市民にとって不可欠な公共サービスです。

自然保護公園への資金提供は 1937 年以降増加しておらず、公園に直接投入される資金は 2009 年以降さらに削減されています。

PRK は、財政危機への対策を盛り込みつつ、10 年間にわたって公園への資金提供を増加させます。

PRK は、公園、トイレ、プール、その他の施設を清掃にし、また改善し、公園管理員とレンジャーの人員を再構築し、ビーチと海岸沿いの水辺を保護し、必要な場所に新しい公園を建設し、自然地域を復元し、日陰を作る樹木、山火事の予防、水質保護のための自然に基づく解決策に投資します。

これにより、プールやレクリエーションセンター、高齢者センターの運営が維持され、地域の学校公園も活性化されます。

この資金提供は厳格な財政責任を伴い、公園の適格な目的にのみ使用されなければならず、年間支出計画と報告は公開会議で審査され、オンラインで公開されます。

地域や環境保護のリーダーたちと共に、増税することなく公園を整備するための PRK に賛成票を投じてください。

憲章修正案 PRK への賛成意見に署名した人

MONICA RODRIGUEZ
市議会議員
City of Los Angeles

YSABEL JURADO
市議会議員
City of Los Angeles

IMELDA PADILLA
市議会議員
City of Los Angeles

KENNETH MEJIA
会計監査官
City of Los Angeles

GREGORY BOYLE 神父
設立者
Homeboy Industries

TEFARAI BAYNE
委員会
LA Department of Recreation and Parks

BRUCE SAITO
設立者
Conservation and Youth Workforce
開発リーダー

NICOLE CHASE
会長兼 CEO
Boys & Girls Club of San Fernando Valley

TORI KJER
エグゼクティブ・ディレクター
LA Neighborhood Land Trust

BRUCE REZNIK
エグゼクティブ・ディレクター
LA Waterkeeper

この法案への反対意見は提出されませんでした。

印刷された意見は執筆者の意見であり、いかなる市の機関によっても正確性が確認されたものではありません。さらに、署名者の氏名の下に記載された肩書きは、身元を示すことのみを目的としたものであり、その個人が組織を代表して署名していることを示すものではありません。

憲章修正案 PRK への賛成意見に対する反論

憲章修正案 PRK は、増税することなく、公園への責任ある投資を行うものです。10 年間にわたり、PRK は公園への専用財源を増額するとともに、支出するすべての金額について厳格な説明責任を求めます。

公園は、良い投資です。

公園は Los Angeles 市民の健康、活動的な生活、そしてつながりを維持します。身体活動不足は、医療費の 12.6% を占めています。調査によると、公園に投資している地域社会では、脳卒中、心臓病、肥満、糖尿病の発生率が低くなっています。公園プログラムに 1 ドルを支出するごとに、医療費を 11 ドル削減します。

さらに、公園の維持に \$1 を支出するごとに、より広範な経済的利益として少なくとも \$3 が還元されます。昨年、観光によって Los Angeles では 351 億ドルの消費が生み出され、224,000 人を超える雇用が支えられました。Griffith Park と Venice Beach は、いずれも市立公園であり、私たちを引き付ける最大の魅力の一つです。

PRK は、地域の優良な雇用を創出し、公衆衛生を改善し、子どもたちが安全に遊べる場所を維持し、レクリエーションセンターとシニアセンターを完全に再開し、ビーチを清潔に保ち、市全域の公衆トイレを修繕します。

PRK に賛成票を投じてください。

憲章修正案 PRK への賛成意見に対する反論に署名した者

MONICA RODRIGUEZ
LA 市議会女性議員

JIMMY KIM
総支配人
LA Department of Recreation and Parks

IMELDA PADILLA
LA 市議会議員

JON CHRISTENSEN
非常勤助教授
UCLA

YSABEL JURADO
LA 市議会議員

AMBER MARTINEZ
会長兼 CEO
Los Angeles Parks Foundation

KENNETH MEJIA
LA 市会計監査官

DEBORAH COHEN, MD, MPH
公衆衛生・予防医学

LUIS A SANCHEZ
会長
LA Rec and Parks Board of Commissioners

MONA FIELD
前会長
Greater Los Angeles League of Women Voters

印刷された意見は執筆者の意見であり、いかなる市の機関によっても正確性が確認されたものではありません。さらに、署名者の氏名の下に記載された肩書きは、身元を示すことのみを目的としたものであり、その個人が組織を代表して署名していることを示すものではありません。

憲章に追加された新条項、あるいは既存の憲章条項に追加の言葉は 下線 で、憲章
あるいは既存の憲章条項から削除された言葉は 取り消し線 で表示する。

憲章修正案 PRK
(市レクリエーション・公園局予算)

提案された投票法案の本文

第 1 項。Los Angeles 市憲章第 593 項は、次のとおり改正される：

第 593 項。財政支援。

(a) レクリエーション・公園局の財政支援のため、年間少なくとも以下の割合
で金額が割り当てられるものとする。0.0325% 市税の評価額に基づく全不動産の評価
額。

2026 年度～ 2027 年度およびそれ以前の財政年度：0.0325%

2027 年度～ 2028 年度：0.03575%

2028 年度～ 2029 年度：0.039%

2029 年度～ 2030 年度：0.04225%

2030 年度～ 2031 年度：0.0455%

2031 年度～ 2032 年度：0.04875%

2032 年度～ 2033 年度：0.052%

2033 年度～ 2034 年度：0.05525%

2034 年度～ 2035 年度：0.0585%

2035 年度～ 2036 年度：0.06175%

2036 年度から 2037 年度以降：0.065%

(b) 一般財源から追加の歳出を行うことができる。

(c) (a) または (b) から得られたすべての金銭、および局が受け取ったその他の
すべての金額は、レクリエーションおよび公園基金に計上されるものとする。

(d) 一般財源からレクリエーション・公園基金に割り当てられた資金に関する第
342 項の規定を除き、レクリエーション・公園基金の資金は、レクリエーション・公
園局の財政支援のみに使用されるものとする。

(e) 市議会が 3 分の 2 の賛成により決議で財政非常事態を宣言した場合、(a) 副
項に基づき必要とされる財政支援は、当該宣言後に市税のために評価されたすべての
財産の評価額に、所定の割合を乗じて算出される総額の 30% を上限として減額する
ことができ、当該減額は財政非常事態が終了するまで有効であり続けることができる。
ただし、いかなる場合も、当該減額により、(a) 副項に基づき本来必要とされる財政
支援の総額が、市税のために評価されたすべての財産の評価額の 0.0325% を下回って
はならない。

第2項。可分性。この憲章修正案のいずれかの項、副項、条項、文、句、またはその適用、もしくはそのいずれかの部分が、管轄権を有する裁判所または審判機関により違憲または無効と判断された場合でも、この憲章修正のその他の項、副項、条項、文、句、部分、またはその適用は、引き続き完全な効力を有するものとし、この趣旨において、この憲章修正案の条項は可分である。さらに、有権者は、違憲または無効と判断された項、副項、条項、文、句、部分、またはその適用がなかったとしても、憲章修正案のその他すべての項、副項、条項、文、句、部分およびその適用を可決していたであろうことを宣言する。

PRT 市の空港、港湾、および水道・電力局。憲章修正案 PRT。

市憲章を改正し、港湾局にウォーターフロントの公共アクセス事業のための資金を配分することを義務付けること；港湾局の特定のリース契約および協定について、労働力への影響の開示を義務付けること；特定のリース契約の最長期間を延長すること；ならびに空港委員会の構成要件を変更するべきか？

公正な要約

SHARON M. TSO、主任立法アナリストによる

市憲章第 607 項は、各事業部局（空港局、港湾局及び水道電力局）について、フランチャイズ、コンセッション、許可、ライセンス及びリースに制限を設けています。第 607 項 (a) は、市議会が空港局及び水道電力局について最長 50 年間、港湾局について最長 66 年間のリース期間を承認できると定めています。

市憲章第 630 項は、空港委員会が七人の委員で構成され、そのうち一人は Los Angeles 国際空港周辺地域に居住し、一人は Van Nuys 空港周辺地域に居住しなければならないと定めています。これらの地域は条例で定められます。

市憲章第 651 項は、港湾委員会が港湾局の資産を占有、管理及び統制するものと定めています。また、港湾委員会が占有、管理及び統制する土地及び水域を港湾区とすることを定めています。市憲章第 651 項はまた、水辺を公共利用のために確保し、港湾区の干潟及び水没地の売却を禁止しています。市憲章第 652 項は、港湾委員会の権限及び義務を定めており、これには港湾区に関する規則及び規制を制定する権限及び義務が含まれます。

州法は、港湾区内の多くの開発について沿岸開発許可を取得することを義務付けています。これには、建設プロジェクト、並びに敷地又は水域における活動のレベル又は種類を大幅に増加又は変更するプロジェクト、又は何も建設されない場合でも、そこへの公共アクセスを変更するプロジェクトが含まれます。

この法案は、市憲章を以下のとおり改正することになります。

- 市議会が、市にとって 30 年を超える期間が最善の利益になると認定した場合、空港局及び水道電力局のリースについて、最長 66 年間、又は連邦法若しくは州法で認められる最長期間のいずれか短い方の期間を承認できるようにします。市憲章は既に、市議会が港湾局のリースについて最長 66 年間の期間を承認できるようにしています。
- 空港委員会の七人の委員のうち三人が Los Angeles 国際空港周辺地域に居住し、二人が Van Nuys 空港周辺地域に居住することを義務付けることにより、空港委員会の委員に関する地域居住要件を引き上げます。この法案はまた、市議会が条例により、これらの地域をさらに小地域に分割し、委員の居住要件を定めることを認めます。
- 港湾委員会に対し、公共の意見を取り入れて策定された公共アクセス投資計画の一環として、港湾局の営業収入の一部を、水辺の公共アクセスプロ

ジェクト及びその他の公共サービスプロジェクト及びプログラムに毎年配分することを義務付けます。港湾委員会は、毎年配分する金額を決定する唯一の権限を有します。

- リース、リース期間の延長若しくはリースの修正の承認、又は沿岸開発許可を必要とする港湾区内の不動産の開発案を求めるすべての申請者に対し、雇用及び経済への影響を含む、提案された措置に関連する労働力への影響の推定を示す労働力影響開示書を提出することを義務付けます。港湾委員会は、中小企業及び非営利団体について、経済影響分析の提出を免除することができます。

本法案は、有権者の過半数から承認された場合に有効になる。

財政影響声明

MATTHEW W. SZABO、市行政官による

この法案は、市憲章を以下のとおり改正します：

リース期間 - Los Angeles 国際空港及び水道電力局のリース期間の上限を 50 年から 66 年に延長し、港湾局と同じにします。この修正による費用への影響はありません。

空港委員会の構成 - LAX および Van Nuys 空港周辺地域について、地域居住者の代表枠を、それぞれ一名から三名、一名から二名に増やします。この修正による費用への影響はありません。

港湾公共アクセス投資計画 (PAIP) - 港湾局が毎年、営業収入の 10 パーセントを PAIP に水辺のプロジェクト及びプログラムのために配分している慣行を成文化します。PAIP への過去の年間配分額は約 2,860 万ドルです。

労働力への影響 - 港湾区内のリースの承認、延長、修正又は沿岸開発許可を求めるすべての申請者に対し、地域の経済及び雇用への影響を評価する、申請者自身が費用を負担する労働力影響開示書の提出を義務付けます。この修正による費用への影響はありません。

憲章修正案 PRT への賛成意見

法案 PRT に「賛成」票を投じてください地域社会の代表性を強化し、地域への投資を守り、Los Angeles の固有部局からより高い説明義務を確保するためです。

East Los Angeles から Westside まで、Port から Valley まで、私たちが奉仕する地域社会にとって代表性は非常に重要であり、とりわけ空港やウォーターフロントの近くで暮らし、働く人々にとって重要です。

法案 PRT は、空港の運営による影響を最も大きく受ける近隣地域が、地域の意思決定においてより強い発言力を持つことを確実にします。地理的に代表する空港委員の数を二人から五人に増やすことで、航空機騒音、交通、混雑の影響を受ける住民に、空港委員会においてふさわしい直接的な代表を与えます。

Los Angeles 港において、法案 PRT は、市憲章における既存の重要な取り組みを明文化します。リースや契約が地域の雇用や私たちの労働力にどのような影響を及ぼす可能性があるかを検討し、開示する要件を成文化し、それらの影響が引き続き市民による意思決定プロセスの一部となることを確実にします。また、ウォーターフロントへの一般市民のアクセスへの投資に対する港の取り組みを、市憲章に既存の投資計画を成文化することで保護します。これらの投資により、国内有数の取扱量を誇る港を有する地域社会が、働くウォーターフロントの恩恵を引き続き共有できるようにします。

法案 PRT はまた、水道電力局および Los Angeles 空港公団のリース権限を近代化し、一般市民による監視を維持しながら、責任ある長期的な投資と重要な基幹施設に対する柔軟性を高めます。

空港や港湾運営を受け入れている地域社会は、Los Angeles に多大な貢献をしています。そうした地域社会には、代表性、透明性、そして地域への投資に対する永続的な取り組みがふさわしいのです。

法案 PRT に「賛成」票を投じてください—East Los Angeles から Westside まで、港から Valley まで、代表性と地域社会に対する説明義務が重要です。

憲章修正案 PRT への賛成意見に署名した人

TIM MCOSKER
市議会議員、第 15 区
City of LA

IMELDA PADILLA
女性市議会議員、第 6 区
City of LA

TRACI PARK
女性市議会議員、第 11 区
City of LA

GINA MARTINEZ
Wilmington 地域擁護者

PAULA GEREZ
会長
Westchester/Playa Neighborhood Council

DAVID YANOWITZ
Van Nuys 地域擁護者

この法案への反対意見は提出されませんでした。

印刷された意見は執筆者の意見であり、いかなる市の機関によっても正確性が確認されたものではありません。さらに、署名者の氏名の下に記載された肩書きは、身元を示すことのみを目的としたものであり、その個人が組織を代表して署名していることを示すものではありません。

憲章に追加された新条項、あるいは既存の憲章条項に追加の言葉は 下線 で、憲章
あるいは既存の憲章条項から削除された言葉は 取り消し線 で表示する。

憲章修正案 PRT (市の空港、港湾、および水道・電力局)

提案された投票法案の本文

第 1 項。Los Angeles 市憲章第 607 項 (a) 副項について、所有権管理部のフランチャイズ、コンセッション、許可、ライセンスおよびリースに関する制限を、次のとおり改正する。

(a) **長さ**。期間は 30 年を超えてはならない。ただし、適用される連邦法または州法で定められた期間のうち、いずれか短い方とする。市議会が、30 年を超える期間が市の最善の利益になると判断した場合、市議会は、市長の拒否権に服する 3 分の 2 の賛成票、または市長の拒否権に対する 4 分の 3 の賛成票により、空港局と水道・電力局については最長 50 年、空港局、港湾局および および水道・電力局については最長 66 年の期間、または連邦法もしくは州法で認められる最長期間のうち、いずれか短い方を承認することができる。

第 2 項。Los Angeles 市憲章第 630 項の、空港委員会に関する規定は、次の通りに改正される。

空港委員会は、第 502 項の規定に従って任命および解任される 7 名の委員で構成されるものとする。少なくとも 3 人のメンバー ~~4 人のメンバー~~ は Los Angeles 国際空港周辺地域に居住し、少なくとも 2 人のメンバー ~~4 人のメンバー~~ は Van Nuys 空港周辺地域に居住するものとし、その地域は条例で定められるものとする。市議会は、条例により、Los Angeles 国際空港および Van Nuys 空港周辺地域をさらに細分化し、それらの細分地域における委員の居住要件を定めることができる。

第 3 項。Los Angeles 市憲章第 651 項に、港湾局の資産の保有、管理および管理権限に関する新たな (d) 副項を、次のとおり追加する。

(d) **公共アクセス投資計画**。港湾委員会は、港湾局の運営収入の一部を毎年、公共アクセス投資計画の一環として、市民の意見を取り入れて策定されたウォーターフロントの公共アクセス事業やその他の公共サービス事業およびプログラムへの投資に充てるものとする。港湾委員会は、California 州公共資源法第 6005 項、第 6009.1 項、第 6306 項およびその他の適用法に基づく受託者としての義務に従い、各会計年度に公共アクセス投資計画に割り当てる適切な金額を決定する唯一の権限を有するものとする。

第 4 項。Los Angeles 市憲章第 652 項に、港湾委員会に関する新たな (g) 副項を、次のとおり追加する。

第 652 条。委員会の権限および義務。

理事会は下記の権限および義務を有する。

(a) **規則および規定。** 港湾地区の維持管理、運営、利用に関する必要な規則および規定を制定し、施行するとともに、それらの規則および規定に違反した場合の罰則を施行する。

(b) **港湾交通。** 港湾区域内のすべての船舶および水上艇の操船、停泊、係留、曳航、およびドッキングを規制および管理する。

(c) **港湾施設の管理。** 港湾地区に関連して使用される鉄道、埠頭、倉庫、その他の施設、公益事業、構造物、または改良物の建設、維持管理、運営、および使用を規制および管理する。

(d) **浚渫。** 港湾地区におけるすべての浚渫、埋め立て、掘削を規制および管理する。

(e) **料金。** 港湾資産の使用料、水先案内料、曳航料、その他当部門が提供するあらゆるサービスに対する料金および手数料を定め、徴収する。

(f) **港湾地区の開発。** 部門の目的のために、すべての改良、公益事業、構造物、船舶、施設およびサービスを取得、提供、建設、維持および運営し、市の名において、購入、リース、収用その他の方法により、不動産または動産、もしくはそれらに対する権利を取得し、港湾地区内の公共の建物、構造物または施設の敷地を指定する。当該収用権は議会の承認を得た場合にのみ行使される。

(g) **労働力への影響。** 賃貸借契約、賃貸借契約の延長、賃貸借契約の変更、または沿岸開発許可を必要とする港湾地区内の不動産開発計画の承認を求めるすべての申請者は、労働力への影響に関する開示書を提出しなければならない。この開示書には、当該施設に関連する雇用への潜在的な影響、および既知の範囲での Los Angeles 大都市圏への推定経済影響を含むが、これらに限定されない、推定される労働力への影響の評価を記載しなければならない。港湾委員会が定める中小企業および非営利団体は、経済影響分析の提出を免除される場合がある。港湾委員会は、California 州公共資源法第 6005 項、第 6009.1 項、第 6306 項およびその他の適用法に基づく委員会の受託者義務に合致する形で、本項に基づき申請者から提出された開示事副項を検討するものとする。

第 5 項。可分性。本憲章修正案のいずれかの項、副項、条項、文章、句または、その適用、もしくはそのいずれかの部分が、管轄権を有する裁判所、または審判機関により違憲または無効と判断された場合でも、本条例のその他の項、副項、条項、文章、句、部分、またはその適用は、引き続き効力を有するものとする。この趣旨において本憲章修正案の各規定は可分である。さらに、有権者は、違憲または無効とされた項、副項、条項、文章、句、部分または適用がなくても、本憲章修正案のすべての項、副項、条項、文章、句、部分および適用を可決したであろうことを宣言する。

SC

教育委員会選挙に関連する選挙運動資金規則。憲章修正案 SC。

Los Angeles 市憲章を改正し、教育委員会選挙における選挙運動資金に関する規則を明確化し、条例による変更を可能にするべきか？

公正な要約

SHARON M. TSO、主任立法アナリストによる

市憲章第 803 項は、Los Angeles 統一学区の教育委員会の候補者が選挙期間中に従わなければならない選挙運動資金に関する規則を定めています。市憲章第 470 項及び第 471 項並びに Los Angeles 市法典第 9.7 条は、市長の候補者が選挙期間中に従わなければならない選挙運動資金に関する規則を定めています。これらの規則は、1974 年 California 政治改革法を補完するものです。教育委員会及び市長の候補者に関する選挙運動資金規則は類似していますが、市憲章の異なる部分及び Los Angeles 市法典にそれぞれ規定されています。

この法案は、市憲章第 803 項の重複する文言を削除するとともに、教育委員会の候補者に対し、市憲章第 470 項及び第 471 項並びに Los Angeles 市法典第 9.7 条に規定される市長候補者の選挙運動資金に関する規則に従うことを義務付けることにより、教育委員会の候補者に関する選挙運動資金規則を明確にするものです。この法案は、Los Angeles 市長など、市の選挙公職の候補者にのみ適用される規定、及び市の契約業者やロビイストからの寄付に関する制限を除き、市長の候補者に適用されるものと同じ規定を教育委員会の候補者に適用します。

この修正案が承認された場合、教育委員会の候補者及び市長の候補者の既存の選挙規則は、以下のとおりとなります：

- 候補者及びその寄付者は、定期的に調整される可能性のある寄付上限の対象となり、これらの上限の基準額は、いずれの公職についても個人 1 人当たり 1,000 ドルに維持され、候補者自身の選挙運動への個人資金の拠出には上限を設けません。
- 財務管理及び財政責任に関する要件。これには、研修、提出期限、公開開示、監視対象の選挙運動口座及び小口現金資金などが含まれます；
- 寄付及び支出の期間制限。これには、資金調達期間及びそれらの期間内に受け取った資金の許容される用途が含まれます；及び
- 市倫理委員会の監査及び調査権限。これには、刑事及び民事の執行規定が含まれます。

この法案は、追加の制限又は例外を条例で定めることを認めます。

本法案は、有権者の過半数から承認された場合に有効になる。

財政影響声明

MATTHEW W. SZABO、市行政官による

この法案は、Los Angeles 統一学区（LAUSD）の教育委員会に関する既存の選挙運動資金規定を、市長の候補者が Los Angeles 市について従わなければならないものと同じ規定を教育委員会の候補者に適用することにより、改正します。LAUSD 教育委員会の候補者は、寄付及び資金調達に関する特定の規定（第 470 項 (c)(11) 及び第 470 項 (c)(12)）、公的マッチング資金に関する規定（第 471 項）、並びに条例により別途免除される規定の適用を受けないものとします。この法案による市への財政的影響は見込まれていません。

憲章修正案 SC への賛成意見

憲章修正案 SC に「賛成」票を投じてください

Los Angeles 市は、Los Angeles 統一学区（LAUSD）教育委員会の候補者に対し、献金限度額、寄付者の情報開示、市倫理委員会による監督などの選挙資金規則に従うことを義務付けています。これらの規則は、LAUSD 教育委員会の候補者にも、市の他の公選職の候補者に適用されるのと同様に適用されます。

違いは必ずしも規則そのものにあるのではなく、むしろそれらの規則が市憲章のどこに記載されているかにあります。現在、教育委員会の候補者に適用される規則は、市憲章の別の条項に定められています。それらは、例えば市長など、他の公選職の候補者を規定する憲章の同じ条項ではなく、独立した形で記載されています。

憲章修正案 SC は、市憲章を簡素化し、官僚的な肥大化と重複を減らす、優れた行政運営のための改革です。教育委員会選挙に関する重複した選挙資金規定を撤廃し、教育委員会の候補者も、市長候補者をすでに規定している同じ一般的な選挙資金の枠組みの対象となることを明確にします。

これは明快な行政運営のための改革であり、まさにその理由から支持する価値があります。

憲章修正案 SC に「賛成」票を投じてください。

憲章修正案 SC への賛成意見に署名した人

ADRIN NAZARIAN

Los Angeles 市議会議員、第 2 区

NICK MELVOIN

LAUSD 教育委員

DIEGO ANDRADES

元憲章改革委員

CALIFORNIA COMMON CAUSE

LEAGUE OF WOMEN VOTERS OF GREATER

LOS ANGELES

この法案への反対意見は提出されませんでした。

印刷された意見は執筆者の意見であり、いかなる市の機関によっても正確性が確認されたものではありません。さらに、署名者の氏名の下に記載された肩書きは、身元を示すことのみを目的としたものであり、その個人が組織を代表して署名していることを示すものではありません。

憲章に追加された新条項、あるいは既存の憲章条項に追加の言葉は下線で、憲章あるいは既存の憲章条項から削除された言葉は取消線で表示する。

憲章修正案 SC

(LAUSD、Los Angeles 統一学区選挙に関連する選挙運動資金規制)

提案された投票法案の本文

第 1 項。Los Angeles 市憲章第 803 項を、以下のとおり改正する。

第 803 項。理事の選出。

Los Angeles 統一学区教育委員会の委員の選挙は、憲章第 400 項から第 440 項、および憲章に準拠する適用条例に従って実施されるものとする。教育委員会選挙の候補者に寄付できる金額、または候補者が利用できるようにできる金額に制限を設けることにより、政治プロセスへのより幅広い参加を促すため、教育委員会の候補者は、市長候補者に適用される選挙資金規定（第 470 項および第 470 項 (c)）に従って採択された条例、または該当する憲章の他の条項を含む）に従うものとする。ただし、教育委員会の候補者は、第 470 項 (c)(11) および第 470 項 (c)(12) の寄付および資金調達に関する規定、第 471 項の公的マッチング資金に関する規定、および条例で別途例外とされている規定には従わないものとする。教育委員会の委員選挙には、以下の選挙資金に関する規定が適用される。この項項は、1974 年政治改革法を補足することを目的としています。

(a) 定義。

(1)「要請された」とは、この項の目的上、次の方法で意味され、また扱われる。

(A) 候補者または候補者が管理する委員会によって要求された支出は、独立した支出ではなく、支出を要求した候補者または委員会への寄付として扱われる。支払いは、以下の項項が満たされた場合に要求されたものとみなされます。

(i) 候補者、委員会、または候補者もしくは委員会の代理人の要請または提案による場合。

(ii) 候補者、委員会、または候補者もしくは委員会の代理人と連携して、協力して、または協議して。

(iii) 候補者、委員会、または候補者もしくは委員会の代理人との間の取り決め、調整、または指示に基づく場合。

(B) 以下の場合を含むが、これらに限らず、支出は「要請された」ものとみなされる：

(i) 候補者が、支出者によって資金提供されたコミュニケーションの作成または設計に積極的に関与または参加すること。これには、支出者と候補者の間でコンテンツについて協議することが含まれる。

(ii) 支出者による勧誘および／または候補者によるコミュニケーションで使用するための資料の提供、またはコミュニケーションに特定の資料を含めることに対する候補者の同意の取得。

(iii) 候補者と連絡に使用する資料の準備について調整すること。

(G) 支出が要請されたものであり、したがって独立した支出ではないという反証可能な推定は、以下の場合に成立する。

(i) 当該候補者の代理人または候補者の管理委員会のメンバーが、現在の選挙運動への関与の過程で、またはそれを通じて行うもの。

(ii) 支出が行われる選挙期間中に、支出者またはその代理人と、支出が行われる候補者の両方が、非大臣職の選挙運動関連の専門サービス（非大臣職の選挙運動関連の専門サービスには、世論調査やその他の選挙運動調査、メディアコンサルティングや制作、ダイレクトメールのコンサルティング、資金調達などが含まれるが、これらに限定されない）を提供するために、同一の個人または団体を雇用していること。

(iii) 当該支出が、当該候補者、その委員会、または代理人が設計、制作、費用負担、または配布した放送、文書、図表、またはその他の形式の選挙運動資料の全部または大部分を複製、再現、再出版、配布、または頒布する通信に資金を提供するものであること。

(iv) 支出が、一般に公開されていない候補者の選挙運動計画、プロジェクト、またはニーズに関する情報に基づいている場合、または、支出が検討されているという明示的または黙示的な了解のもと、候補者、委員会、またはその代理人が支出者または支出者の代理人に直接的または間接的に提供した情報に基づいている場合。

(v) 支出者または支出者の代理人が、支出者が資金提供する通信の内容、時期、場所、方法、対象者、配布量、または掲載頻度について、支出者が選挙または指名を推奨する候補者、または支出者がその対立候補の敗北を推奨する候補者と協議または交渉する。

(vi) 支出が行われる選挙期間中に、支出者または支出者の代理人が、候補者の選挙運動において正式な執行、政策決定、または助言の役職に就いているか、または就いていたか、あるいは候補者の指名または選挙の追求に関連する候補者の選挙運動との戦略的または政策決定に関する議論に参加しており、かつ、その候補者が、その支出が指名または選挙に影響を与えることを意図している候補者と同じ役職を追求している場合。

(vii) 候補者、候補者の支配する委員会、またはそれらの代理人が、候補者のために支出を行うよう支出者または支出者の代理人に要請した後に支出が行われた場合。

(viii) 当該支出が、候補者と支出者または支出者の代理人が共同で主催する資金調達イベントまたは選挙活動に関連して、またはその結果として行われたものであること。

(D) 支出は、以下の場合には、それだけを理由として「要請された」ものとはみなされない：

(i) 支出者または支出者の代理人が、候補者に対し、支出者に影響を与える立法または政策上の立場または問題についてインタビューしたり、候補者と選挙運動関連の問題（政策綱領、世論調査情報、候補者を支持する組織と対立候補を支持する組織、候補者が雇用を予定しているコンサルタントの身元など）について話し合ったりする場合、支出者またはその代理人が、その情報に基づいてその後の支出を行う前に、支出者またはその代理人が、その支出に関して候補者、候補者が管理する委員会、またはその代理人と連絡を取っていないこと。

(ii) 支出者が、候補者、候補者が管理する委員会、またはそれらの代理人から写真、経歴、政策文書、プレスリリース、または類似の資料を要求および／または入手し、候補者、候補者が管理する委員会、またはそれらの代理人の事前の知識、管理、または関与なしに、その後その情報を使用して、候補者を支持する、または候補者の対立候補に反対するコミュニケーションを作成する。

(iii) 支出者が以前に候補者に寄付をしていたこと

(iv) 支出者が、本項の (C) (v) 項に記載されている項目について議論することなく、独立支出を行う意図を候補者、候補者の管理委員会、またはそれらの代理人に伝えること。

(v) 支出を行う組織のメンバーが、対象となる候補者の選挙運動に対してボランティアとして個人的なサービスを提供し、またはその選挙運動のために活動する場合。ただし、そのボランティアまたは選挙運動員が、支出を行う組織の政治活動委員会の活動にも関与している場合、当該組織に代わって支払いを行う場合、または本項 (C)(vi) に記載された立場のいずれかで対象候補者の選挙運動に従事している、もしくは従事したことがある場合を除く。

(vi) 当該支出は、政党指導者またはその代理人からの、委員会が候補者を「支援」するか、候補者に関連する支出を行うようにという一方的な要請に応じて行われたものであること。

(vii) 当該支出が、候補者評価の作成または有権者への配布、もしくは政治調査の実施にかかる費用を賄うものである場合。

(viii) 支出者が過去に候補者にサービスを提供した政治コンサルタントまたは世論調査員を雇用している、または契約を結んでいる場合。

(2)「教育委員会事務所」とは、Los Angeles 統一学区教育委員会の委員の事務所をいう。

(3)「候補者または委員会代理人」とは、候補者のために支出を行う、または支出を承認する明示的または黙示的な権限を有する者をいう。以下の者は、その権限を有するものと推定される（ただし、反証可能）。候補者が管理する委員会の現職または元役員、選挙運動の従業員、選挙運動から報酬または払い戻しを受けた者、または選挙運動組織内で、選挙運動関連の活動の通常の過程において支出を承認できると合理的に判断される立場に置かれた者。候補者の代理人とは、報酬の有無にかかわらず、候補者の選挙運動において助言、意思決定、または戦略的な役割を担っている、または担っていた人物であって、その人物の職務および／または行動が、候補者の選挙運動の戦略、計画、またはニーズに関する直接的な知識を反映しているか、またはそれを必要とする人物も指す。

(4)「選挙」とは、予備選挙、一般選挙、特別選挙及びリコール選挙をいう。

(5)「独立支出」とは、明確に特定された候補者の当選または落選を明示的に主張する通信に関連して、または全体として文脈上、選挙における特定の結果を明確に促す通信に関連して、いかなる者によっても行われる支出であって、影響を受ける候補者または委員会に対して、またはその要請によって行われたものではないものをいう。

(6)「ローン」とは、この項の適用上、以下のとおり解釈されるものとする。

(A) ローンは、ローンの提供者および保証人からの拋出とみなされ、本項の拋出制限の対象となる。

(B) 商業金融機関が通常の業務過程において一般市民に提供されるものと同じ項件で候補者に対して行った融資の収益で、担保または保証が付いているものは、本項の寄付制限の意味における寄付とはみなされない。

(C) 30日を超える期間の信用供与（第(6)(B)項に規定する融資を除く）は、本項の拋出制限の対象となる。

(7)「会員通信」とは、政府法典第 85312 項に従って行われる支払いを意味する。

(A) 本項の目的上、候補者から要請された会員通信に対する支払いは、個々の会員のみに配布される定期発行のニュースレターまたは定期刊行物に対する支払いであって、通常そのニュースレターまたは定期刊行物を発行するために支払われる金額を超えないものを除き、寄付限度額または報告義務の適用上、当該候補者または候補者管理委員会への寄付とみなされる。

(B) 本項の目的上、候補者、候補者が管理する委員会、または候補者もしくは候補者が管理する委員会の代理人によって要請されていない会員の通信は、候補者への寄付とはみなされない。

(C) 候補者、候補者管理委員会またはその代理人から要請されていない会員通信で、かつ、個々の会員のみに配布される定期発行のニュースレターまたは定期刊行物に対する通常の発行費用を超えない支払いに該当しないものは、支出とみなされ、(s) 項に従って報告しなければならない。

(8) 「非候補者支出」とは、候補者の指示によらない独立支出および／または会員とのコミュニケーションのあらゆる組み合わせを意味する。

(b) 選挙献金の制限。

(1) 教育委員会の候補者、および当該候補者のために活動する委員会は、当該候補者が特定の教育委員会の役職への立候補に関連して寄付を募り受け取る意向の宣言書を提出するまでは、当該役職の選挙で使用するための寄付を募ったり受け取ったり、募ったり受け取ったりさせてはならない。その申告書は、市倫理委員会が定める様式を用いて、市倫理委員会に提出しなければならない。選挙が実施されると、その宣言はその後無効となる。同一人物は、同一の選挙に関して、同時に複数の申告書を保管することはできない。ただし、候補者は、ある申告を取り消すための書類を提出し、その後、新たな申告を提出することができる。

(2) 候補者及び候補者が管理する委員会の会計担当者は、市倫理委員会が定める様式により、候補者及び会計担当者が第 8-0-3 項を読み理解した旨の宣誓供述書を市倫理委員会に提出しなければならない。本声明は、寄付の勧誘および受領に関する意向表明書の提出と同時に提出されなければならない。

(3) いかなる者も、単一の選挙において、教育委員会の候補者およびその管理する委員会に合計 10000 ドルを超える金額を寄付してはならない。教育委員会の候補者は、1 回の選挙につき、いかなる人物からも合計 1,000 ドルを超える寄付を受け取ってはならない。本項項のいかなる規定も、教育委員会委員候補者が自身の立候補のために個人資金から拠出できる金額を制限することを意図するものではない。

(4) [廃止。]

(5) 教育委員会の役職の単一の選挙に関連して、その選挙で投票用紙に記載されている教育委員会の役職の数に 10000 ドルを乗じた額を超える寄付をしてはならない。ただし、その選挙で全ての教育委員会の役職への選挙を求める全ての候補者に関連して、その寄付の総額は 20000 ドルを下回ってはならない。ただし、候補者は、自身の選挙運動に関連して寄付または支出できる金額については、この (5) 項によって制限されない。

(6) 何人も教育委員会の選挙に関連して使用するために 10000 ドルを超える融資を行ってはならず、また何人も候補者もその融資を勧誘または受領してはならない。さらに、いかなる者も、教育委員会の役職選挙に関連して 30 日を

超える期間に使用するための融資を行ってはならず、また、いかなる者または候補者も、そのような融資を勧誘または受領してはならない。候補者本人または候補者が管理する委員会への融資は、当該候補者に適用される献金制限額に算入される。候補者は、政治目的以外で、通常の業務過程において、認可を受けた金融機関からいかなる金額の個人ローンも借り入れることを禁じられていない。候補者または候補者が管理する委員会へのすべての融資は、書面による合意に基づいて行われなければならない。その合意書は、融資が最初に報告される候補者または委員会の選挙運動報告書に添付されなければならない。この細分 (6) は、候補者から候補者自身の選挙運動への融資の金額または期間を制限するものではない。

(7) この項に基づき勧誘または受領された寄付金は、候補者の寄付金勧誘及び受領の意思表明書に明記された職務への立候補に関連してのみ支出されるものとする。この項項に基づき個人に対して募られた、または受け入れられた寄付金は、他の教育委員会の役職を目指す他の個人の立候補のため、または Los Angeles 統一学区の住民投票案への賛成もしくは反対のために支出されてはならない。候補者、候補者が管理する委員会、または教育委員会の選出委員は、寄付された資金を、他の立候補者、または候補者を支持もしくは反対する委員会への寄付に使用してはならない。ただし、候補者は、自身の立候補、他の候補者の立候補、または Los Angeles 統一学区の住民投票案への支持もしくは反対のために、自身の個人資金から寄付を行うことを禁じられるものではない。

(c) 制限値の調整。市倫理委員会は、4 年ごとに、本項項に規定されている寄付制限を、Los Angeles-Long Beach 大都市統計圏の消費者物価指数 (CPI) の変動を反映するように調整すべきかどうかを検討するものとする。最初の見直しは、2011 年の年末に開始されるものとする。拠出限度額が審査期間中に調整されなかった場合、その限度額は、前回の調整以降の消費者物価指数 (CPI) の全体的な上昇率を上限として、その後の 4 年間の審査期間に調整される可能性がある。寄付制限の変更は、(q) 項に規定されているように、資金調達期間がまだ開始されていないその後の選挙に有効となる。市倫理委員会は、各審査後、3 月 1 日までに調査結果をまとめた報告書を市議会に提出しなければならない。市倫理委員会が報告書を市議会に送付してから 60 日以内に、市議会は当該事項に関する公聴会を開催し、報告書を承認または否認する決定を下さなければならない。議会が 60 日以内に不承認としない場合、項例案は、市長に承認または拒否権行使を求めて提出され、市長が拒否権を行使した場合は、それを覆す目的で議会に提出される。市長が承認した場合、または市長が行動を起こさなかった場合、または市長の拒否権を覆して市議会が承認した場合、報告書に記載された金額は、本項に適用される拠出制限として法的効力を持ち、本条に規定されるすべての罰則および救済措置の対象となる。

(d) 現金による寄付および匿名による寄付。いかなる個人も 25 ドルを超える現金寄付を行ってはならず、また、いかなる候補者または委員会も 25 ドルを超える現金寄付を勧誘または受領してはならない。候補者または委員会への匿名寄付金の総額が、単一の選挙に関して合計 200 ドルを超える場合、その超過分は、当該寄付金の対象となる候補者または委員会によって使用されてはならず、代わりに、その超過分は速やかに市財務官に支払われ、市の一般会計に預け入れられるものとする。

(e) 選挙資金寄付用当座預金口座。教育委員会委員候補者、および当該候補者を支持または反対する各委員会は、選挙資金のための当座預金口座を1つしか開設してはならない。口座は、Los Angeles 市内に所在する銀行または貯蓄貸付機関の支店に開設されなければならない。候補者は、選挙運動用銀行口座を開設した日から10日以内に、銀行または貯蓄貸付機関の名称および口座番号を市倫理委員会に届け出なければならない。当該口座からの資金の支出は、候補者、会計担当者、または会計担当者が指定した代理人が署名した小切手によってのみ行われるものとする。候補者、会計責任者、または会計責任者の指定代理人は、教育委員会選挙に関連して受け取ったすべての寄付金を選挙運動用当座預金口座に入金しなければならない。教育委員会選挙の候補者、会計責任者、または会計責任者が指定した代理人は、この選挙運動用当座預金口座の資金から、すべての選挙運動費用を支払うものとする。

候補者が他の管理委員会を有し、それらの委員会が当座預金口座を保有している場合、候補者は市倫理委員会に対し、これらの委員会、銀行または貯蓄貸付機関の名称と住所、および当該口座の口座番号を文書で通知しなければならない。候補者は、寄付の勧誘および受領の意思表明書を提出する際に、これらの委員会、銀行または貯蓄貸付機関、および口座番号を市倫理委員会に通知しなければならない。その後委員会が結成された場合、または口座が開設された場合は、候補者は市倫理委員会事務局が開いている次の通常の営業日に市倫理委員会に通知しなければならない。寄付金は、候補者本人またはその他の個人の資金と混同してはならない。

この項は、貯蓄口座または定期預金の開設を禁止するものではない。ただし、そこから選挙運動費用を支出してはならない。

(f) 会計担当者。教育委員会委員選挙において選挙運動委員会を設置する候補者は、各委員会の会計担当者を任命しなければならない。委員会の会計担当者またはその指定代理人の承認なしに、委員会自身または委員会を代表して支出を行ってはならない。会計担当者の職が空席となっている間は、委員会自身または委員会を代表して、いかなる寄付金の受領または支出も行ってはならない。候補者および会計担当者は、かかる支払いを承認および認可し、かかる認可、詳細な会計記録、記録、請求書、および領収書を保管する義務を負うものとする。

(g) 候補者および会計担当者に対する研修。教育委員会のすべての候補者、および当該候補者が管理する委員会のすべての会計担当者は、候補者の名前が投票用紙に記載される選挙の前に、市倫理委員会が実施または後援する研修プログラムに参加しなければならない。

(h) 説明責任。候補者および会計担当者は、選挙運動報告書を作成するために必要な詳細な会計帳簿、記録、請求書、領収書を保管しなければならない。候補者および会計担当者は、改正後の1974年政治改革法に規定された期間、詳細な会計記録、請求書、領収書を保管しなければならない。すべての候補者および委員会は、本項を執行する法的権限を有する公務員から求められた場合、候補者が管理する各委員会の当座預金口座および金融口座の詳細、ならびに当該詳細を裏付けるすべての記録を提供しなければならない。

(i) 小口現金基金。第 (e) 項の規定にかかわらず、候補者、選挙資金会計担当者、および選挙寄付金当座預金口座の小切手を発行する権限を有するその他の指定代理人は、候補者または当該当座預金口座を開設した委員会に対し、候補者または委員会が小口現金として使用するため、週 \$50 を超えない金額を払い出すことができる。

(j) 仮名による寄付。いかなる個人または複数の個人が共同して行う活動においても、法的目的のために識別される名称以外の名称、または他の個人または複数の個人の名前を用いて、直接的または間接的に寄付を行ってはならない。いかなる者も、他人の所有物、または寄付として使用することを条件として他人から受け取った物を、自己の名義で寄付してはならない。候補者または委員会の会計担当者が、本項に違反して寄付金が受領されたことを発見した場合、当該候補者または会計担当者は、本項に違反して受領した金額を速やかに市財務官に支払い、市の一般会計に預け入れなければならない。

(k) 選挙運動費用 - 候補者または委員会によって管理されていないもの。候補者または委員会の管理下でない個人または組織が、候補者または委員会を支持または反対する目的で独自に支出を行う場合は、発行、展示、放送するあらゆる資料において、それが候補者または候補者が管理する委員会によって承認されたものではないことを明確に表示しなければならない。

(l) リコール請願。リコール請願が提出された場合、請願を提出する委員会または個人は、教育委員会の候補者に適用されるものと同じ選挙運動情報開示規定に従うものとする。

(m) 商品およびサービスの供給者 - 記録の開示が義務付けられています。教育委員会委員の選挙運動に関連して、候補者または委員会に物品、サービス、またはその両方を提供する者は、当該候補者または委員会が当該物品、サービス、またはその両方の支払いのために行った支出の詳細および当該詳細を裏付ける記録を、故意に市倫理委員会または本項を執行する法的権限を有する公務員に開示することを拒否してはならない。

(n) 支払いの集計。本項に規定する拠出制限の適用上、以下のいずれかの状況に該当する場合、2人以上の者からの拠出金および／または支出は合算され、本条に規定する拠出制限および報告規定の適用上、1人によるものとみなされます。

(1) 個人からの寄付金及び／又は支出金は、その個人又はその寄付金又は支出金活動を管理する他の個人からの寄付金及び／又は支出金と合算される。

(2) 政府法典第 8-2-0-4-8.7 項に定義される後援委員会からの寄付金および／または支出は、その後援組織からの寄付金および／または支出と合算されるものとする。

(3) ある団体からの拠出金および／または支出は、その団体と取締役会の過半数を構成する者が同一である他の団体からの拠出金および／または支出と合算される。

(4) ある団体からの拠出金および／または支出は、同じ役員を有する、または役員の過半数を共有する他の団体からの拠出金および／または支出と合算される。この項の目的上、役員には、当該団体の取締役会のメンバーとしてのみ務める個人は含まれない。

(5) 法人または有限責任会社からの拠出金および／または支出は、同一の過半数株主および／または構成員を有する、または当該法人または有限責任会社において過半数の議決権を有する他の法人または有限責任会社からの拠出金および／または支出と合算されるものとする。

(6) 法人からの拠出金及び支出は、親会社又は子会社からの拠出金及び支出と合算されるものとする。ただし、少なくとも1つの法人が上場企業でないことを条件とする。

(7) 個人からの寄付および／または支出は、以下の(8)または(9)に記載されていない法人、有限責任会社、企業、ジョイントベンチャー、シンジケート、事業信託、会社またはその他の事業体であって、当該個人が50%以上の持分を所有している、または過半数の議決権を保有しているものからの寄付および／または支出と合算されるものとする。

(8) 個人からの拠出金および／または支出は、その個人が所有する個人事業からの拠出金および／または支出と合算されるものとする。

(9) 無限責任組合員からの寄付および／または支出は、当該無限責任組合員が50%以上の持分を所有している、または過半数の議決権を保有しているジェネラル・パートナーシップまたはリミテッド・パートナーシップからの寄付および／または支出と合算されるものとする。

(o) 家族からの寄付。夫婦による拠出金は、それぞれ個別の拠出金として扱われる。18歳未満の子どもによる拠出金は、その親による拠出金として扱われ、各親に比例して帰属する（各親に2分の1ずつ、または単独の監護権を有する親に全額）。

(p) 拠出金の返還。寄付は、換金、入金または使用されず、受領後14日以内に寄付者へ返還された場合には、受領されたものとはみなされない。

(q) 寄付金の受領に関する制限。教育委員会の候補者、またはその候補者が管理する委員会は、候補者が立候補する選挙日の18ヶ月以上前に、寄付を募ったり、受け取ったり、あるいは寄付を募ったり受け取ったりさせてはならない。教育委員会の候補者、またはその候補者が管理する委員会は、選挙日から9か月後以降、いかなる人物からも自身の選挙委員会への寄付を勧誘または受領し、または勧誘または受領させてはならない。教育委員会の候補者、またはその候補者が管理する委員会が、当選後に勧誘または受領した、あるいは勧誘または受領させた寄付金は、選挙運動の負債の返済に充当されるものとする。

(r) 選挙運動の開示、報告および記録保持。

(1) 改正後の政府法典第 8-100-0 項から始まる政治改革法に基づき提出が義務付けられている選挙運動報告書に加えて、教育委員会の候補者、その管理する委員会、およびこれらの候補者を支持または反対するために主に結成された委員会は、選挙前の金曜日に選挙前報告書を提出しなければならない。この声明の締め切り日は選挙前の水曜日とし、その日までに行われた活動および支払いを対象とする。教育委員会の候補者、その管理する委員会、およびこれらの候補者を支持または反対するために主に設立された委員会は、3 月に実施される予備選挙に関連して、以下のとおり選挙運動声明を提出しなければならない。

(A) 選挙前年の 9 月 30 日までの期間については、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間について、遅くとも 10 月 10 日までに申告書を提出しなければならない。

(B) 選挙前年の 12 月 31 日までの期間については、選挙年の 1 月 10 日までに、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に関する報告書を提出しなければならない。

(2) 寄付金の受領者の記録に寄付者の氏名、住所、職業及び雇用主が登録されていない限り、教育委員会の候補者の選挙運動用当座預金口座に寄付金を入金してはならない。

(3) 各候補者、および候補者を支持または反対するために独立支出またはメンバー通信を行う各委員会は、郵送物を送付するか、実質的に類似した選挙運動資料を 200 部以上配布する場合、郵送物またはその他の資料を郵便局に渡すか、その他の方法で配布するのと同時に、その郵送物またはその他の資料のコピーを市倫理委員会に送付しなければならない。選挙運動期間中、委員会は単にこれらの文献を保管する役割を担うものとし、文献の内容について判断したり、コメントしたりしてはならない。

(4) 教育委員会の候補者および候補者が管理する委員会は、選挙運動報告書を市倫理委員会に提出することが義務付けられており、候補者および／または委員会が教育委員会の役職への選挙に関連して 2 万 5000 ドル以上の寄付を受け取ったり支出を行ったりした後、委員会の電子ファイリングシステム (EFS) を使用してオンラインで選挙運動報告書を提出しなければならない。

(A) 候補者または委員会が選挙運動に関する声明をオンラインで提出することが義務付けられた場合、その候補者または委員会は、委員会が正式に解散するまでオンラインで声明を提出し続けなければならない。この項の規定によりオンラインでの提出が義務付けられていない委員会その他の者は、任意でオンラインで提出することができる。

(B) オンラインでの提出が義務付けられている者は、California 州政治改革法および本項の規定に従い、市倫理委員会への選挙運動報告書の提出が不要になるまで、各選挙運動報告書の紙のコピーを提出し続けなければならない。紙媒体の記録は、監査その他の法的目的において、引き続き選挙運動に関する声明の原本として扱われるものとする。

(C) California 州政治改革法または本項に基づき紙媒体の提出が遅れた場合に課される可能性のある遅延提出罰金に加えて、本項のオンライン提出要件に従わなかった者は、オンライン提出期限後1日あたり25ドルの追加遅延提出罰金の対象となる。

(D) オンラインで提出される選挙運動声明書に記載される情報は、市倫理委員会に提出される同じ声明書の紙媒体に記載される情報と同一でなければならない。

(s) 独立支出および要請に基づかない会員通信に対する支払いの開示。

(1) 教育委員会の候補者を支持または反対するために1,000ドル以上の独立支出を行う、または負担する個人（委員会を含む）は、教育委員会の候補者を支持または反対するために、本項で定義される会員通信費として1回以上の支払いを行い、その合計が1,000ドル以上となる場合、当該支払いが行われるたびに24時間以内に、書留郵便、ファックス、または電子メールで市倫理委員会に通知しなければならない。

(2) 通知は、支出によって支持または反対された各候補者、各候補者を支持または反対するために支出された金額、候補者が支持されたか反対されたか、および支出が支出から利益を得た候補者によって要請されたものではないことを明記した宣言から構成される。この申告は偽証罪の罰則の下で行われ、支出を行う個人または役員および団体の会計担当者によって署名されなければならない。さらに、支払いの日付と金額、支払いが行われた、または発生した通信の種類の説明、支払いを行った者の氏名と住所、受取人の氏名と住所、郵送物または広告のコピー、あるいは通話、送信、または広告のスクリーンショットまたは録音のコピーも、市倫理委員会に提供されなければならない。また、通知には、委員会が委員会に提出した前回の選挙資金収支報告書の締め切り日の翌日以降、または当該暦年の初日以降のいずれか遅い方の日付以降に委員会が受け取った100ドル以上の寄付金の開示も含まれるものとする。ただし、受け取った寄付金のうち、Los Angeles 統一学区以外の他の候補者のために指定されたものは開示する必要はない。通知には、当該人物が当該暦年に教育委員会の候補者またはその管理する委員会に対して行った100ドル以上の寄付についても開示しなければならない。

(3) 市倫理委員会の職員は、独立支出および非調整会員通信費が1000ドル以上支払われた旨の通知を受け取ってから1営業日以内に、該当する選挙のすべての候補者に電話、ファックス、または電子メールで通知します。通知には、署名済みの申告書に記載されているとおり、支出によって支持または反対された候補者が示され、支出を行った個人または団体から提供された通信文書のコピーが添付されます。

(4) 第(1)項で要求される通知の目的上、組織が定期的に発行するニューズレターまたは定期刊行物に対する支払いは、その配布が組織のメンバー、従業員、株主、その他の関連個人、および出版物を要求または購入した者に限定されている場合は、報告する必要はない。

(5) 候補者管理委員会および独立支出委員会を含むがこれらに限られない委員会が、教育委員会の候補者を支持または反対するため、実質的に同一の内容の録音電話またはその他の電子的もしくはファクシミリによる送信について1,000ドル以上の支払いを行い、もしくは支払い義務を負う場合、またはラジオもしくはテレビ広告について1,000ドル以上の支出を行い、もしくは支出義務を負う場合、その通話、送信または広告が初めて行われ、もしくは放送されてから24時間以内に、各通信の台本または録音のコピーを市倫理委員会に送付しなければならない。

(f) 検証。本項に基づき提出されるすべての申告書、報告書、および陳述書は、提出者が偽証罪の罰則を承知の上で署名し、確認しなければならない。候補者および本項項に基づき宣言、報告書、声明に署名する者は、これらの宣言、報告書、声明の内容をすべて読み、理解しなければならない。

(u) 市倫理委員会の職務。市倫理委員会は、本項の規定を管理するものとする。本項項の規定に基づき求められるその他の職務に加え、市倫理委員会は以下の事項を行うものとする。

(1) 改正された1974年政治改革法、憲章第7項、および本項の規定に基づき、教育委員会委員候補者および候補者を支持または反対する委員会が提出した報告書および声明の監査および調査を実施する。市倫理委員会は、本項項の対象となる人物を徹底的に調査するために、必要に応じて調査員を雇用するものとする。

(2) 憲章第7項に従い、政府法典第9-0-0-2項(c)に基づき、本項の規定を執行し、または執行させる。

(3) この項項および適用される州法の明らかな違反を市弁護士またはその他の適切な法執行機関に報告する。

(v) 執行。

(1) **刑事執行。**本項項のいずれかの規定を故意に違反した者は、軽犯罪の罪に問われる。故意に、または意図的に、他人に本項のいずれかの規定に違反させた者、または他人が本項のいずれかの規定に違反するのを幫助した者は、本項の規定に基づき責任を負うものとする。本項項のいずれかの規定に違反した場合の訴追は、違反が発生した日から4年以内に開始されなければならない。本項項に基づく軽犯罪で有罪判決を受けた者は、判決言い渡し時に裁判所が本項項を適用しないと明示的に決定しない限り、有罪判決の日から4年間、ロビイストまたは市の請負業者として活動してはならない。本項の適用上、不抗争の答弁は有罪判決とみなされる。

(2) 民事執行。

(A) 故意または過失により本項のいずれかの規定に違反した者は、市弁護士、市倫理委員会、または Los Angeles 統一学区の境界内に居住する者によって提起される民事訴訟において、違反1件につき5,000ドル以下の金

額、または当該者が適切に報告しなかった、もしくは違法に寄付、贈与、または受領した金額の3倍を超える金額について責任を負うものとする。

(B) 故意または過失により、本項のいずれかの規定に違反して寄付を行ったり受け取ったり、または支出を行った者は、市弁護士または市内に居住する者が提起する民事訴訟において、違法な寄付または支出の額の3倍までの金額について責任を負うものとする。

(C) 違反行為に2人以上の者が関与している場合は、彼らは連帯して責任を負うものとする。

(D) 市弁護士以外の者は、この項に基づいて民事訴訟を提起する前に、まず市倫理委員会に訴訟開始の書面による要請を提出しなければならない。請求には、訴訟原因が存在すると信じる根拠を記載しなければならない。市倫理委員会は、要請を受領してから40日以内に、民事訴訟を提起する意向があるかどうかを回答しなければならない。市倫理委員会が訴訟を提起する意向を示し、その後40日以内に訴訟を提起した場合、市倫理委員会が提起した訴訟が再訴を妨げない形で却下された場合を除き、他の訴訟を提起することはできない。

(E) この項に基づき、いかなる違反についても、実体に関する判決は1件しか得られない。同一の違反行為または複数の違反行為に対して提起された訴訟は、裁判の目的上、提訴された順に優先されるものとする。当該訴訟は、既に提起された訴訟において判決が下された場合、または裁判所が和解を承認した場合には、却下されるものとする。裁判所は、原告が誠実に訴訟を進めなかった場合、他の訴訟を妨げることなく、係属中の訴訟を却下することができる。当該訴訟は、市弁護士または同一の違反に基づく訴訟の原告による申し立てにより却下されることがある。

(F) この項に基づく責任額を決定するにあたり、裁判所は、違反の重大性および被告の責任の程度を考慮に入れることができる。訴訟において被告または複数の被告に対する判決が下された場合、私人原告は回収額の50%を受領するものとする。残りの50%は、市の一般基金に繰り入れられるものとする。市弁護士または市倫理委員会が提起した訴訟においては、全額が一般会計に支払われるものとする。

(G) 本項の違反を主張する民事訴訟は、違反が発生した日から4年を超えて提起することはできない。

(H) Los Angeles 統一学区内に居住する者 (Los Angeles 市検事を含む) は、違反行為を差し止めるため、または本項の規定の遵守を強制するために、差止命令による救済を求めて訴訟を提起することができる。裁判所は、本項に基づき認められる民事訴訟において勝訴した機関以外の当事者に対し、訴訟費用 (合理的な弁護士費用を含む) の支払いを命じることができる。ただし、Los Angeles 市に対しては、そのような支払いを命じることができない。

(w) 違反が選挙結果に及ぼす影響。

(1) 候補者が本項のいずれかの規定に違反する軽犯罪で有罪判決を受けた場合、裁判所は、その違反が選挙結果に重大な影響を与えたかどうかを判断しなければならない。裁判所がそのような重大な影響を認めた場合、次のようになります。

(A) 選挙日前に有罪判決が確定した場合、当該候補者への票は集計されず、選挙は当該選挙における他の候補者への票に基づいて決定される。

(B) 選挙日後に有罪判決が確定し、かつ当該候補者が当選したと宣言された場合、当該候補者は就任せず、当該職は空席とみなされ、憲章に別途規定されているとおりに補充されるものとする。

(C) 候補者が就任後に有罪判決が確定した場合、候補者は解任され、その職は空席とみなされ、憲章に別段の定めがあるとおりに補充されるものとする。

(D) 有罪判決を受けた者は、有罪判決の日から5年間、市の選挙で選ばれる役職または教育委員会の委員の職に就く資格を失う。

(2) 市書記は、1974年政治改革法（改正後）で義務付けられている選挙前の選挙運動声明、または選挙運動声明が義務付けられていない場合は政府法典第84205項で認められている書面による宣言が、1974年政治改革法で定められた形式および場所で提出されるまで、いかなる候補者に対しても指名証明書または当選証明書を発行してはならない。

(x) 提出遅延に対する罰則。 本項で定められた期限後に原本陳述書または報告書を提出した者は、本項で定められたその他の罰則または救済措置に加えて、期限後から陳述書または報告書が提出されるまでの間、1日あたり25ドルの罰金を市倫理委員会に支払う義務を負うものとする。委員会は、公平な立場で、提出の遅延が故意によるものではなく、かつ責任の執行が本項の目的に資しないと判断した場合、責任を執行する必要はない。ただし、声明または報告書が30日以内に提出されない場合は、責任は免除されない。

(y) 分離可能性。 本項のいずれかの規定またはその一部、あるいはその規定のいずれかの人または状況への適用が裁判所によって無効と判断された場合でも、本項の残りの部分、または当該規定が無効と判断された人または状況以外の人または状況に適用されることは影響を受けないものとする。

第2項。可分性。本項例のいずれかの項、副項、条項、文章、句または、その適用、もしくはそのいずれかの部分が、管轄権を有する裁判所、または審判機関により違憲または無効と判断された場合でも、本条例のその他の項、副項、条項、文章、句、部分、またはその適用は、引き続き効力を有したものとする。この趣旨において本条例の各規定は可分である。さらに、有権者は、違憲または無効とされた項、副項、項項、文章、句、部分 または適用がなくても、本項例のすべての項、副項、条項、文章、句、部分および、適用を可決したであろうことを宣言する。

FD

二分の一パーセントの売上税により LOS ANGELES 消防局への資金提供。発案条例 FD。

Los Angeles 消防局への資金提供を目的とした条例、案例えば消防士、救急隊員、その他の職員の雇用、車両および設備の購入と維持、消防署の建設および改修、低木除去などを含む；Los Angeles 市において二分の一パーセント（0.5%）の売上税を課すことにより実施し；年次監査および市民監視委員会を設置し；有権者による廃止まで年間約 3 億 4500 万ドルの収入を生み出すものとして；採択すべきですか？

公正な要約

SHARON M. TSO、立任アナリストによる

この市民発案による住民投票案が承認されれば、Los Angeles 市は、市内で新たに二分の一パーセント（0.5%）の小売取引および使用税（売上税）を課す条例を制定する必要が生じる。この新たな売上税によって得られる収益は、Los Angeles 消防局（LAFD）への追加資金として活用される。市の現在の売上税は 10.25% です。この新たな税金は、有権者によって撤廃されるか、または発案で規定されており市の予算上の義務が履行されない場合を除き、維持される。

現在、LAFD の資金は主に市一般財源から拠出されている。一般財源は市の主要な運営資金であり、さまざまな税、許可、手数料、罰金、その他の収入源から歳入を得て、裁量的用途に使用できます。一般財源は財源が限られており、市民にサービスを提供する市のほとんどの部署の資金として使用されています。

採択された場合、追加収入は新たな特別基金に預け入れられる。これらの資金は、LAFD 固有の目的に使用される予定であり、これには以下のものが含まれますが、これらに限定されません：

- 消防士、救急隊員、および LAFD の一般職員の採用と維持；
- 消防活動や救助活動を支援するための消防車、消防ポンプ車、救急車、航空機、ヘリコプターなどの車両等の購入および維持管理；
- 消防・救助活動を支援するための機器の購入および維持管理；
- 消防署および緊急医療サービス施設の建て替え、改修、または新設。これらの建設は、プロジェクト労働協定および一般賃金要件の対象となる；
- 緊急通信システムの購入および維持管理；および
- 低木除去と山火事対策の強化。

この税金を徴収するためには、市は条例の有効日に先立つ十年間に認められた平均割合で LAFD の裁量予算を維持する必要がある。この法案では、この売上税による税収の支出を監視するための市民監視委員会（COC）も設置される予定だ。COC は、市内の住民から選出された五名の委員で構成される。市長、消防隊長、市会計監査官、市行政官、および市議会公共安全委員会の議長は、それぞれ COC の委員を一名指名する権限を有する。COC は、支出を審査し、少なくとも年に一度、市長、消防コミッショナー役員会、市議会、および市民に報告書を提出することが義務付けられる。

市議会が有権者による承認なしに条例を修正する権限は、条例の実施または管理に厳密に必要な修正、売上税の税率または期間を変更しない修正、または条例の目的を促進する修正に限定される。市議会が発案する修正案はすべて、30日間の公示後、市議会の三分の二の承認を必要とする。

この発案で提案されている二分の一パーセントの売上税は、有権者による承認から約 110 日後に課税される予定です。

本法案は、投票の過半数によって承認された場合に有効になる。

財務的影響声明

MATTHEW W. SZABO、市行政官による

この法案により、市の売上税は 0.5 パーセント (10.25 パーセントから 10.75 パーセントへ) 引き上げられる。この基金は、Los Angeles 消防局 (LAFD) の運営とサービスを支援するためだけに充てられる特別基金で、年間約 3 億 4,500 万ドルを生み出します。その主な用途は、職員の採用と維持、消防車両と機器の購入および維持、新しい消防署の建設と既存の消防署の改修、そして山火事への備えと低木管理の強化などです。歳入と支出は市民監視委員会によって監視され、毎年監査される。この法案は「努力の維持」を義務付けており、市は、この法案の発効日の直前の十会計年度における LAFD への裁量予算総額の平均割合に相当する基準レベルで LAFD に資金を提供しなければならない。この資金水準が満たされない場合、当該会計年度中に税金を課することはできません。

発案条例 FD への賛成意見

911 に電話をかけるたびに、私たちが駆け付けることを期待するでしょう。私たちもそうします。

Los Angeles 消防署の消防士および救急；医療隊員として、私たちはこの市を守るために人生を捧げてきました。私たちは皆さんの最悪の日に対応します。住宅火災、心臓発作、自動車事故、有害物質事故、救助活動、そしてますます破壊力を増している山火事です。一秒一秒が重要であり、生死を分けることがあります。

しかし現在、消防士、救急隊員、設備、資源が不足しているため、緊急事態に到着するまで、本来のほぼ二倍の時間がかかっています。私たちの対応が遅れたときに何が起り得るか、私たちは知っています。私たちは、火災が手に負えないほど拡大するのを目にし、一刻一刻と生存の可能性が低下する患者を救うために闘い、より迅速に対応していれば結果を変えられたかもしれないと知りながら家族のそばに立ってきました。

LAFD の消防士および救急；医療隊員が時間内に皆さんのもとへ到着できるかどうかを確認するには、[FundLAFire.com](https://www.fundlafire.com) にアクセスしてください。

何十年にもわたる放置の後、私たちは市庁が LAFD を改善することを信頼できません。だからこそ、LAFD の消防士および救急；医療隊員は、911 の緊急対応を迅速化し、山火事を防ぎ、地域社会を守るために法案 FD を作成しました。

911 緊急対応時間

LAFD への 911 通報の 80% を超えるものが、心臓発作、脳卒中、自動車事故などの医療上の緊急事態です。医療上の緊急事態に救急隊員が到着するまでの全国基準は四分ですが、Los Angeles ではそのほぼ二倍かかることがよくあります。

心停止した場合、不可逆的な脳損傷が起こるまでにわずか 4-6 分しかありません。人員不足によるこの余分な数分が、私たちが背負っていく悲劇的な結果につながります。だからこそ、私たちは法案 FD を作成しました。

法案 FD により、LAFD はより多くの救急隊員を雇用し、911 の緊急対応時間を短縮できるようにします。

山火事対策

Los Angeles の山火事のリスクは、これまでになく高くなっています。法案 FD はこのリスクを最小限に抑えるために不可欠です：消防署の草木除去および山火事防止プログラムへの資金を増額しながら、水投下ヘリコプターを近代化し、特殊航空機を取得し、これらの火災に対処するために必要な消防士を配置します。

1965 年の LAFD の資源と 2026 年の市

1965 年以来、LA の人口は 50% を超えて増加していますが、消防士や救急；医療隊員数は増加しておらず、現在、市内の消防署は以前より少なくなっているため、年間 500,000 件の出動要請に効果的に対応することが不可能になっています。

法案 FD により、LAFD は少なくとも 1,000 人の消防士および救急；医療隊員を追加で雇用できるようになり、皆さんが最も必要とするときに私たちが時間どおりに到着できるようにします。

LAFD に充てられる全資金

法案 FD は、地域で管理される専用の資金源を提供し、資金の 100% を、他のいかなる目的にも流用できない LAFD の中核サービスに充てることを義務付けています。

この資金は極めて重要です。私たちは手持ちのあらゆる資源を限界まで使っているからです。ある緊急事態から次の緊急事態へと休むことなく移動し、最も近くの消防車がすでに出動しているため市内を横断して消防車を派遣し、需要が人員を上回る中で救急車が不足しています。その一方で、消防署と機器は老朽化し続けています。

法案 FD の税収はどこに使われますか？

法律により、資金の 100% が LAFD の中核サービスに充てられます。これには、十分な資格を持つ消防士および救急；医療隊員の採用・確保、草木除去および山火事防止プログラムの拡充、消防士への最新機器の提供が含まれます。専用の封鎖された基金に預け入れられ、市庁の政治家は、一ドルたりとも他の目的に振り向けることを法律で禁じられています。

法案 FD は他の Los Angeles の税制措置とどのように異なりますか？

法案 FD は他とは異なる仕組みになっています。これにより、LAFD の人員、車両、機器、消防署にのみ使用できる単一の封鎖された基金が創設されます。これには、公共支出の開示、独立した年次監査が義務付けられ、市民監視委員会によって監視されます。資金がどこに使われるかについて曖昧さはありません。条例により、他のいかなる目的にも流用することが認められていないためです。

法案 FD は市庁が既存の LAFD 資金を削減することを防ぎますか？

法案 FD は、市の政治家や官僚が既存の LAFD の資金を流用することを禁止しています。法案 FD には、努力水準維持の要件が含まれています。市は、過去十年間の裁量予算に占める平均割合以上の水準で、LAFD への資金提供を継続しなければなりません。市がその基準を満たさない場合、その年に新たな税を徴収することは法律で禁じられます。この資金は既存の LAFD の資源を補うものであり、置き換えるものではありません。

法案 FD は納税者にどのくらいの費用がかかりますか？

法案 FD は五セントの消費税です。\$10 の購入につき五セントです。あなたが大切な人のために 911 に電話したとき、助けがより早く到着することになります。

法案 FD は LAFD のどのような具体的なプログラムや機器に資金を提供しますか？

911 の緊急対応時間を短縮するための消防士および救急；医療隊員の追加採用、草木除去および山火事防止の拡充です。2025 年、山火事により、LA の納税者は、インフラ、機器、緊急対応の損害や収入の損失で数億ドルを負担しました。山火事を防ぐための費用は、山火事から復旧するための費用よりはるかに少なくて済みます。また、この法案により、LAFD は全国的な人員配置基準を満たし、消防署を改修し、耐火服や無線機などの防護機器を提供し、911 通信技術を近代化することができます。

法案 FD には、法律に直接組み込まれた説明義務の履行を確保する仕組みがあります。独立した監査、一般市民への報告、市民監視が行われるため、納税者は一ドルごとにどのように使われているかを正確に知ることができます。そのため、法案 FD は皆さんの地域の消防士および救急；医療隊員、救急処置室の医師、小規模事業主から支持されています。

私たちが待つ一年ごとに、全国基準のほぼ二倍に達する対応時間が続く一年が増え、数十年前に私たちの対応能力を超えて成長した市を支えるために消防士および救急；医療隊員が限界まで働き続ける一年が増えることになります。LA は成長しました。LAFD も成長する時です。

Los Angeles では、あなたが大切な人のために 911 に電話するかどうかではなく、いつ電話するかが問題なのです。

法案 FD に「賛成」と投票すると、今日それに気付いているかどうかにかかわらず、すべての住民が頼りにしているものに投資することになります。なぜなら、いつの日か、私たちが救う命があなたの命になるかもしれないからです。

LAFD の消防士および救急；医療隊員、LAFD 署長協会、California 専門消防士、国際消防士協会とともに、法案 FD に「賛成」と投票しましょう。

詳しくは、FundLAFire.com にアクセスしてください。

発案条例 FD への賛成意見に署名した人

DOUG COATES 会長 United Firefighters of LA City	JAIME MOORE 消防署長 Los Angeles Fire Department
ERIC GONZALEZ 消防士 LAFD, Pacific Palisades	OMAR VELASQUEZ 消防士／医療隊員 LAFD, Boyle Heights
LEON DUNN 隊長 LAFD, Skid Row	DAVID RILES 隊長 LAFD, Chatsworth
GERARDO PUGA 隊長 LAFD, Panorama City	MIRANDA MCOSKER 消防士 LAFD, Lincoln Heights
KIMBERLY HERRING 消防士／医療隊員 LAFD, South Los Angeles	CHRIS MIYASATO 消防士 LAFD, Echo Park

印刷された意見は執筆者の意見であり、いかなる市の機関によっても正確性が確認されたものではありません。さらに、署名者の氏名の下に記載された肩書きは、身元を示すことのみを目的としたものであり、その個人が組織を代表して署名していることを示すものではありません。

法案 FD は売上税の引き上げです。これにより、売上税率は 10.75%に引き上げられます

法案 FD が可決されれば、Los Angeles 市の売上税は 10.75%に引き上げられることになります。これは、ホームレス対策（2024 年の法案 A）および医療対策（6 月の法案 ER）のための郡の売上税引き上げに続き、2 年間で 3 度目の売上税引き上げとなります。法案 FD だけで、納税者の負担は年間約 3 億 4500 万ドルに上ります。LA の人口約 400 万人で割ると、1 人あたり年間平均 86 ドル以上の追加売上税となり、4 人家族では 345 ドルになります。毎年です。

この増税は、抜け穴を利用して可決させようとする発案条例です。

州憲法では、特定の目的に充てられる特別税を可決するには、3 分の 2 の賛成票（66.67%）が必要であると規定されています。しかし、裁判所は最近、市民発議によって投票にかけられる特別税については、必要な賛成票が 50% プラス 1 票で済むとの判決を下しました。この増税案の提唱者たちは、自ら条例案を作成し、資金の使途を決定し、署名を集め、今では 3 分の 2 の賛成票を必要とせずに売上税を引き上げることができるようになりました。裁判所が税金の引き上げを容易にしまったことは、正しくないことです。

11 月に有権者が提案 43 を可決すれば、この抜け穴は塞がれます

発案条例 FD は、憲法で定められた 66.67% という賛成票数を下回っても、抜け穴をくぐり抜けて可決される可能性のある特別税です。11 月に有権者が提案 43 を可決すれば、1 月 1 日にこの抜け穴は塞がれ、今後すべての特別税は可決に 3 分の 2 の賛成票が必要となります。

市の指導者たちは、増税を行わずに消防局に十分な資金を投入すべきです

2025-26 会計年度において、市の一般基金の総収入は 81 億ドルを超えました。なぜ、最も不可欠な市のサービスに充てるために、売上税の引き上げが必要なのですか？ 予算の中で、消防局への十分な資金提供よりも優先度が高い項目とは何なのですか？

ホームレス問題が消防局の資源に負担をかけており、予算はその実情を反映すべきです

2025-26 年度、市は一般基金からホームレス対策に約 3 億 5,000 万ドルを支出しました。これは、ホームレス対策のための市の総予算（約 10 億ドル）のわずか 3 分の 1 程度に過ぎませんでした。ホームレスの野営地に関連する火災の件数を考慮すれば、市は増税することなく、ホームレス対策予算の一部を消防局への十分な資金提供に充てることができるはずです。

なぜコンベンションセンターの改修が消防局よりも優先されているのですか？

2025 年 9 月 18 日付の市議会宛ての書簡で、市会計監査官は、コンベンションセンターの 27 億ドルの改修には「今後 28 年間、毎年一般財源から平均 1 億 1600 万ドルの追加支出が必要となる」と警告しました。これは年間 1 億 1600 万ドルに相当し、その資金があれば消防士を雇用できたはずでした。

売上税はすでに高すぎます。発案条例 FD に反対票を投じてください。

皆さんはすでに十分な税金を納めています。市は税金を無駄遣いしています。**法案 FD に反対票を投じてください。**

発案条例 FD の賛成意見に対する反論に署名した者

HOWARD JARVIS TAXPAYERS ASSOCIATION

Jon Coupal

会長

印刷された意見は執筆者の意見であり、いかなる市の機関によっても正確性が確認されたものではありません。さらに、署名者の氏名の下に記載された肩書きは、身元を示すことのみを目的としたものであり、その個人が組織を代表して署名していることを示すものではありません。

発案条例 FD に対する反対意見

発案条例 FD に反対票を投じてください。売上税は 10.75% に引き上げられます

10 月 1 日現在、Los Angeles 市の売上税率は 10.25% です。発案条例 FD が可決された場合、LA の売上税は **10.75%** になります。これは、Los Angeles 市の住民にとって、ホームレス対策（2024 年の法案 A）と医療費（6 月の法案 ER）のための郡の売上税の引き上げに続き、2 年間で 3 度目の売上税の引き上げとなります。

発案条例 FD は、有権者が塞ぐ可能性のある抜け穴を突いて強行採決を図ろうとしています

California 州憲法では、特別税（特定の目的のために資金が充当される場合）を可決するには、有権者の 3 分の 2 の承認が必要であると規定されています。しかし、2017 年以降、州裁判所はこの重要な提案 13 号の保護措置に抜け穴を作ってきました。裁判官は、特定の目的のために課される税金について、請願書に署名を集めて投票用紙に記載すれば、より少ない票数で可決することを認めてきました。この抜け穴は、11 月の投票で提案 43 号が可決され、特別税の可決に必要な 3 分の 2 の賛成票が復活することで、有権者によって塞がれる可能性があります。提案 43 号は 2027 年 1 月に発効します。発案条例 FD の売上税の引き上げ案は、抜け穴を利用して 3 分の 2 の賛成票要件を回避しようとしています。

市の指導者たちは、増税を行わずに消防署に十分な資金を投入すべきです

発案条例 FD は、消防署のために年間約 3 億 4500 万ドルを調達するための**売上税の引き上げ**です。2025-26 会計年度において、市の一般財源の総収入は 81 億ドルを超えました。なぜこの必要不可欠なサービスに充てるための唯一の方法が、売上税の引き上げなのでしょう？予算の中で、消防署への十分な資金提供よりも優先度が高い項目とは何なのですか？

ホームレス問題が消防署の資源に負担をかけており、予算はその実情を反映すべきです

2025-26 年度、市は一般財源からホームレス対策に約 3 億 5,000 万ドルを支出しました。これは、ホームレス対策のための市の総予算（約 10 億ドル）のわずか 3 分の 1 程度に過ぎませんでした。ホームレスの野営地に関連する火災の件数を考慮すれば、ホームレス対策に充てられている一般財源の支出のうちの相当な部分を、増税することなく、消防署に充てるべきかどうか検討する価値があるはずです。

市の支出優先順位は無謀です

2025 年 9 月 18 日付の市議会宛ての書簡で、市会計監査官はコンベンションセンターの 27 億ドル規模の改修には承認しないよう警告しました。「この計画が実現すれば、市は 2029 財政年度から 28 年間、一般財源から毎年平均 1 億 1600 万ドルの追加資金が必要になると予測される。1 億 1600 万ドルは、市の職員約 1000 人分の雇用に相当する」と会計監査官は記しています。会計監査官は書簡の最後に、「市が財政運営の方法を根本的に変革せず、約 400 万人の住民に対する市のサービスへの資金提供が不十分なままである限り、現時点でこのプロジェクトに取り組むことを推奨することはできない」と述べています。市議会は結局、その高額なプロジェクトを承認しました。

それは年間 1 億 1600 万ドルに相当し、本来であれば消防士の雇用に充てられたはずの金額です。

売上税は既に高すぎます。州法で定められた上限を超えています

California 州法では、州の売上税 7.25% に加えて、地方の売上税は合計 2% までと制限されています。しかし、州議会議員は、新たな売上税や増税を上限規制の対象から除外する法律を日常的に可決しています。この重要な納税者保護策が骨抜きにされています。売上税は、少なくとも値上がりした価格を支払える余裕のある California 州民にとって、ますます大きな負担となっています。

発案条例 FD に反対票を投じてください

市政府が、最優先事項に優先的に充てるべき資金を無駄遣いするのを許してはなりません。消防隊員への十分な資金提供以上に優先すべき事項はありません。発案条例条例 FD に反対票を投じ、市の指導者たちに優先順位を正しく考えるよう伝えましょう。

発案条例 FD に対する反対意見に署名した人

HOWARD JARVIS TAXPAYERS ASSOCIATION

Jon Coupal
会長

印刷された意見は執筆者の意見であり、いかなる市の機関によっても正確性が確認されたものではありません。さらに、署名者の氏名の下に記載された肩書きは、身元を示すことのみを目的としたものであり、その個人が組織を代表して署名していることを示すものではありません。

発案条例 FD の反対意見に対する反論

反対派の主張には、一つだけ正しい点があります。市役所は消防局に十分な資金を投入すべきだということです。私たちもその意見に賛同します。LAFD の消防士および医療隊員として、私たちは数十年にわたり、あらゆる政治的立場の市長や市議会の下で、市役所に対してその必要性を訴え続けてきました。しかし、実現したことは一度もありません。

1960 年代以降、Los Angeles の人口は 50% 以上増加し、140 万人以上も増えたにもかかわらず、消防士の数は全く増えておらず、地域の消防署の数も当時よりも減少しています。これは単なる 1 年の予算不備の問題ではありません。これは、60 年以上にわたり市役所が LAFD を優先事項として扱ってこなかった結果なのです。政治家たちが「優先順位を正しく定める」のを待つというのは、私たちがすでに試した計画です。人々は待ち続ける間に命を落としてしまいました。

だからこそ、LAFD の消防士および医療隊員が法案 FD を起草し、政治家ではなく有権者たちがそれを投票用紙に載せたのです。

私たちも、生活費が高いことは理解しています。私たちも税金を納めています。だからこそ、法案 FD は 0.5 セント、つまり 10 ドルの買い物で 5 セントの負担に抑えられています。たとえ法案 FD が可決されたとしても、LA 市の税率は、Long Beach、Santa Monica、Pasadena、Burbank、そして LA 郡のほとんどの都市よりも依然として低いまです。

この 5 セントで、何世代にもわたって市の予算では実現できなかったものが手に入ります。少なくとも 1,000 人の追加の消防士および医療隊員、911 通報への迅速な対応、そして本格的な山火事予防対策（雑草の除去や最新式の消火用ヘリコプターの導入）です。

LAFD への通報の 80% 以上は医療緊急事態ですが、現在、救急救命士が現場に到着するまでにかかる時間は、全国基準である 4 分のほぼ 2 倍にもなっています。心停止の場合、4 ～ 6 分で脳への損傷が始まります。反対派は、この問題を解決するための提案を一切提示していません。

反対派は、市が他の優先事項に無駄遣いをしていると警告しています。この点についても、私たちは同意します。まさにそれが、私たちが法案 FD を起草した理由です。市役所がこの資金に 10 セントたりとも手を出せないようにするためです。法律により、資金の 100% は施錠された専用口座に振り込まれ、その資金は LAFD の消防士および救急救命士、装備、消防署にのみ使用されることが定められており、独立した年次監査と公的支出の開示によってその遵守が徹底されます。また、法案 FD に「努力維持保証」が含まれています。市役所が LAFD の既存の予算配分を削減した場合、法的にこの税を徴収すること自体が禁止されます。

政治家たちは、この資金を他の用途に流用することはできません。これは、市の通常の予算編成プロセスがかつて提供したことのないほどの説明責任を伴うものであり、反対派の真の争点は市役所に対してであり、消防士たちに対してではない理由もここにあります。

反対派は、市の指導者たちに優先順位を正しく見直すよう伝えるべきだと言っています。私たちは 60 年間、そう訴え続けてきました。今こそ、皆さんの声を届ける番です。

いつか、皆さんも 911 に電話することになるでしょう。火災、交通事故、あるいはご自身や大切な人が巻き込まれた医療緊急事態などです。その日が来たとき、私たちは迅速に現場に駆けつけなければなりません。それ以外は何も重要ではありません。法案 FD は、私たちがより早く現場に駆けつけることを可能にしてくれます。

法案 FD に「賛成」票を投じてください。

発案条例 FD の反対意見に対する反論に署名した者

BRENT KNEISLER

検査官

LAFD Brush Clearance & Wildfire Prevention

LUCIA LIMA

消防士

LAFD, Watts

TANYA CRABBE

会長

Los Angeles Women in the Fire Service

JAVIER HONLES

隊長

LAFD, Encino

MARK MCLEAN

消防士

LAFD, San Pedro

GARY IZQUIERDO

消防士／医療隊員

LAFD, Hollywood

ANGELO PITILLO

消防士／医療隊員

LAFD, West Adams

KYLE CAWDREY

消防士

LAFD, Pico-Robertson

DAVID RILES

隊長

LAFD, Chatsworth

FERNANDO PIZANO

消防士

LAFD, North Hollywood

印刷された意見は執筆者の意見であり、いかなる市の機関によっても正確性が確認されたものではありません。さらに、署名者の氏名の下に記載された肩書きは、身元を示すことのみを目的としたものであり、その個人が組織を代表して署名していることを示すものではありません。

地方法規または既存の地方法規の条項に追加された新たな規定または文言は 下線 で表示され、地方法規または既存の地方法規の条項から削除された文言は 取り消し線 で表示される。

発案条例 FD

二分の一パーセントの売上税により LOS ANGELES 消防局への資金提供。

提案された条例は、Los Angeles 市に追加の二分の一パーセント（0.5%）の消費税を課すものとする。税収は、Los Angeles 消防局（LAFD）を支援するための追加資金の提供に充てられ、これには、消防士、救急隊員およびその他の職員の採用、車両および設備の購入・維持、消防署およびその他の施設の建設・改修、ならびに可燃物の除去が含まれる。条例は、その目的が市の LAFD に対する現在の資金を置き換えるのではなく補完することであり、追加資金はその目的のみに使用するため別個の口座で管理されること、また、市が LAFD への資金を過去の予算水準で維持しない場合には、当該税を課さないことを定める。条例は、年次監査を義務付け、税収の支出を監視し、報告する市民監視委員会を設置する。条例は、この税から資金提供を受ける消防署の建設および建て替えプロジェクトについて、プロジェクト労働協約の対象とし、現行賃金の要件を遵守することを義務付ける。

提案された発案条例の本文

条例第 _____ 条

発案請願によって提案された条例で、Los Angeles 地方法規第 II 章に第 1.20 条を追加し、「Los Angeles 消防・緊急事態への備えおよび対応条例」を制定するもの。」

Los Angeles 市民は 以下のように規定する。

第 1 項。名称

本法案は、「Los Angeles 消防・緊急事態への備えおよび対応条例」と称する。

第 2 項。Los Angeles 地方法規第 II 章に第 1.20 条を追加し、次のとおり規定する：

第 21.20.1 項。 - 表題。

本条は、「Los Angeles 消防・緊急事態への備えおよび対応条例」（以下「条例」という。）と称する。Los Angeles 市は、以下「市」という。Los Angeles 市消防局は、以下「LAFD」という。本条例は、市の編入区域に適用される。

第 21.20.2 項。 - 目的。

本条例は、その他の目的と併せて、以下の目的を達成するために採択されるものであり、これらの目的を達成するため、本条例の規定は解釈されるものとする：

- A. 本条例に定める目的および用途のために、LAFD の補完的な資金源を確立すること。

- B. 歳入租税法第2部第1.6編(第7251項から開始)および歳入租税法第2部第1.7編第7285.91項の規定に従い、小売取引および使用税を課すこと。当該規定は、当該法案について投票する有権者の過半数が、当該税の賦課を承認するために招集された選挙において当該税の賦課に賛成票を投じることを条件として、Los Angeles 市（以下「市」という。）が本税条例を採択することを認めるものである。
- C. 本条例はさらに、憲章都市としての市の自治権に基づいて採択される。憲法第 XI, § 5)、適用法に整合する地域目的のための地方自治体による課税を認める。
- D. 歳入課税法規第2部第1.6編に含まれる要件および制限と矛盾しない範囲において、California 州の売上税および使用税法と同一の規定を組み込んだ小売取引および使用税条例を採択すること。
- E. 市のために California 州税および料金管理局が、California 州の売上税および使用税を管理および徴収する際に従う既存の法定および行政手続きに可能な限り完全に適合し、かつ、そこからの逸脱を可能な限り少なくする方法で、California 州税および料金管理局が管理および徴収できる税を課し、その税額の算定方法を定める法案である小売取引および使用税条例を採択すること。
- F. 歳入租税法第2部第1.6編の規定と可能な限り整合する方法で管理することができ、取引および使用税の徴収費用を最小限に抑えると同時に、本条例の規定に基づく課税対象者の記録保存にかかる負担を最小限に抑える小売取引および使用税条例を採択すること。
- G. 本条例によって生じる歳入が、市憲章、California 州憲法および適用法に整合する形で、有権者によって承認された目的および用途にのみ使用され、当該歳入が毎年、独立した監査および監督の対象となることを確保すること。

第 21.20.3 項。 - 州との契約。

施行日より前に、市は、当該取引および使用税条例の管理および運用に伴うすべての業務を遂行するため、California 州税および料金管理局と契約を締結しなければならない。ただし、市が施行日より前に California 州税および料金管理局と契約を締結していない場合でも、市はその後契約を締結するものとし、その場合、施行日は当該契約の締結後に到来する最初の暦四半期の初日とする。

第 21.20.4 項。 - 取引税率。

有形動産を小売販売する権利に対して、ここに、市の編入区域内のすべての小売業者に対し、本条例の施行日以降に当該区域内で小売販売されるすべての有形動産の小売販売による小売業者の総収入の 0.50% (0.50%) の税を課す。

第 21.20.5 項。 - 販売場所。

本条例の目的上、すべての小売販売は、小売業者の事業所において完了したものとする。ただし、販売された有形動産が、小売業者またはその代理人によって州外の目的

地へ、または州外の目的地への配送のために一般運送業者へ配送される場合を除く。当該販売による総収入には、当該料金が州の売上税および使用税の対象となる場合、配送先にかかわらず、配送料金を含むものとする。小売業者が州内に恒久的な事業所を有していない場合、または複数の事業所を有する場合、小売販売が完了する場所は、California 州税および料金管理局が定め、採択する規則および規制に基づいて決定するものとする。

第 21.20.6 項。 - 使用税率。

本条例の有効日以降、当該区域内での保管、使用またはその他の消費のために小売業者から購入された有形動産の、市内における保管、使用またはその他の消費に対し、その財産の販売価格の 0.50 パーセント（0.50%）の物品税をここに課す。販売価格には、当該料金が州の売上税または使用税の対象となる場合、配送先にかかわらず、配送料金を含むものとする。

第 21.20.7 項。 - 州法の規定の採択。

本条例に別段の定めがある場合、および歳入課税法規第 2 部第 1.6 編の規定と矛盾する範囲を除き、歳入課税法規第 2 部第 1 編（第 6001 項から開始）のすべての規定を、ここに完全に記載されているものとして本条例の一部として採択する。

第 21.20.8 項。 - 州法の採択および使用税の徴収に関する制限。

歳入課税法規第 2 部第 1 編の規定を採択するにあたり：

- A. California 州が課税機関として名称を付され、または言及されている箇所では、これに代えて本市の名称を使用する。ただし、以下の場合には、この置換を行わない：
 1. 「州」という語が、州会計監査官、州出納官、州財務省、または California 州憲法の名称の一部として使用されている場合；
 2. この置換の結果、本条例の管理または運用に伴う業務を遂行する California 州税金および料金管理局ではなく、本市または本市の機関、役員もしくは職員が、措置を講じる、または措置の対象となることが必要となる場合。
 3. California 州の外側の境界に言及する条項を含むが、これに限定されない、置換の結果として以下のいずれかとなる条項において：
 - a. 歳入課税法規第 2 部第 1 編の規定に基づき州による課税の対象であり続ける一方、そうでなければ本税が免除されない有形動産の特定の販売、保管、使用またはその他の消費について、本税の免除を提供すること、または；

- b. 当該法規の上記規定に基づき州による課税の対象とならない有形動産の特定の販売、保管、使用またはその他の消費について、本税を課すこと。
- 4. 歳入課税法規第 6701 項、第 6702 項（その最終文を除く）、第 6711 項、第 6715 項、第 6737 項、第 6797 項または第 6828 項に言及する場合。
- B. 歳入課税法規第 6203 項および歳入課税法規第 6203 項における当該語句の定義にある「州内で事業を行う小売業者」という語句の「州」を「市」に置き換える。
 - 1. 「地区内で事業を行う小売業者」には、前年または当年において、当該小売業者および当該小売業者と関係するすべての者による州内での、または州内への配送のための有形動産の総売上高が \$500,000.00 を超える小売業者も含むものとする。本項の目的上、二人の者がともに、米国法典第 26 編第 267 項 (b) およびこれに基づく規則に従って相互に関係する場合、一方の者は他方の者と関係するものとする。

第 21.20.9 項。 - 許可証不要。

歳入課税法規第 6067 項に基づき小売業者に販売者許可証が発行されている場合、本条例により追加の取引者許可証を取得する必要はない。

第 21.20.10 項。 - 免除および除外。

- A. 取引税および使用税の課税標準から、California 州または市、市郡もしくは郡が、Bradley-Burns 統一地方売上税および使用税法に基づいて課す売上税または使用税の額、または州が管理する取引税もしくは使用税の額を除外する。
- B. 取引税の額の計算から、以下の総収入を免除する：
 - 1. 燃料または石油製品を除く有形動産を航空機の運航者に販売する場合で、当該販売が行われる郡の区域外で主として使用または消費され、かつ、本州、米国または外国政府の法律に基づく権限の下で、人または財産の一般運送業者として当該航空機を使用するために直接かつ専ら使用されるもの。
 - 2. 販売契約に従い、小売業者またはその代理人が当該市外の地点まで配送すること、または小売業者が当該市外の地点の荷受人に配送するため運送業者に引き渡すことにより、市外で使用される財産を当該市外の地点に発送する場合の販売。本項の目的上、市外の地点への配送は、以下の場合に満たされるものとする：
 - a. 車両法典第 3 編第 1 章（第 4000 項から開始する）に基づき登録の対象となる車両（商用車を除く）、公共事業法典第 21411 項に準拠して認可を受けた航空機、および車両法典第 3.5 編（第 9840 項から開始する）に基づき登録済みの未登録船舶については、市外の住

所で登録し、当該住所が実際に本人の主たる居住地であることを、購入者が偽証罪の罰則の下で署名した宣言によって申告することにより、市外の地点への引渡しの要件を満たすものとする；または

b. 商用車については、市外の事業所の住所で登録し、当該車両がその住所から運行されることを、購入者が偽証罪の罰則の下で署名した宣言によって申告することにより、市外の地点への引渡しの要件を満たすものとする。

3. 小売業者が、本条例の有効日より前に締結された契約に基づき、固定価格で財産を提供する義務を負っている場合の有形動産の販売。
 4. 本条例の有効日より前に、賃貸人がリースによって定められた固定額で財産をリースする義務を負っている期間について、その財産の継続的な販売となる有形動産のリース。
 5. 本副項の第 (3) 号および第 (4) 号の目的上、有形動産の販売またはリースは、契約またはリースの当事者のいずれかが、通知により、当該契約またはリースを無条件に終了する権利を有する期間については、当該契約またはリースに基づく義務ではないものとみなす。この権利が行使されるか否かを問わない。
- C. 本条例により課される使用税について、以下の有形動産の本市における保管、使用またはその他の消費を免除する：
1. その販売による総収入が、州が管理する取引および使用税条例に基づく取引税の対象となっているもの。
 2. 燃料または石油製品を除き、航空機の運航者が購入し、かつ、本州、米国または外国政府の法律に基づき発行された公共の便宜および必要性の証明書に基づき、報酬または対価を得て人または財産の一般運送業者として当該航空機を使用するために、当該運航者が直接かつ専ら使用または消費するもの。本免除は、California 州の歳入課税法規第 6366 項および第 6366.1 項に規定される免除に加えて適用される。
 3. 購入者が、本条例の有効日より前に締結された契約に基づき、固定価格で当該財産を購入する義務を負っている場合。
 4. 有形動産の占有、または当該有形動産に対する権利もしくは権限の行使が、本条例の有効日より前に、リースによって定められた固定額で賃貸人が当該財産をリースする義務を負う期間について、当該財産の継続的な購入となるリースに基づいて生じる場合。
 5. 本副項の第 (3) 号および第 (4) 号の目的上、有形動産の保管、使用もしくはその他の消費、またはその占有、もしくは当該有形動産に対する権利もしくは権限の行使は、契約またはリースの当事者のいずれかが、通

知により、当該契約またはリースを無条件に終了する権利を有する期間については、当該契約またはリースに基づく義務ではないものとみなす。この権利が行使されるか否かを問わない。

6. 第 (7) 項に定める場合を除き、市で事業を行う小売業者は、当該小売業者が市内に商品を発送または配送する場合、または市内にある当該小売業者の事業所において直接もしくは間接的に、あるいは小売業者の権限の下に市内に所在する代表者、代理人、勧誘員、販売勧誘員、子会社またはその他の者を通じて、注文を勧誘もしくは受けることを含め、市内で商品の販売に関与する場合を除き、有形動産の購入者から使用税を徴収することを義務付けられない。
7. 「市で事業を行う小売業者」には、以下のいずれかの小売業者も含むものとする：車両法典第 3 編第 1 章（第 4000 項から開始する）に基づき登録の対象となる車両、公共事業法典第 21411 項に従って認可を受けた航空機、または車両法典第 3.5 編（第 9840 項から開始する）に基づき登録された未登録船舶。当該小売業者は、車両、船舶または航空機を市内の住所で登録または認可する購入者から使用税を徴収しなければならない。

- D. 本条例に基づき使用税の対象となる者は、その者に販売された財産であって、その保管、使用またはその他の消費が使用税の対象となるものについて、歳入課税法規第 2 部第 1.6 編に従って取引税を課す地区または取引税の納税義務を負う小売業者に支払った取引税または取引税の払い戻し額を、当該使用税から控除することができる。

第 21.20.11 項。 - 修正。

本条例の発効日以降に行われる歳入課税法規第 2 部第 1 編の売上税および使用税に関するすべての修正で、歳入課税法規第 2 部第 1.6 編および第 1.7 編と矛盾しないもの、ならびに歳入課税法規第 2 部第 1.6 編および第 1.7 編に対するすべての修正は、自動的に本条例の一部となるものとする。ただし、いかなる修正も、本条例によって課される税率に影響を及ぼすように作用してはならない。

第 21.20.12 項。 - 徴収差止めの禁止。

本条例または歳入課税法規第 2 部第 1.6 編に基づき徴収することが義務付けられている税または税額の徴収を防止または差し止めるため、州もしくは市、または州もしくは市の役員に対して、いかなる裁判所における訴訟、訴えもしくは手続きにおいても、差止命令、職務執行命令その他の法的または衡平法上の手続きが発せられてはならない。

第 21.20.13 項。 - 税の目的および用途。

- A. 本条例によって認められる特別税の目的は、LAFD への資金支援を提供することである。本特別税によって生じるすべての歳入は、LAFD の中核的な機能を支援する目的のために使用するものとし、これには以下の優先事項が含ま

まれるが、これらに限定されない：市の消防安全および救助のニーズを満たすために十分な数の消防士および救急隊員ならびに LAFD の民間職員を採用し、維持すること；消防車、消防車両、救急車、航空機およびヘリコプターなど、消防および救助のニーズを支援する車両を購入し、維持すること；消防および救助サービスを支援する設備を購入し、維持すること；増加するサービス需要を満たすため、追加の消防署および EMS 施設を建て替え、改修し、建設すること；緊急通信システムを購入し、維持すること；ならびに可燃物除去および山火事への備えを改善すること。

- B. 本条例に基づき課されるすべての税収は、特別基金または口座に預け入れ、本条例によって認められた目的にのみ使用するものとする。未使用残高は基金または口座に留保され、全額使い切られるまで、その後の財政年度において未使用残高は当該基金または口座に残し、全額が使用されるまで、その後の各財政年度において承認された用途に引き続き使用できるものとする。承認された用途に引き続き利用可能となる。

第 21.20.14 項。 - 市民監視委員会。

- A. 委員会の設置。本条例に基づき徴収された歳入の支出のみを監視し、市民、消防コミッショナー役員会、市議会および市長に報告書を提出する市民監視委員会を、ここに市に設置する。
- B. 会員の選出。委員会は五人の会員で構成する。委員会委員一名は、以下の各職員によって任命される：(1) 市長、(2) LAFD 消防隊長、(3) 市会計監査官、(4) 市行政責任者、および (5) 市議会公共安全委員会委員長。市民監視委員会委員は、市の居住者でなければならず、現職の市職員、市の公職者、市の請負業者または市のベンダーであってはならない。元職員、元公職者または元ベンダーは、市法務官が判断する利益相反がないことを条件として、委員会を務める資格を有する。

最初に任命される委員のうち、市長、LAFD 消防隊長、市会計監査官、市行政責任者および市議会公共安全委員会委員長によって任命される委員の任期は三年とする。いかなる委員も、連続して二期を超えて務めることはできない。

- C. 目的および管轄区域。市民監視委員会は、本条例に基づき徴収された歳入の支出について、本条例第 21.20.13 項に定める目的のために当該資金が支出されているかどうかを判断するためにのみ審査し、その所見について、市長、市議会、消防コミッショナー役員会および市民に少なくとも年一回報告書を発行するものとする。委員会委員は、独立監査人が実施する年次財務監査または業績監査を審査することもできる。委員会は、その監視を、本条例に基づいて生じる歳入に厳密に限定するものとする。その他の源から生じる歳入は、市民監視委員会の管轄区域とする。

監視プロセスの完全性および独立性を維持するため、委員会委員は、契約、プロジェクト管理、その他 LAFD の管理または資金調達に関するいかなる側面においても、正式な役割を担わない。

委員会は、支出の優先事項、スケジュール、プロジェクトの詳細、資金源に関する決定、資金調達計画または税率の前提について意思決定を行う権限を有しない。委員会は、助言のみを行う役割を担うものとする。委員会は、本条例に基づき委任されたものの以外のいかなる管轄区域も有しない。

市長またはその指名者は、委員会がその責任を果たし、またはその所見を公表するために必要とする合理的な行政上または技術上の支援を提供するものとする。

- D. 会議。市民監視委員会は、各財政年度に三回（または承認済みもしくは改正された規約に別段の定めがある場合はその回数）会議を開催するものとし、具体的な会議日は委員会委員が決定する。市民監視委員会の会議は、Brown Act(ブラウン法) の対象となる。会議には議題を設定し、公開しなければならない。委員会の議事録および報告書は公的記録であり、市が提供するウェブサイトに掲載しなければならない。必要に応じて、委員会は追加の会議を予定することができる。すべての委員会委員は、最初の定例委員会に出席する前に、研修およびオリエンテーションを受けなければならない。

委員会委員は、すべての定例会議に出席することが期待される。二回連続して会議に出席しなかった場合、委員を任命した市の職員の裁量により、委員会委員から解任されることがある。

- E. 委員会の運営および資金。市民監視委員会は、委員会委員議長および副委員長を務める委員を選出する。市長またはその指名者によって、市職員一名が書記を務める者として任命される。書記は、各会議の議題の作成、掲載および配布ならびに議事録の作成を担当する。承認された議事録は、市民が閲覧できるようにしなければならない。委員会の決定、立場、所見および手続きには、出席している委員の過半数票を必要とする。いかなる会議についても、定足数は最低三人の委員とする。市民監視委員会の継続的な費用は、本条例によって認められる特別税から生じる歳入を使用して支払うものとする。

- F. 欠員。委員会委員は、欠席を繰り返した場合（本項の副項 D を参照）、不正行為を行った場合、本項に定める資格要件を満たさなかった場合、または委員としての職務を遂行する能力もしくは意思を欠く場合、市の任命権者によって委員会から解任されることがある。解任、辞任または死亡の場合、空席となった委員会委員の席を任命した市の職員は、その空席を補充する者を任命する。

G. その他。これらの指針において具体的に規定されている事項を除き、委員会
は、過半数票により、独自の標準手続きおよび規約を作成し、採択すること
ができる。市民監視委員会のすべての手続きおよび規約は、市議会および市
長による審査および承認の対象となる。市民監視委員会の報告書および監査
は、市議会および市長による審査および承認の対象となる。

H. 期間。市民監視委員会は、市議会が市長の承認を条件として委員会を解散す
るための議決を行うまで存続する。この解散は、本条例の実施後最初の 10
年間を行うことができない。

第 21.20.15 項。 - 財務上の説明責任に関する規定。

この特別目的の歳入源によって生じた金額およびその使用状況は、独立した公認会計
士による市の財務運営の年次監査に含めるものとする。この年次監査の費用は、本条
例によって認められる特別税から生じる歳入を使用して支払うものとする。

第 21.20.16 項。 - 税の期間。

本条例によって課される税を賦課する権限は、有権者によって廃止されるまで効力を
有するものとする。

第 21.20.17 項。 - 可分性。

本条例のいずれかの規定、条、法節、段落、文、語句または単語が、管轄区域を有す
る裁判所における最終的な措置により、または先占法令を理由として、無効、違法ま
たは違憲とされた場合、その違憲性、違法性または無効性は、当該規定、条、法節、
段落、文、語句または単語にのみ影響するものとし、残りの規定、条、法節、段落、文、
語句もしくは単語、または本条例の他の者もしくは状況への適用に影響を与え、もし
くはこれを損なうものではなく、そのため、本条例の規定は可分である。市の住民は、
当該違憲、違法または無効な規定、条、法節、段落、文、語句または単語が本条例に
含まれていなかったとしても、本条例を採択したであろうことを、ここに意思として
宣言する。

第 21.20.18 項。 - 修正。

市議会は、本条例において明示的に規定されている場合を除き、本条例を修正する権
限を有しない。修正は、以下の場合に限り、住民の投票なしに制定することができる：
(1) 本条例の実施または管理のために厳密に必要なこと；(2) 税の額、税率または
期間を変更しないこと；(3) 本条例の目的をさらに推進すること；および (4) 少なくと
も 30 日間の公示および審査を経た後、市議会の全委員の三分の二票によって承認さ
れること。

第 21.20.19 項。 - 努力維持 (MOE)。

A. 市の住民は、本条例に基づき徴収される歳入が、LAFD サービスのために市
が既に支出している金額を補完し、これに取って代わるものではないこと
を意図する。この目的を達成するため、市は、直前の十財政年度における

LAFD への裁量予算総額の平均割合を、最低限維持するものとする（以下「基準期間」という。）。基準期間は、本条例の有効日時点で確定するものとし、その後の年度において下方修正して再計算してはならない。

- B. 市がいずれかの時点で、本項に定める資金水準を満たす予算を計上しなかった場合、市は、当該財政年度中、本条例に基づき設定された特別税を課し、徴収してはならない。
- C. 透明性および説明責任を促進するため、市は、予算手続きの一環として、本努力維持要件を遵守していることを毎年証明するものとし、その証明書を市民が閲覧できるようにするものとする。
- D. 本項のいかなる規定も、市が基準期間の平均割合を上回る一般基金からの LAFD への支援を増額することを妨げるものではない。

第 21.20.20 項。 – 新規建設および地域雇用の機会。

- A. 本条例から資金提供を受けるすべての新規消防署建設および消防署建て替えプロジェクトは、Los Angeles 市公共事業局の施行プロジェクト労働協約（以下「公共事業局 PLA」という。）の対象となる。市議会は、その裁量により、本条例から資金提供を受けるその他の建設、改修および建て替えプロジェクトを公共事業局 PLA に含めることができる。
- B. 本条例から資金提供を受ける消防施設の建設、改修および建て替えプロジェクトに適用する特定のプロジェクト労働協約（以下「PLA」という。）が市議会によって承認された場合、当該消防施設プロジェクトの建設、改修および建て替え作業を行う請負業者は、公共事業局 PLA ではなく、当該特定の PLA を遵守することを義務付けられる。
- C. 本条例から資金提供を受ける消防署の建設、改修および建て替えプロジェクトは、California 労働法規に従って現行賃金が支払われる公共事業とする。
- D. 本条例から資金提供を受ける LAFD プロジェクトについて、市議会は、地域の Los Angeles 市住民が建設業務のキャリアにアクセスする機会を増やすための労働力開発プログラムの設立を要求することができる。このようなプログラムは、見習い制度および見習い前プログラム、就職フェアならびにその他の労働力開発の取り組みの利用を促進し、LAFD プロジェクトが市の住民に良質な中流階級の仕事への道筋を創出することを目指すことを確保するものとする。

第 3 項。 矛盾する法案。

本法案は、取引および使用税を規定する州法の制限の範囲内で施行されることを意図する。本法案および同じ投票用紙に掲載されるその他の市の法案が、それぞれ取引および使用税を課し、これらの法案を合わせて採択することにより、市内に適用される地区税率の合計が California 歳入課税法規第 7251.1 項またはその後継法令によって定

められた制限を超えることになる場合、本法案の規定は、その範囲において、当該他の法案と抵触するものとみなす。

California 州憲法第 II 条第 10 項 (b) に従い、本法案および抵触する法案が同一の選挙において有権者によって承認された場合、賛成票の数がより多い法案が、抵触する部分についてあらゆる点で優先する。本法案が過半数の賛成票を得たものの、当該抵触する他の法案のいずれかより少ない賛成票しか得なかった場合、本法案は、法定の制限を超えることなく、または優先する法案と抵触することなく実施できる範囲で、効力を生じる。

第 4 項。発効日；施行日。

本条例は、本条例を制定する法案の選挙において投票した有権者によって本条例が正式に承認されたことを市議会またはその他の統治機関が証明した十（10）日後に発効する。本条例に基づき課される取引および使用税は、本条例の採択から百十（110）日を超えて開始する最初の暦四半期の初日に施行される（以下「施行日」という。）。ただし、法律に別段の定めがある場合はこの限りでない。

第 5 項。法的防御。

投票の過半数によって承認され、その後、管轄区域を有する裁判所で異議を申し立てられた場合、市は当管轄区域を有する裁判所において本条例を擁護するものとする。市の住民は、本条例を単純過半数の有権者の承認によって承認することにより、本条例の賛成者が、本条例の合憲性または法令上の有効性もしくは本条例の実施に対する異議申立てから本条例を擁護することについて、直接かつ個人的な利害関係を有することをここに宣言する。市が本条例を擁護しなかった場合、または管轄区域を有するいずれかの裁判所において、本条例に対する全部もしくは一部の不利な判決について市が上訴しなかった場合、本条例の賛成者は、管轄区域を有するいずれかの裁判所において、本条例の有効性および実施を擁護することにより、その直接かつ個人的な利害関係を主張する権利を有し、本条例を通じて市の住民から権限を与えられ、市の住民の代理人として行動するものとし、市は賛成者に合理的な弁護士費用を補償するものとする。

第 6 項。法典化；番号付与；実質的でない編集。

有権者によって承認された場合、本条例は Los Angeles 市地方法規に法典化される。本条例に定める章、条および項の番号は参照のみを目的とするものであり、市書記は、本条例の実質的内容を変更することなく本条例を実施するために必要に応じて、代替の章、条および項の番号を付与し、実質的でない書式、誤植および相互参照の修正を行う権限を有する。

有権者の権利章典

あなたには以下の権利があります

1. **登録済み有権者であれば、投票する権利があります。**以下の方には投票資格があります。
 - ★ カリフォルニアに居住する米国市民
 - ★ 18 歳以上の方
 - ★ 現在お住いの地域で有権者登録なさっている方
 - ★ 現在、重罪の有罪判決による州または連邦の刑務所で禁固刑受刑者でない事、および
 - ★ 現在、裁判所によって精神的に投票する能力がないと判断されていない方
2. **お名前が選挙人名簿に載っていない場合でも、登録済み有権者であれば、投票する権利があります。**

暫定投票用紙を使用して、投票することになります。あなたに投票資格があると選挙管理人が判定した場合、あなたの票は計上されます。
3. **投票所が閉まっても、列にまだ並んでいれば、投票する権利があります。**
4. **誰からも迷惑を掛けられず、またどのように投票するかを指示されずに、秘密投票様式で投票する権利があります。**
5. **書き損じた場合、まだ投票をお済みでない限り、新しい投票用紙を得る権利があります。**

あなたは、
新しい投票用紙を**投票所で選挙管理人に請求**できます。
選挙事務所もしくはあなたの投票所で、新しい郵便投票用紙と交換してもらえます。
または
暫定投票用紙を使用して投票できます。
6. **あなたの雇用主または労働組合の代表者以外であれば、あなたが選ぶ任意の方から、あなたの投票の手助けを受ける権利があります。**
7. **カリフォルニア州内にある任意の投票所で、記入済みの郵便投票用紙を提出する権利があります。**
8. **あなたの投票区で十分な人数の方がその言語を話す場合、英語以外の言語の選挙書類を得る権利があります。**
9. **選挙手順について選挙管理人に質問し、選挙過程を見学する権利があります。**質問した相手がその質問に答えられない場合、回答できる適切な人に対応させます。あなたが規律を乱すような場合は、あなたの質問の回答を止めさせて頂く事があります。
10. **違法または不正な選挙活動があれば、それを選挙管理人または州務長官に報告する権利があります。**

これらのいずれかの権利が拒否されたと思われる方は、秘密扱いとされる州務長官の有権者ホットライン、フリーダイヤル (800) 345-VOTE (8683) 迄お電話下さい。

 ウェブサイトからのご報告
www.sos.ca.gov

 電話でのご報告
(800) 345-VOTE (8683)

 Eメールでのご報告
elections@sos.ca.gov

有権者向けアクセス可能情報



アクセス可能および他の補助装置

(800) 815-2666、オプション 4 (LA 群ホットライン)

LA 郡投票センターでは、車いすアクセス可能および場外投票をご利用いただけます。投票センター内には、投票補助機器が設置されています。



オーディオ録音 (213) 978-0444

すべての投票センターでオーディオ設備をご利用いただけます。

本冊子に掲載されている法案のオーディオ録音は、英語、アルメニア語、中国語、ペルシア語、ヒンディー語、日本語、クメール語、韓国語、ロシア語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語で提供されています。これらの音声版は、当事務所のウェブサイト：clerk.lacity.gov/elections/multilingual-services および以下の場所でご提供しています。

Braille Institute Library
741 North Vermont Avenue
Los Angeles, CA 90029
(323) 660-3880

Central Library
630 West 5th Street
Los Angeles, CA 90071
(213) 228-7000

有権者は、オーディオ録音のコピーを当局へ申請できます。

Office of the City Clerk-Election Division
Attn: Audio Recordings
555 Ramirez Street, Space 300
Los Angeles, CA 90012



TTD 電話番号 (562) 462-2259

聴覚障害のある有権者のために、TTD 専用電話番号をご利用いただけます。



言語補助 (213) 978-0444

また市では、投票に関する資料を、アルメニア語、中国語、ペルシア語、ヒンディー語、日本語、クメール語、韓国語、ロシア語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語でもご提供させていただきます。

あなたの市。あなたの声。あなたの近隣評議会！

道路の穴ぼこを何とかしたいと思いませんか？コミュニティ美化のための発案はありますか？コミュニティとの有意義なつながりを築く方法をお探しですか？

あなたの近隣評議会に参加しましょう！

近隣評議会は、あなたのコミュニティの人々で構成されており、Los Angeles 市があなたの近隣地域のニーズ、課題、そして願望に適切に対応できるよう仕事をしています。選出されたボランティア諮問機関として、近隣評議会は、**市役所におけるあなたの声です。**

近隣評議会は、Los Angeles 市政府において以下の重要な役割を果たしています：

- 市の指導者に助言し、地域の問題について提言する、
- コミュニティーおよび資本改善プロジェクトの優先順位の設定、
- 道路や歩道の修繕、公共の安全、ゴミ収集などの市のサービスを監視し、勧告を行、
- コミュニティーのイベント、プロジェクト、発案に資金を提供し、
- さらに！

Los Angeles には 99 の近隣評議会がある。

全米最大規模の草の根市民参加モデルとされるこれらの組織は、それぞれ、その地域に住み、働き、学び、礼拝し、不動産や事業を所有し、またはボランティア活動を行う Los Angeles 市民に奉仕しています。

今すぐ参加しよう

近隣評議会選挙は 2027 年に実施されます。Los Angeles 市民として、あなたはあなたの近隣評議会の議席に立候補したり、この重要な選挙で有権者として投票したりすることで、コミュニティのリーダーになることができます。

www.99NCs.com にアクセスして、最寄りの近隣評議会又は、2027 年の近隣評議会選挙について検索するか、近隣改善局、EmpowerLA@LACity.org 又は、(213) 978-1551 までお問い合わせくだ

